

平成30年度版
久留米市男女共同参画白書

(久留米市男女共同参画行動計画平成29年度実施状況)

平成31年3月

久留米市

久留米女性憲章

わたくしたちは、「男女共同参画社会 久留米」をめざし、人間としての自立と平等を基本理念として、家庭で、学校で、職場で、地域で、生涯を通じ、男女がともにのびやかに豊かに生きる新しいまちづくりを進めるために、この憲章を定めます。

1. 男女平等をあらゆる場、あらゆる機会を進めます。
2. 男女がともに自立し、いきいきと暮らせるまちをつくります。
3. 男女があらゆる分野にともに参画できるまちをつくります。

(昭和63年告示第103号)

は　じ　め　に

この白書は、男女の自立と男女共同参画社会の実現をめざした第3次久留米市男女共同参画行動計画(平成23年度～32年度)の後半にあたる第2期実施計画(平成28～32年度)の平成29年度の実施状況と平成30年度の取り組みを報告書としてまとめたものです。

また、巻末に久留米市を中心とした女性の現状に関する統計資料、相談窓口一覧及び参考資料を掲載しておりますので、併せて御活用いただければ幸いです。

平成31年3月

久留米市長　大久保　勉

目 次

第1部 第3次久留米市男女共同参画行動計画・第2期実施計画の 平成29年度推進状況及び平成30年度実施計画	1
1 行動計画の概要	3
成果指標一覧	4
2 第3次久留米市男女共同参画行動計画・第2期実施計画の平成29年度推進 状況及び平成30年度実施計画	6
3 事業の取組状況	11
施策の方向Ⅰ 人権尊重と男女平等のための意識づくり	11
体系表	11
施策1 男女平等意識の啓発	12
施策2 男女平等の視点に立った教育の実践	22
施策3 女性に対するあらゆる暴力の根絶	23
施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進	26
体系表	26
施策1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	27
施策2 雇用の分野における男女共同参画の促進	34
施策3 農業・商工自営業における男女共同参画の促進	36
施策4 家庭・地域における男女共同参画の促進	38
施策5 ワーク・ライフ・バランスの実現	45
施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり	51
体系表	51
施策1 生涯を通じた男女の健康支援	52
施策2 困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備	55
計画推進体制の整備	62
体系表	62
1 計画推進体制の強化・徹底	63
4 部課別具体的事業一覧	67

第2部 女性の現状に関する統計資料	71
I 人口	
1. 人口の変化(市)	73
II 労働	
1. 女性の就業状況	75
2. 従業員の性別構成	76
3. 男女別の所定内給与(筑後地区)	78
4. 農業就業人口(販売農家)に占める女性の割合	79
5. 市職員における女性の割合	80
III 家庭・健康・福祉	
1. 就学前児童の保育状況(市)	81
2. 生活習慣病予防健康診査・各種検診の受診状況(市)	82
3. 相談の状況(市)	83
4. 児童虐待の状況(市)	88
5. 自殺の概要(県・市)	89
IV 教育	
1. 教育機関における役職別教員の男女の割合(市).....	90
2. 学校種類別進学率の推移(国)	91
V 社会参画	
1. 委員会・審議会等における女性委員の割合(市)	92
2. 民生委員・保護司における女性の割合(市)	96
3. 団体等における女性役職者等の割合(市)	97
4. 議会における女性議員の割合	98
5. HDI、GII、GGIにおける日本の順位	99
VI 苦情処理機関	
1. 男女平等に関する苦情・救済の申出処理件数(組織別)	100
第3部 相談窓口一覧	101
第4部 参考資料	107
資料1. 久留米市男女平等を進める条例	109
資料2. 久留米市における審議会等への女性の登用促進要綱	115
資料3. 男女共同参画社会基本法	118

**第1部 第3次久留米市男女共同参画行動計画・第2期実施計画の
平成29年度推進状況及び平成30年度実施計画**

1 行動計画の概要

(1) 計画の期間

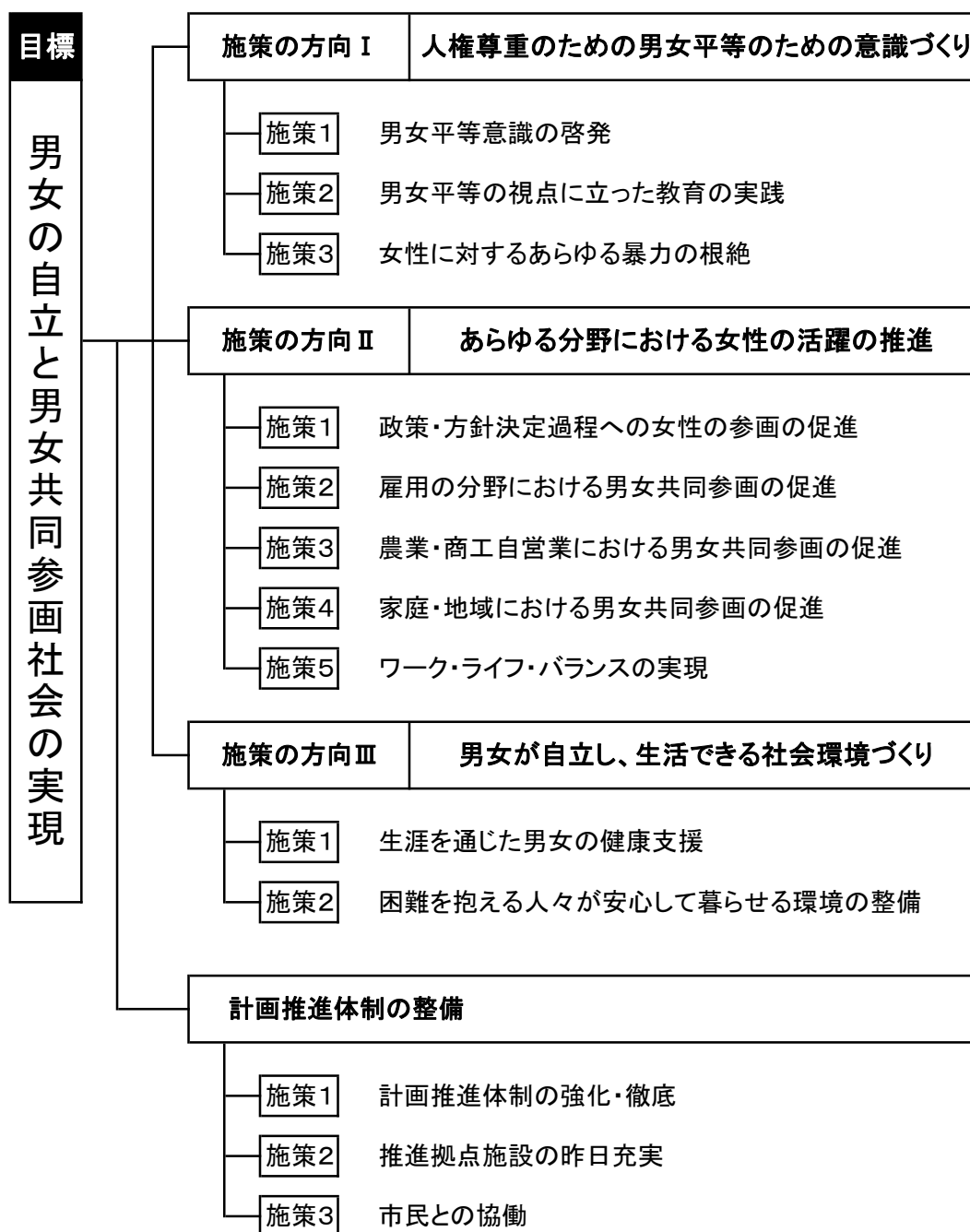
計画の期間は平成23年度から32年度までの10年間にわたるもので、実施計画は5年ごとに策定しており、今回は後期の第2期実施計画（平成28年度～平成32年度）の策定について、平成29年度に実施した事業の状況報告である。

また、平成30年度の実施計画について報告する。

(2) 施策の体系

第3次男女共同参画行動計画の目標である、「男女の自立と男女共同参画社会の実現」をめざして、3つの施策の方向のもと、前半5年は様々な施策を推進した。

後半5年は施策を見直し、新たな実施計画を立て推進する。



成果指標一覧

【達成基準】

今回指標が無いもの - 現状値と比較して上昇している ○
 目標値を超えたもの ◎ 現状値より下がっているもの ▲

施策の方向	施策	成果指標	現状値	H29年度 (H30.4.1)	達成基準	目標値	担当課
I 人権尊重のための男女平等の意識づくり	1 男女平等意識の啓発	①「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合（市民意識調査）	53.4% (H26年度)	- ※H31調査予定	-	60.0% (H31年度)	男女平等政策課
		②男女平等推進センターの認知度（市民意識調査）	47.4% (H26年度)	- ※H31調査予定	-	52.0% (H31年度)	男女平等政策課
		③男女平等推進センターにおける男女平等に関する講座・講演会等の参加者の男性の割合	29.8% (H26年度)	34.1%	○	35.0% (H32年度)	男女平等推進センター
		④校区コミュニティ組織による委嘱学級における男女平等に関する学習の参加者数	1,217人 (H26年度)	1,196人 (H28年度)	▲	1,340人 (H32年度)	生涯学習推進課
	2 男女平等教育の視実践に	①学校教育の場で平等と感じる人の割合（市民意識調査）	58.4% (H26年度)	- ※H31調査予定	-	61.0% (H31年度)	男女平等政策課
		②男女平等研修を受講した保育関係者数	480人 (H26年度)	342人	▲	550人 (H32年度)	子ども施設事業課
		③教職員に対し、男女平等研修を実施した学校数	28校 (H27年度)	53校 (H29年度)	○	66校 (H32年度)	学校教育課
	3 暴力性根絶に対するあらゆる	①DV被害について「相談しなかった（できなかった）」人の割合（市民意識調査）	46.0% (H26年度)	- ※H31調査予定	-	40.0% (H31年度)	男女平等政策課
		②DVを人権侵害だと認識する市民の割合（市民意識調査）	81.0% (H26年度)	- ※H31調査予定	-	100.0% (H31年度)	男女平等政策課
		③テレビ・新聞・雑誌・インターネットなどの ※メディアにおける女性の性的描写を女性への人権侵害だと認識する人の割合（市民意識調査）	32.1% (H26年度)	- ※H31調査予定	-	40.0% (H31年度)	男女平等政策課
		④セクシュアル・ハラスメント防止対策を整備している市内事業所の割合（久留米市雇用実態調査）	51.4% (H26年度)	55.3% (H29年度)	◎	55.0% (H32年度)	労政課
	II あらゆる分野における女性の活躍の推進	1 参画政策への促進方針の決定	①審議会・委員会等における女性委員の登用率	44.3% (H27.4.1現在)	44.3% (H30.4.1現在)	○	50% (H32.4.1現在)
②市職員における管理職に占める女性職員の割合及び監督職に占める女性職員の割合			7.3% 25.9% (H27.4.1現在)	11.4% 27.5% (H30.4.1現在)	○	15.0% 30% (H32.4.1現在)	人事厚生課
③久留米市内の管理職試験受験可能女性教職員に占める受験者の割合			9.6% (H27年度)	8.0% (29年度)	▲	15.0% (H32年度)	教職員課
2 雇用分野における女性の活躍の推進		①職場で平等と感じる人の割合（市民意識調査）	18.6% (H26年度)	- ※H31調査予定	-	25.0% (H31年度)	男女平等政策課
		②市内事業所における女性管理職等の割合（久留米市雇用実態調査）	17.3% (H26年度)	17.4% (H29年度)	○	19.0% (H32年度)	労政課
		③男女平等推進センターにおける女性活躍推進事業の講座等の受講者数	- (H26年度)	626人	◎	560人 (毎年度)	男女平等推進センター

施策の方向	施策	成果指標	現状値	H29年度 (H30.4.1)	達成基準	目標値	担当課
Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進	3 農業・商工 自営業・共同参画における	①認定農業者における女性農業者の割合（食料・農業・農村基本計画）	4.2% (H26年度)	5.9% (H29年度)	○	7.0% (H31年度)	農政課
		②女性の起業融資制度利用者数	— (H26年度)	6件 (H29年度)	○	15件(累計) (H32年度)	新産業創出支援課
	4 家庭の・地域における男女共同参画の促進	①家庭生活で平等と感じる人の割合（市民意識調査）	22.2% (H26年度)	- ※H31調査予定	—	25.0% (H31年度)	男女平等政策課
		②地域活動・社会活動の場で平等と感じる人の割合（市民意識調査）	31.1% (H26年度)	- ※H31調査予定	—	33.0% (H31年度)	男女平等政策課
		③プレパパママ教室における参加夫婦数	340組 (H26年度)	394組	◎	380組 (H31年度)	こども子育てサポートセンター
		④校区コミュニティ組織における女性役員の割合（正副会長）	14.3% (H27年度)	12.9%	▲	19.0% (H32年度)	地域コミュニティ課
	5 ワーク・ライフ・バランスの実現	①育児、子どものしつけを「夫と妻が同じ程度に分担している」と答えた人の割合（市民意識調査）	23.9% (H26年度)	- ※H31調査予定	—	28.0% (H31年度)	男女平等政策課
		②市職員における男性の育児休業取得率	3.4% (H26年度)	17.3% (H28年度)	◎	15.0% (H32年度)	人事厚生課
		③ワーク・ライフ・バランスの推進にかかる企業への助成件数	— (H26年度)	2件 (H29年度)	○	30件 (累計) (H31年度)	労政課
		④育児休業制度を整備している事業所の割合（久留米市雇用実態調査）	71.9% (H26年度)	72.6% (H29年度)	○	75.0% (H32年度)	労政課
		⑤介護休業制度を整備している事業所の割合（久留米市雇用実態調査）	53.6% (H26年度)	62.0% (H29年度)	◎	55.0% (H32年度)	労政課
		⑥待機児童数 （くるめ子どもの笑顔プラン）	33人 (H27年度)	59人 (H29年度)	▲	0人 (H30.4.1現在)	子ども施設事業課
		⑦学童保育所入所児童数 （くるめ子どもの笑顔プラン）	3,561人 (H27年度)	4,156人 (H29年度)	○	5,500人 (H31年度)	子ども政策課
	Ⅲ 社会環境が自立し、生活できる	1 健康な生涯を通じた	①生活習慣病予防健康診査の受診率（第2期健康くるめ21）	8.7% (H26年度)	11.2% (H29年度)	◎	10.0% (H31年度)
②妊婦健診受診率			98.8% (H26年度)	99.7%	○	100.0% (毎年度)	こども子育てサポートセンター
2 環境の暮らしを整え安らげる心豊かな生活		①ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける就業率	62.3% (H26年度)	46.7% (H29年度)	▲	65.0% (H32年度)	家庭子ども相談課
		②家族介護教室の参加率	69.3% (H26年度)	60.0% (H29年度)	▲	75.0% (H32年度)	長寿支援課

2 第3次久留米市男女共同参画行動計画・第2期実施計画の平成29年度推進状況及び平成30年度実施計画

施策の方向Ⅰ 人権尊重のための男女平等の意識づくり

施策1 男女平等意識の啓発

○取組状況

全庁的に、男女平等の視点に立った啓発・広報活動に取り組むとともに、男女平等推進センターや各総合支所において、講座や講演会の開催、情報提供、市民の自主的活動への支援などを通じ、男女平等意識を醸成した。また、久留米女性週間記念事業「くるめフォーラム2017」において、市民との協働による啓発を推進した。その他「男女共同参画フォトコンテスト」を実施し、男性の家事・育児参画の意識啓発を図った。

○成果と課題

固定的性別役割分担意識を解消し、男女平等意識を醸成するための学習や研修を実施し、男性参加者も28年度と比べ増加した。一方で、現在の方法による情報提供や研修会は、参加者が一部の市民に限られる傾向にあるため、今後はさらに男性や子育て世代、若年層など、従来の講座等では参加が少なかった対象者層にいつそう興味を持ってもらえるような事業内容を検討するとともに、効果的に広報を工夫する必要がある。

○平成30年度取組方針

市民・地域活動団体、関係課などと連携を図りながら、参加しやすいテーマ設定や、広報の方法を工夫し、さらに男性や子育て世代、若年層の参加者を増やす。

施策2 男女平等の視点に立った教育の実践

○取組状況

保育関係者や教職員に対する研修を実施し、男女平等教育を実施するとともに、各学校においては、授業をはじめとする諸活動において、男女平等意識の育成を重視した教育を推進した。

○成果と課題

幼児教育・学校教育の場において、それぞれの指導者が男女平等教育を進めるための研修を実施することができた。今後も、学んだことを保育・教育の場で効果的に実践するために、職員間で共通理解を図ることが必要である。

○平成30年度取組方針

保育関係者や教職員に対し、今後も効果的な男女平等教育・保育が実施できるよう研修会を計画し実施する。また、学校においては、各学校の年間計画に基づき授業を実施する。

施策3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

○取組状況

「第2次久留米市DV対策基本計画・実施計画」に基づき、DVのない社会の実現を目指し全庁で取り組みを進めることができた。

市民や地域の団体、企業等に対して、DVやセクシュアル・ハラスメント等の研修の実施、また、男女平等推進センター広報紙（ジャーナル）や商工労働ニュース、セーフコミュニティ通信等に記事を掲載し、女性に対する暴力の根絶に向けた啓発を行った。特に平成29年度はパープルツリーを久留米シティプラザやJR久留米駅に設置し、パープルライトアップや街頭キャンペーンを行うなど、広く市民に、女性に対する暴力根絶の意識啓発と相談窓口の周知を図った。

また、DVや性暴力、セクシュアル・ハラスメント等の相談を受け、被害者の相談から自立支援まで、関係機関・団体と連携を図りながら、被害者への切れ目のない支援に努めた。

○成果と課題

市民や職務関係者等への啓発や研修の実施、DVカード等の設置拡大、相談と支援体制の充実など、全庁で取り組むことができた。特に平成29年度は、パープルツリーの活用により、従来以上に女性に対する暴力根絶の意識啓発と相談窓口の周知を行うことができた。

平成29年度久留米市の総合相談・婦人相談件数は4,958件で、内主訴がDVの相談は1,491件と依然として多くの相談が寄せられている。また、性暴力の相談も227件と平成28年度と同様の傾向となっており、相談窓口の周知が図られてきたものと考えられる。今後も潜在化している暴力の被害者へ相談窓口の周知を図る必要がある。

○平成30年度の取組方針

セーフコミュニティDV防止対策委員会の目標である「DVの発生防止」と「DV被害者の潜在化の防止（早期発見）」の取り組みの一環として、市民や民間団体、関係機関等と協働し、パープルキャンペーンを実施する。パープルツリーを活用した啓発を拡充して様々な事業を実施し、女性に対する暴力根絶の意識啓発と相談窓口の周知に努める。

また、複雑・多様化する相談に対応するために、相談体制の充実、関係機関・団体との連携を強化し、DVや性暴力被害者の相談から自立支援まで、被害者の立場に立った支援に取り組む。

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進

施策1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

○取組状況

市の審議会等への女性委員の登用や、市職員における女性役職者の積極的な登用を進めてきた。また、地域や企業等において女性が方針決定過程への参画を促進できるような講座やセミナーを実施した。

○成果と課題

審議会等委員に占める女性委員の割合は、条例に基づくものと設置要綱等によるものを合わせて全体では44.4%（平成30年4月1日現在）と昨年に比べ低い結果となった。

また、農業委員においては、法改正後の改選において24名中女性が5名（21%）となり、女性の割合が上昇した。

市職員の女性の役職者への登用は着実に進み、女性役職者の比率は管理職11.4%、監督職27.5%（平成30年4月1日）と年々増加している。

今後も、政策・方針決定過程への女性の参画を進めるために、人材の発掘と育成及び環境整備が必要である。

○平成30年度の取組方針

女性委員の登用促進にあたっては、女性人材の育成や取り組みへの理解促進、女性の登用などについての関係機関への働きかけ、ロールモデルの発掘や活躍事例の紹介などに努める。

地域や企業において、女性が政策・方針決定への参画が促進されるような講座やセミナーを継続して実施する。

施策2 雇用の分野における男女共同参画の促進

○取組状況

市の公共調達にかかる事業者に対し、男女共同参画推進状況を把握するための調査を実施した。事業主及び労働者に対し、セクハラ・パワハラセミナーや女性活躍推進セミナー、女性管理職養成講座など、男女共同参画の理解を深めるための講座を実施した。また、子育て中の人の仕事相談カフェ等においても労働法などの基礎知識に関する情報提供を行った。

○成果と課題

事業主及び労働者、また就職を希望する女性に対し、労働関係法令に関する啓発や女性の人材育成・能力活用に関する情報提供等を行うことができた。

今後も継続して情報発信・啓発を行っていくことが必要であり、すべての労働者に情報が届くようにしていくことが課題である。

○平成 30 年度の取組方針

登録事業者への調査で得た課題を、今後施策にどのように反映するか関係課と検討する。

女性活躍推進法や各種ハラスメントセミナー、女性管理職養成講座等の実施、国や県と連携した相談事業の実施、また商工労働ニュース等での啓発事業を行う。

施策 3 農業・商工自営業における男女共同参画の促進

○取組状況

農業経営や地域で活躍できる女性農業者の育成を図るため、女性認定農業者・家族経営協定申請を推進した。また女性農業者リーダー育成研修事業を実施した。

起業家セミナー等を開催し、起業を目指す女性の支援を行った。各商工団体に対し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを働きかけるとともに、事業者に対して広報紙等による啓発を行うとともに、商工団体の機関紙にも啓発記事を掲載した。

○成果と課題

女性認定農業者の割合は、5.9%と昨年度（5.3%）と比べ増加した。今後も家族経営協定の推進とともに認定農業者への共同申請を促進することが必要である。

起業家セミナー及び女性起業家支援イベントは 700 人の参加、起業支援セミナーには延べ 77 人が参加し、起業のための基礎知識の習得や女性同士のつながり作りへの支援を行うことができた。今後はさらに起業を目指す女性への融資制度の紹介や対象者の拡大等支援体制の拡充が必要である。

○平成 30 年度の取組方針

農業については、女性農業者リーダー養成事業等の実施により、農業経営や地域で活躍できる女性農業者の育成などに取り組む。また、女性認定農業者や家族経営協定申請の促進とともに履行状況確認によるフォローアップを行う。

商工自営業は、商工労働ニュースや商工団体機関誌へ記事を掲載し、男女共同参画社会の意義の普及・啓発を行い、意識改革を促していくとともに、起業家セミナーや女性起業家支援イベントを実施し、起業を促進するための支援体制を拡充する。

施策 4 家庭・地域における男女共同参画の促進

○取組状況

男性の料理教室やプレパママ教室、まちづくりネットワーク講座等を実施し、男女共同参画の必要性の理解促進と男性の生活的自立を促した。

平成 28 年度に養成した市民ボランティアの「男女共同参画サポーター」による地域啓発講座を行うなど、校区コミュニティ組織において、男女共同参画に関する研修会や意見交換会を実施し、意識啓発を行った。

○成果と課題

男性の家事・育児参画について、参加者の理解を深めることができた。今後は講座の日時や講座内容・広報活動の工夫を行い、より男性が参加しやすいようにする必要がある。

平成 29 年度から活動を開始した、「男女共同参画サポーター」による地域啓発講座は、身近な市民から市民へ男女平等を啓発することで理解が進み、たいへん有効であった。

今後もまちづくり連絡協議会や校区コミュニティ組織と意見交換会を行い、男女共同参画の取り組みに向けた支援の検討が必要である。

○平成 30 年度の取組方針

男性の家庭における生活的自立のための意識啓発と様々な家事参画を促進するための講座を実施する。

「男女共同参画サポーター」による地域啓発講座を拡充して実施するとともに、校区コミュニティ組織に対する女性登用の働きかけや啓発、女性リーダーの育成などを通じて、まちづくりや地域活動における男女共同参画を促進する。

施策5 ワーク・ライフ・バランスの実現

○取組状況

市内の経済団体において働き方改革についての部会等を設置し、勉強会や講演会を実施するなど、ワーク・ライフ・バランスの浸透に向けた啓発や情報提供を行った。また、企業に対してワーク・ライフ・バランス助成を行い男女の家庭と仕事の両立支援を行ったほか、保育所の定員増や多様な保育サービスの実施、学童保育所の整備等多様な保育サービスの充実に努めた。

なお、市職員に対しても定時退庁日を徹底するなど、市職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを行った。

○成果と課題

市内の経済団体においてイクボスをテーマにセミナーを開催し、働き方改革への理解を深める取り組みが実施されており、九州イクボス企業同盟に加盟した団体もある。今後も、より多くの経営者の意識が高まるよう継続した啓発と支援が必要である。

保育の質と量は一定確保できているが、保育士不足のため待機児童の解消に至っていない。

市職員においては、時間外勤務の縮減が図られているが、更なる働き方の見直しが必要である。

○平成30年度の取組方針

企業に対し、家庭における男女共同参画を進めるための働き方改革への理解を促し、その実現に向けて経済団体が主体的に取り組んでいくよう先進事例の紹介を行う。

ワーク・ライフ・バランス推進助成金について、仕事と介護の両立支援のための制度を追加して支援を行う計画であるとともに、保育士の確保とニーズ量に応じた施設整備に取り組んでいく。

市職員については、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画を進め、時間外勤務の削減や年次有給休暇の計画的な取得の推進等働きやすい職場環境の整備に取り組む。

施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり

施策1 生涯を通じた男女の健康支援

○取組状況

男女が生涯にわたり健康な生活を営み、状況に応じて適切に自己管理を行うことができるよう、健康づくりに関する情報提供・啓発を行い、各種健康診査や相談および健康づくりに関するセミナー等を通じて健康の保持・増進を支援した。

○成果と課題

性感染症の検査件数は、前年度とほぼ同様の受診件数を維持している。また、生活習慣病予防健康診査受診率は11.2%と平成28年度(8.6%)と比べてわずかだが上昇した。

「こころの相談カフェ」は、平成29年6月に新たに1カ所開設し、市民が気軽に相談しやすい体制を構築した。61回の実施で、200件の相談を受け、平成28年度(106件)と比べ2倍近い相談があった。今後も支援者の資質向上と相談体制の検討を図っていく。

○平成30年度の取組方針

心身の健康に関して、市民が気軽に相談できる健康相談や健康教育を実施する。

施策2 困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

○取組状況

子育て中の人、ひとり親家庭、高齢者や障害者、外国人など、様々な困難を抱え社会的配慮を必要とする男女が、性別に関わりなく経済的・生活的・精神的に自立した生活を送ることができるよう、社会参画支援、介護体制の充実、自立生活支援等に取り組んだ。

平成29年10月に、こども子育てサポートセンターを開設した。

○成果と課題

こども子育てサポートセンターの開設により、妊娠期から子育て期、就学後18歳まで切れ目のない支援が総合的にできるようになった。

障害者やその家族の総合的・専門的相談の支援の充実を図るための基幹相談支援センターは、相談実績が昨年より増加傾向とであり、高齢者の相談機関となっている地域包括支援センターは、

全ての日常生活圏域（11 圏域）に設置が完了した。

いずれの相談機関も、相談体制の充実を図るとともに関連する困難事例等においては相互に協力できるように連携する必要がある。

○平成 30 年度 of 取組方針

各事業の市民への周知を図るとともに、相談機関との連携強化を図る。

計画推進体制の整備

○取組状況

庁内推進組織である男女平等政策会議において、施策の総合調整を行うとともに、部局相互の連携・調整を図りながら、計画の着実な推進を図ってきた。

また、男女共同参画の視点に立った行政運営を目指し、「メディアとジェンダー」をテーマとした全職員への研修や階層別研修、外部講師を招いた課題研修を実施した。

○成果と課題

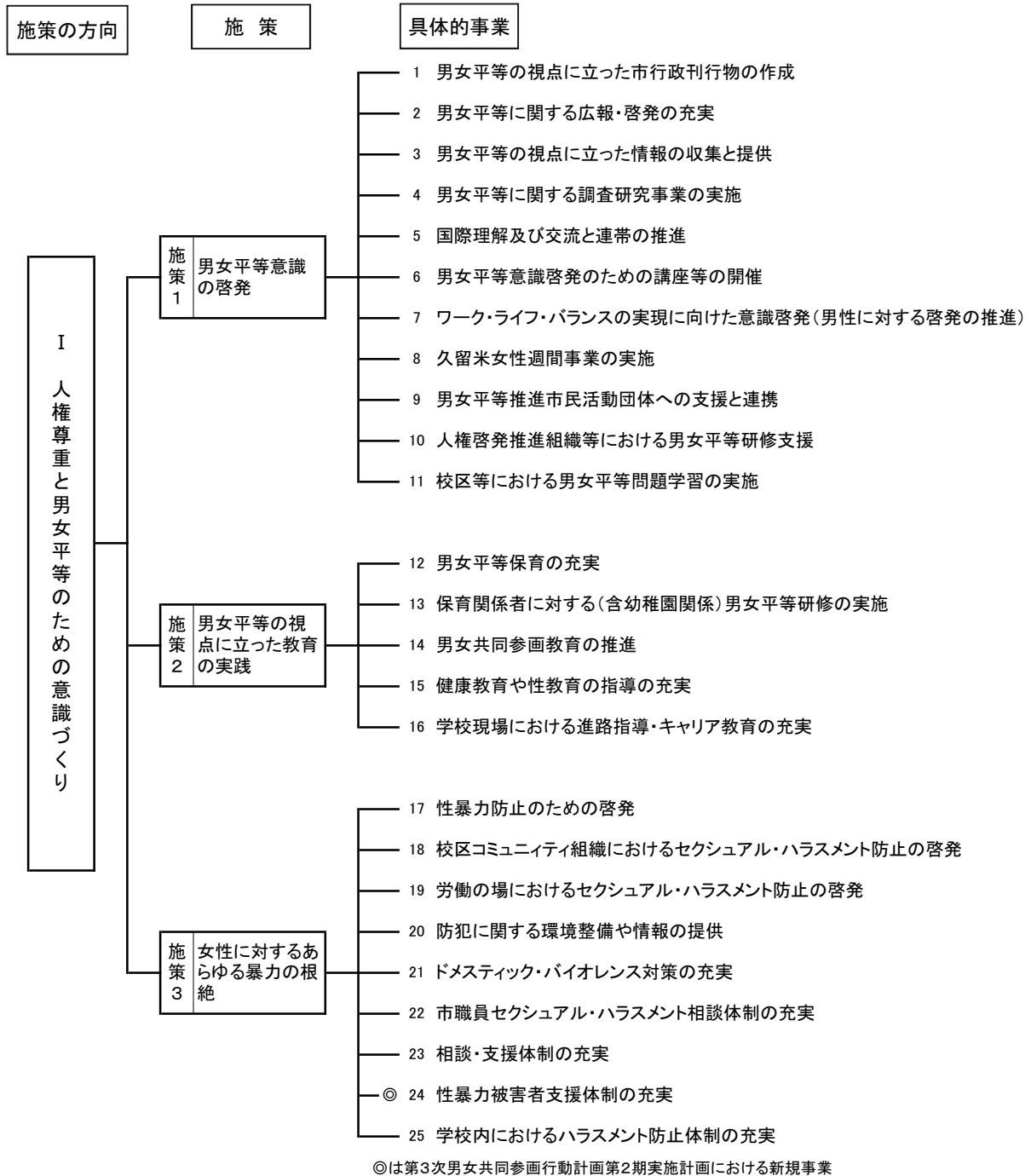
男女平等問題研修は、全部局において 2,231 人が参加した。市職員の意識調査では、研修の受講回数が増えるほど固定的性別役割分担意識に「同感しない」割合が高くなっており、今後も継続的に研修の機会を確保することが重要である。

○平成 30 年度 of 取組方針

男女平等政策会議や男女平等政策審議会等の運営をとおり、行動計画を着実に実施する。市職員を対象とした男女平等に関する意識調査を実施する。

3 事業の取組状況

施策の方向 I 人権尊重と男女平等のための意識づくり



予算額及び決算額

男女共同参画に限定した事業費である(単位:千円)

○他の施策の中で実施したもので、男女共同参画部分のみの算出が可能な場合はその額とし、算出が困難なものについては、「-」とする

○事業を実施していない場合は、「-」とする

○事業番号1「男女平等の視点に立った市行政刊行物の作成」について、印刷費は除く

施策の方向 I 人権尊重のための男女平等の意識づくり
(施策1)男女平等意識の啓発

久留米市男女共同参画行動計画推進状況

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課	
●男女平等の視点に立った情報の収集と提供									
1	男女平等の視点に立った市行政刊物の作成	各課の刊物の用語やイラストなどの表現について、市作成の「表現の手引き」を基に、男女平等の視点に立って作成する。	【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊物やチラシ等を作成する際は、行政刊物の手引を用いて作成する。	【実績】 男女平等の視点を踏まえた作成編集を行った	【計画】 男女平等の視点を踏まえた編集	-	-	全庁 (総合政策部)	
			【活動指標】 実施		【実績】				
			【課題・今後の方向性】						
			【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊物やチラシ等を作成する際は、行政刊物の手引を用いて作成する。	【実績】(主な刊物の名称) 該当なし	【計画】 引き続き、取り組み内容に沿って、行政刊物を発行する。	-	-	全庁 (総務部)	
			【活動指標】 実施		【実績】				
			【課題・今後の方向性】						
			【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊物やチラシ等を作成する際は、行政刊物の手引を用いて作成する。	【実績】(主な刊物の名称) 男女平等推進センタージャーナル セーフコミュニティ通信等	【計画】 引き続き、取り組み内容に沿って、行政刊物を発行する。	-	-	全庁 (協働推進部)	
			【活動指標】 実施		【実績】				
			【課題・今後の方向性】						
【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊物やチラシ等を作成する際は、行政刊物の手引を用いて作成する。	【実績】(主な刊物の名称) ・「市税のしおり」の刊行10,000冊	【計画】 引き続き、取り組み内容に沿って、行政刊物を発行する。	-	-	全庁 (市民文化部)				
【活動指標】 実施		【実績】							
【課題・今後の方向性】									
【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊物やチラシ等を作成する際は、行政刊物の手引を用いて作成する。	【実績】(主な刊物) ・国保のしおり ・くるめ市の国保 ・口座振替勧奨チラシ ・エイズ予防パンフレット	【計画】 引き続き、取り組み内容に沿って、行政刊物を発行する。	-	-	全庁 (健康福祉部)				
【活動指標】 実施		【実績】							
【課題・今後の方向性】									
【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊物やチラシ等を作成する際は、行政刊物の手引を用いて作成する。	【実績】(主な刊物の名称) <子育て便利マップ> 子育て経験者である市民編集員とともに、子育て便利マップを12,000部作成。作成にあたっては、男性も利用しやすい赤ちゃんの駅を掲載するなど、男女平等の視点に立ち、掲載内容、イラストなどに配慮した。	【計画】 引き続き、取り組み内容に沿って、行政刊物を発行する。	-	-	全庁 (子ども未来部)				
【活動指標】 実施		【実績】							
【課題・今後の方向性】									
【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊物やチラシ等を作成する際は、行政刊物の手引を用いて作成する。	【実績】(主な刊物の名称) ・くるめ環境フェア(チラシ) ・緑のカーテンハンドブック ・エコ実験パフォーマンスショー(チラシ) ・くるめエコ・パートナー(チラシ兼登録用紙) ・くるめクリーンパートナー(チラシ) ・環境広報紙エコ ・環境ビジネスセミナー(チラシ) ・地球環境・エネルギー教室(チラシ)	【計画】 引き続き、取り組み内容に沿って、行政刊物を発行する。	-	-	全庁 (環境部)				
【活動指標】 実施		【実績】							
【課題・今後の方向性】									
【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊物やチラシ等を作成する際は、行政刊物の手引を用いて作成する。	【実績】(主な刊物の名称) くる農 くるめ自慢のうまかモン	【計画】 取り組み内容に沿って、行政刊物を発行する。	-	-	全庁 (農政部)				
【活動指標】 実施		【実績】							
【課題・今後の方向性】									

施策の方向 I 人権尊重のための男女平等の意識づくり
(施策1) 男女平等意識の啓発

久留米市男女共同参画行動計画推進状況

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課
1	男女平等の視点に立った市行政刊行物の作成	各課の刊行物の用語やイラストなどの表現について、市作成の「表現の手引き」を基に、男女平等の視点に立って作成する。	【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊行物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊行物やチラシ等を作成する際は、行政刊行物の手引を用いて作成する。	【実績】 「商工労働ニュース」等の各種刊行物を男女平等の視点に立って作成した。	【計画】 ・「商工労働ニュース」の発行年4回、各9,000部作成 【実績】	-	-	全庁 (商工観光労働部)
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】				
			【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊行物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊行物やチラシ等を作成する際は、行政刊行物の手引を用いて作成する。	【実績】(主な刊行物の名称) ・自主防災マニュアル ・避難所運営マニュアル ・防災タウンページ	【計画】 引き続き、取り組み内容に沿って、行政刊行物を発行する。 【実績】	-	-	全庁 (都市建設部)
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】				
			【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊行物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊行物やチラシ等を作成する際は、行政刊行物の手引を用いて作成する。	【実績】(主な刊行物の名称) ・田主丸だより発行(月1回6,400部) ・人権啓発事業等のイベントのチラシ(随時)	【計画】 引き続き、取り組み内容に沿って、行政刊行物を発行する。 【実績】	-	-	全庁 (田主丸総合支所)
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】				
			【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊行物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊行物やチラシ等を作成する際は、行政刊行物の手引を用いて作成する。	【実績】(主な刊行物の名称) ・北野地域広報紙「コスモス通信」発行(月1回、5700部) ・人権講演会チラシ ・北野生涯学習センター主催講座チラシ	【計画】 引き続き、取り組み内容に沿って、行政刊行物を発行する。 【実績】	-	-	全庁 (北野総合支所)
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】				
【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊行物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊行物やチラシ等を作成する際は、行政刊行物の手引を用いて作成する。	【実績】(主な刊行物の名称) ・地域広報誌「インガット通信」の発行 ・人権同和問題講演会、人権学習会におけるチラシの発行	【計画】 引き続き、取り組み内容に沿って、行政刊行物を発行する。 【実績】	-	-	全庁 (城島総合支所)			
【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】							
【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊行物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊行物やチラシ等を作成する際は、行政刊行物の手引を用いて作成する。	【実績】(主な刊行物の名称) ・三潴地域情報誌「たまるくんだより」発行(月1回、5700部) ・人権啓発事業チラシ	【計画】 引き続き、取り組み内容に沿って、行政刊行物を発行する。 【実績】	-	-	全庁 (三潴総合支所)			
【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】							
【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊行物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊行物やチラシ等を作成する際は、行政刊行物の手引を用いて作成する。	【実績】(主な刊行物の名称) 久留米の水だより発行(年3回)	【計画】 引き続き、取り組み内容に沿って、行政刊行物を発行する。 【実績】	-	-	全庁 (上下水道部)			
【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】							

施策の方向 I 人権尊重のための男女平等の意識づくり
(施策1) 男女平等意識の啓発

久留米市男女共同参画行動計画推進状況

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課
1	男女平等の視点に立った市行政刊行物の作成	各課の刊行物の用語やイラストなどの表現について、市作成の「表現の手引き」を基に、男女平等の視点に立って作成する。	【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊行物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊行物やチラシ等を作成する際は、行政刊行物の手引を用いて作成する。	【実績】(主な刊行物の名称) ・くるめっ子通信	【計画】 引き続き、取り組み内容に沿って、行政刊行物を発行する。 【実績】	-	-	全庁 (教育部)
			【活動指標】 実施	【実績】 男女平等の視点を踏まえた編集、作成を行った。 ・学習の記録	【計画】 男女平等の視点を踏まえた編集、作成 ・学習の記録 【実績】	-	-	全庁 (選挙管理委員会事務局)
			【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊行物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊行物やチラシ等を作成する際は、行政刊行物の手引を用いて作成する。	【実績】(主な刊行物の名称) 農業委員会だより 広報くるめ	【計画】 引き続き、取り組み内容に沿って、行政刊行物を発行する。 【実績】	-	-	全庁 (農業委員会事務局)
2	男女平等に関する広報・啓発の充実	広報くるめを始め、各種媒体を活用し、固定的性別役割分担意識の見直し等、男女共同参画に関する理解を深めるための啓発を進める。 あらゆる機会をとらえ、女性憲章や男女平等を進める条例の趣旨の周知・浸透を図る。	【取組内容】 男女平等を進める条例や女性憲章を周知するとともに男女共同参画に関する理解を深めるため、下記により広報・啓発を行う。 ・条例パンフレットの作成・配布 ・広報くるめや啓発資料等への掲載	【計画】 ・条例パンフレットの配布 ・広報くるめへの掲載 【実績】 ・男女共同参画フォトコンテストの実施 ・条例パンフレットの配布	【計画】 ・条例パンフレットの配布 ・広報くるめへの掲載 【実績】	49	-	男女平等政策課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後もあらゆる機会を活用して、啓発を実施する。	【課題・今後の方向性】	201	206	男女平等推進センター
			【取組内容】 センター事業の広報、啓発を目的に、情報発信機能の充実を図る。 ・広報くるめを始め、ホームページやメール等による情報発信 ・広報紙「男女平等推進センタージャーナル」を発行し、団体・機関、個人の情報提供希望者に配布	【計画】 ジャーナル発行 年3回 各2,500部 【実績】 センター事業の広報、啓発を目的に、下記のとおり周知・情報発信を行った。 ・「男女平等推進センター・ジャーナル」を発行(年3回 各2,500部)し、団体・機関、個人の情報提供希望者に配布。 ・センター発行のチラシや広報紙にセンターホームページのQRコードを添付し、ホームページへとつなげることで情報の充実を図った。 ・情報提供希望者や市職員に対して、メールやイントラネット「くるめーる」を活用した情報提供を行った。(情報提供者数郵送304人、メール169人) ・男女平等に関する講座や催しの情報を市ホームページで紹介するとともに、適宜新聞、情報誌等へ情報提供した。	【計画】 ジャーナル発行 年3回 各2,500部 【実績】			
		【活動指標・当初値】 ジャーナル発行 年3回 各2,500部	【課題・今後の方向性】 ・読みやすくわかりやすい紙面やホームページづくり ・多様化する情報取得の方法やニーズに合わせた広報媒体の活用 ・様々な機会を捉えたタイムリーな情報発信	【課題・今後の方向性】				

施策の方向 I 人権尊重のための男女平等の意識づくり
(施策1)男女平等意識の啓発

久留米市男女共同参画行動計画推進状況

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課
3	男女平等の視点に立った情報の収集と提供	男女平等問題に関する資料等の収集・提供を行うとともに、男女共同参画週間、久留米女性週間記念事業、女性に対する暴力をなくす運動期間等の男女平等に関する啓発事業と連動させた企画展示を定期的に行い、資料利用の活性化を図るとともに、男女共同参画社会づくりへ向けた啓発を行う。	【取組内容】 男女平等問題関連の図書や資料・DVDを収集し、市内図書館と連携して情報提供を行う。 久留米女性週間記念事業等のイベントにおいて、啓発パネルを設置し来場者に向けて男女平等意識の啓発を行う。 男女平等に関する啓発事業と連動した企画資料やパネル展示を行う。	【計画】 男女平等に関する情報の提供啓発パネルの常設設置 所蔵の絵本を活用した意識啓発事業の実施 【実績】 ・センターの図書情報を市内図書館と連携し情報提供した。(3月末現在蔵書数32,107冊。 図書・雑誌・ミニコミ誌・女性関連行政資料及びビデオ・DVD・新聞等) ・上映会を6回開催(延参加者数635名)。また、校区子育てサロンで保護者を対象に所蔵の絵本を活用した啓発講座を実施(8回)。男女共同参画等について啓発を行うと共に図書情報ステーションの利用を促進した。	【計画】 男女平等に関する情報の提供啓発パネルの常設設置 所蔵の絵本を活用した意識啓発事業の実施 【実績】	3,502	3630	男女平等推進センター
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 図書情報ステーションの情報収集・発信機能の充実を行うとともに、専門図書館としての認知度を上げ、利用促進を図る。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 男女平等推進センターと連携し、男女平等問題に関する企画、展示を行なう。	【計画】 男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動の期間に企画展を行なう。 【実績】 年2回企画展示実施 (H29.6、H29.11)	【計画】 男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動の期間に企画展を行なう。 【実績】	-	-	中央図書館
			【活動指標・当初値】 企画展の実施	【課題・今後の方向性】 引き続き年2回の企画展示実施予定(H30.6、H30.11)	【課題・今後の方向性】			
4	男女平等に関する調査研究事業の実施	長期的に取り組むべき課題について、専門家によるワーキンググループを設置し、調査研究を行う。	【取組内容】 第2次DV対策基本計画に基づきセンター調査研究事業を行う。	【計画】 委員3名、会議開催6回 ・DV被害者支援マニュアルの見直し ・視覚障害者用点字DV防止カードの作成・配布 ・暴力を容認しない意識作りのための啓発物の検討 【実績】 DV被害者支援システムづくりワーキンググループを設置。(委員3名、1回実施) ①DV被害者支援マニュアルの見直し ②視覚障害者用点字DV防止カードの作成 ③暴力を容認しない意識作りのための啓発物の検討	【計画】 委員3名、会議開催3回 ・DV被害者支援マニュアルの見直し ・視覚障害者用点字DV防止カードの配布 ・暴力を容認しない意識作りのための啓発物の検討 【実績】	20	110	男女平等推進センター
			【活動指標・当初値】 委員3名、会議開催6回(27年度) ・DV被害者支援マニュアルの見直し ・聴覚障害者のためのDV資料の検討 ・啓発ポスターの検討 ・医療関係者向けマニュアル概要版の検討	【課題・今後の方向性】 第2次DV対策基本計画に基づく啓発プログラムや支援システム開発の取り組みを継続して行う。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 ・外国人女性が言葉の壁なく相談できるよう、当事者の要望に応じて通訳事業を実施 ・国際的な視点での映画上映の実施 ・国際理解を深めるために諸外国の男女平等関連図書や情報の収集、提供 ・市民との協働事業「くろめフォーラム」において国際的支援を行う民間団体を実行委員やバザー参画の働きかけ	【計画】 外国人相談における通訳事業の実施 女性に対するDVや人権問題に関する内容の映画上映 【実績】 ・通訳事業は要望なし(0回) ・女性へのDVや人権問題に関する上映会を6回開催(延参加者数635名) ・諸外国に関する男女平等関連図書や情報の収集、提供 ・外国人女性に相談窓口を周知するため「多言語DV防止カード」を改正	【計画】 外国人相談に対応するため、必要に応じた通訳事業の実施「多言語DV防止カード」の設置拡大による相談窓口の周知 【実績】	54	53	男女平等推進センター
【活動指標・当初値】 通訳4回(27年度)	【課題・今後の方向性】 ・外国人相談者への窓口周知、安心して相談できる環境づくり ・国際的な視点からの情報提供、事業実施	【課題・今後の方向性】						

施策の方向 I 人権尊重のための男女平等の意識づくり
(施策1) 男女平等意識の啓発

久留米市男女共同参画行動計画推進状況

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課
●講座・講演会等による意識啓発								
6	男女平等意識啓発のための講座等の開催	年齢・性別に関わらず、様々な人に対して、長年すり込まれてきたジェンダーに基づく固定的性別役割分担意識を解消するとともに、男女の経済的・社会的・生活的自立を図るための講座・講演等を開催し、男女平等への理解を深める。	【取組内容】 関係機関・団体と連携し、啓発講座や研修を実施。 ①女性・男性問題に気づき、意識を変え、新しい視点を獲得していくための研修 ②個々の女性・男性が本来もっている力を引き出し、直面するさまざまな問題を自分で解決するための力をつける講座	【計画】 ・関係機関・団体との連携・協働による多方面からの事業展開 ・若年層や地域を対象に市民との協働による啓発講座の実施 ・女性の経済的・社会的・生活的自立を図る講座の実施 【実績】 ・男女共同参画週間記念事業(47人) ・学生対象のデートDV防止啓発講座(9校1,298人) ・男女共同参画サポーターによる地域啓発講座(10箇所、263人) ・次世代男女共同参画促進事業(35人) ・男性の生き方支援講座(34人) ・LGBTセミナー(31人) ・生涯を通じた男女の健康づくりセミナー(52人) ・子育てママのわたし発見セミナー(延48人) ・女性のための政策参画講座(延89人) ・政策参画講座[地域版](延90人) ・女子中高生の理工系チャレンジ応援事業(78人) ・関係機関職員やDV被害支援者等への研修会 ・メディア・リテラシー講座(40人)	【計画】 ・関係機関・団体との連携・協働による多方面からの事業展開 ・若年層や地域を対象に市民との協働による啓発講座の実施 ・女性の経済的・社会的・生活的自立を図る講座の実施 【実績】	1,363	1,755	男女平等推進センター
			【活動指標・当初値】 ・男女共同参画週間記念講演会(51人) ・学生対象のデートDV防止啓発講座(8校1,072人) ・地域啓発講座(5回91人) ・次世代男女共同参画促進事業(74人) ・育児ママのじぶん計画セミナー(5回72人) ・女性のための政策参画講座(9回260人) ・男性の生き方支援講座(2回28人) (27年度)	【課題・今後の方向性】 地域への男女平等推進の浸透に向けた取り組みの充実 男性や若年層が参加しやすい企画、広報に努める 関係機関・団体との連携・協働の推進	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 ・人権問題の一環として、男女平等に関する講座を開催する。また、指定管理者(生涯学習センター)主催講座においても、男女平等に関する講座を開催する。	【計画】 ・生涯学習センター主催講座の実施。(一回定員72人) ・なるほど人権セミナーにおいて、男女平等に関する講座を実施する。(生涯学習推進課) 【実績】 ・生涯学習センターの主催事業で男女平等に関する学習機会を提供した。 ・全市民対象の「なるほど人権セミナー」(8回シリーズ)第2回で「魂の殺人、性暴力被害のいま」と題して性暴力に関する講座を開催した。 第2回参加者:184人	【計画】 ・生涯学習センター主催講座の実施 ・なるほど人権セミナーにおいて、男女平等に関する講座を実施	66(生涯学習センター)715(なるほど人権セミナー)	105(生涯学習センター)846(なるほど人権セミナー)	生涯学習推進課
			【活動指標・当初値】 ・実施	【課題・今後の方向性】 今後も継続して男女平等に関する学習機会を提供する。	【課題・今後の方向性】			
		【取組内容】 男女平等への理解を深め、男女の経済的・社会的・生活的自立を図るための講座を実施する。	【計画】 田主丸生涯学習センター講座として、理解を深めるための講座等を開催する。 【実績】 田主丸だよりに掲載。また、チラシを事業所や、近隣施設に設置。周囲や地域に呼びかけた。講座を実施し、39名中男性7名の参加があった。	【計画】 田主丸生涯学習センター講座として、理解を深めるための講座を開催する。また、周囲の呼びかけ、チラシ作成などを行う。 【実績】	23	13	田主丸総合支所文化スポーツ課	
		【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も継続して講座を実施していく。	【課題・今後の方向性】				

施策の方向 I 人権尊重のための男女平等の意識づくり
(施策1)男女平等意識の啓発

久米市男女共同参画行動計画推進状況

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課
6	男女平等意識啓発のための講座等の開催	年齢・性別に関わらず、様々な人に対して、長年すり込まれてきたジェンダーに基づく固定的性別役割分担意識を解消するとともに、男女の経済的・社会的・生活的自立を図るための講座・講演等を開催し、男女平等への理解を深める。	【取組内容】 男女平等への理解を深めるための講座を実施する。	【計画】 北野生涯学習センター主催講座として、「男女共同参画講座」を実施する。 【実績】 落語から見る男と女と題し落語家による楽しい語りでの男女共同参画講座を実施した。 参加者:49名	【計画】 北野生涯学習センター主催講座として、「男女共同参画講座」を実施する。 【実績】	13	20	北野総合支所 文化スポーツ課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も引き続きわかりやすい内容で男女平等参画講座を実施して啓発を行う。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 男女平等への理解を深めるための講座を実施する。	【計画】 城島ふれあいセンター主催講座として、「男女共同参画講座」を実施する。 城島生涯学習センター主催講座リフレッシュセミナーの9月講座として、男女平等推進センターの市民サポーターによる男女共同参画の講座を実施する。 【実績】 男女共同参画講座として、エツ料理教室・子育てセミナーカフェの2講座を実施し、25名参加。 9月20日開催の男女平等推進センターの地域版講演会にリフレッシュセミナーとして62名参加。	【計画】 城島ふれあいセンター主催講座として、「男女共同参画講座」を実施する。 城島生涯学習センター主催講座リフレッシュセミナーの9月講座として、男女平等推進センターの市民サポーターによる男女共同参画の講座を実施する。 【実績】			
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後もよりいっそう男女平等への理解を深めるため、関係課との連携を図り、身近な事例を題材に、開催日時や広報を工夫することにより参加しやすい講座を企画、実施する。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 男女平等への理解を深めるための講座・講演等を実施する。	【計画】 前年同様、男女平等への理解を深める為の講座等を実施する。 【実績】 男女共同参画講座の開催 ・平成29年7月13日(木)、20日(木) 整理収納講座(連続2回)	【計画】 前年同様、男女平等への理解を深める為の講座等を実施する。 【実績】	26	26	三瀬総合支所 文化スポーツ課
			【活動指標・当初値】 年数回程度実施	【課題・今後の方向性】 多くの男性が参加できる仕組みづくりや、広報についても引き続き工夫していく必要がある。	【課題・今後の方向性】			
7	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発(男性に対する啓発の推進)	仕事、家庭生活、地域・個人の生活の調和を図るため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた講座の開催及び情報提供を行う。(男女共同参画の必要性の理解を促進し、男性の家庭や地域活動への参画を促進するための講座を開催する。)	【取組内容】 男性を対象にワーク・ライフ・バランスの視点を持った講座の実施し、家庭や地域への参画促進を図る。	【計画】 男性に対する男女平等に関する啓発講座の実施 【実績】 働き世代の男性を対象としたワーク・ライフ・バランスに関する講座等を実施し、男女共同参画の意義の理解を促進した。(34人) また、講座実施を土曜日など参加しやすい日程にする等の配慮も継続して行った(男性が参加した講座数77講座、参加者数1,258人)。	【計画】 男性に対する男女平等に関する啓発講座の実施 【実績】	30 (事業番号6を含む)	54 (事業番号7を含む)	男女平等推進センター
			【活動指標・当初値】 ・男性の生き方支援講座(2回28人)(27年度)	【課題・今後の方向性】 魅力ある講座の開催 啓発事業への男性の参加促進	【課題・今後の方向性】			

施策の方向 I 人権尊重のための男女平等の意識づくり
(施策1) 男女平等意識の啓発

久留米市男女共同参画行動計画推進状況

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課
7	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発(男性に対する啓発の推進)	仕事、家庭生活、地域・個人の生活の調和を図るため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた講座の開催及び情報提供を行う。(男女共同参画の必要性の理解を促進し、男性の家庭や地域活動への参画を促進するための講座を開催する。)	【取組内容】 企業向けの仕事と子育て両立支援推進セミナーを開催し、経営者や管理職の意識改革やイクボス、働き方改革の推進を図る。	【計画】 雇用・就労推進協議会の参加団体である商工会・経済団体に取り組み部会を設置していただき、勉強会や講演会を実施してもらう。	【計画】 全ての人が仕事と生活の調和を大切にしながら、充実した生活を送ることができるよう「働き方改革」を実現することが求められている。そのためには、企業に主体的に考え、取り組んでいただくことが重要である。そこで、各経済団体において設置いただいた「働き方改革」取り組み部会にて、働き方を変革することへの理解を深めていただけるよう、先進事例の紹介を行う等働きかけを行う。	70	303	労政課
			【活動指標・当初値】 実施	【実績】 6経済団体にて働き方改革についての取り組み部会等を設置し、理解を深めるための取り組みを実施した。取り組みの主なテーマは、イクボスの効果・推進、人材の確保と育成等。 ・中小企業向け働き方改革セミナーを実施した。(参加者 76人)	【実績】			
				【課題・今後の方向性】 企業の主体的な取り組みにつながるように、市としてもテーマの設定や方法について情報交換を密にとりながら進めていく必要がある。	【課題・今後の方向性】			
● 市民との協働による啓発の推進								
8	久留米女性週間事業の実施	久留米女性週間を中心に記念事業「くろめフォーラム」等を実施することにより、男女平等意識の浸透を図る。	【取組内容】 久留米女性週間(10月1～7日)に、固定的性別役割分担意識の解消を図るため下記のとおり啓発を行う。 (女性憲章や男女平等を進める条例の啓発等) ・本庁、えーるピア久留米:くろめフォーラムの会場(懸垂幕掲揚) ・本庁、総合支所(のぼり旗掲揚) ・総合支所、市民センター(公用車ボディパネル掲示) ・本庁、総合支所、市民センター	【計画】 ・女性週間に本庁や久留米フォーラムの会場である「えーるピア久留米」で女性憲章や男女平等を進める条例のポスター等を掲示し、啓発を行う ・フォトコンテストの実施 ・懸垂幕・のぼり旗掲揚 ・公用車ボディパネル掲示	【計画】 昨年と同様に以下の事業を行う。 ・女性週間に本庁や久留米フォーラムの会場である「えーるピア久留米」で女性憲章や男女平等を進める条例のポスター等を掲示し、啓発を行う ・懸垂幕・のぼり旗掲揚 ・公用車ボディパネル掲示	11	11	男女平等政策課
			【活動指標・当初値】 実施	【実績】 ・女性週間に本庁や久留米フォーラムの会場である「えーるピア久留米」で女性憲章や男女平等を進める条例のポスター等を掲示した。 ・くろめフォーラムにおいて、男女共同参画フォトコンテストの受賞者の表彰式を行い、作品を展示した。 ・本庁、各総合支所や市民センター等で懸垂幕やのぼり旗を掲揚した。 ・公用車にボディパネルを掲示した。	【実績】			
				【課題・今後の方向性】 啓発の強化	【課題・今後の方向性】			

施策の方向 I 人権尊重のための男女平等の意識づくり
(施策1)男女平等意識の啓発

久留米市男女共同参画行動計画推進状況

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課	
8	久留米女性週間事業の実施	久留米女性週間を中心に記念事業「くるめフォーラム」等を実施することにより、男女平等意識の浸透を図る。	【取組内容】 久留米女性週間(10月1～7日)に市民との協働にて記念事業「くるめフォーラム」を開催。男女平等意識の啓発とともに団体・グループや個人の情報交換と交流を図る。 《実施事業》 記念、映画、市民企画、展示・パザール	【計画】 ・幅広い層の参加者及び実行委員の確保 ・延参加者 5,400人 【実績】 くるめフォーラム2017(9/26～10/10) 一人ひとりの個性が尊重され、人権が保障される男女平等な社会づくりを進めることを目的に、市民団体が中心となって実行委員会(32団体、46人)により実施。 ・全体テーマ:男女平等社会づくり ・内容 記念講演「誰もが自分らしく生きられる社会に向けて」 谷口真由美(大阪国際大学准教授) 映画上映「未来を花束にして」 市民企画(14企画うち3企画は地域会場で実施) 展示(10団体) パザール(22団体) 延べ参加者数4,670人	【計画】 ・幅広い層の参加者及び実行委員の確保 【実績】	2,645	2,650	男女平等推進センター	
			【活動指標・当初値】 延参加者 5,287人 (27年度)	【課題・今後の方向性】 男女共同参画の視点をふまえたうえで、集客力のある企画が必要。 若い層や男性が参加促進に繋がる広報の仕方や会場づくり 実行委員会の新たな人材の育成と確保	【課題・今後の方向性】				
			【取組内容】 久留米女性週間の際に、横断幕やポスター掲示、チラシの設置、公用車へのボディパネル貼付等により周知啓発を行っている。	【計画】 久留米女性週間に併せての横断幕やポスター掲示、チラシの設置、公用車へのボディパネル貼付等 【実績】 久留米女性週間に併せて、横断幕やポスター掲示、チラシの設置、公用車へのボディパネル貼付等を実施した。	【計画】 久留米女性週間に併せての横断幕やポスター掲示、チラシの設置、公用車へのボディパネル貼付等 【実績】	-	-	田主丸総合支所地域振興課	
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続き女性週間に合わせて横断幕等の設置をし啓発を行う。	【課題・今後の方向性】				
			【取組内容】 久留米女性週間に合わせ、横断幕やポスター掲示、チラシの設置、公用車へのボディパネル掲示、生涯学習センターへのパネル設置などにより、広く周知・啓発を図る。	【計画】 久留米女性週間に合わせた横断幕やポスター掲示、チラシの設置、公用車へのボディパネル掲示、生涯学習センターへのパネル設置 【実績】 計画どおり実施した。	【計画】 久留米女性週間に合わせた横断幕やポスター掲示、チラシの設置、公用車へのボディパネル掲示、生涯学習センターへのパネル設置を行う。 【実績】	-	-	北野総合支所地域振興課	
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 毎年実施する。	【課題・今後の方向性】				
			【取組内容】 久留米女性週間に合わせて、支所前に横断幕を掲示し、支所のロビー及び文化センターのコーナーにチラシ・ポスターを掲示した。公用車のボディパネル掲示で広い範囲への啓発を行うとともに、城島女性ネットワークの地域事業の支援も実施する。	【計画】 久留米女性週間に合わせて横断幕のぼり旗、公用車ボディパネルを掲示する。城島女性ネットワークの事業支援を行う。 【実績】 久留米女性週間に合わせて、横断幕、のぼり旗、公用車ボディパネルを掲示した。5月に総会・講演会、9月にくるめフォーラムの実施支援を行った。	【計画】 久留米女性週間に合わせて横断幕のぼり旗、公用車ボディパネルを掲示する。城島女性ネットワークの事業支援を行う。 【実績】	-	-	城島総合支所地域振興課	
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続き取り組み内容にそった啓発活動と関連団体の事業支援を行う。	【課題・今後の方向性】				

施策の方向 I 人権尊重のための男女平等の意識づくり
(施策1)男女平等意識の啓発

久留米市男女共同参画行動計画推進状況

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課
8	久留米女性週間事業の実施	久留米女性週間を中心に記念事業「くるめフォーラム」等を実施することにより、男女平等意識の浸透を図る。	【取組内容】 久留米女性週間に合わせ、横断幕やポスター掲示、チラシの設置、公用車へのボディパネル掲示、生涯学習センターへのパネル設置などにより、広く周知・啓発を図る。	【計画】 久留米女性週間に合わせ、横断幕やポスター掲示、チラシの設置、公用車へのボディパネル掲示等を行う。	【計画】 久留米女性週間に合わせ、横断幕やポスター掲示、チラシの設置、公用車へのボディパネル掲示等を行う。	-	-	三潁総合支所 地域振興課
				【実績】久留米女性週間に合わせ、横断幕やポスター掲示、チラシの設置、公用車へのボディパネル掲示等を行った。	【実績】			
			【活動指標・当初値】 実施する	【課題・今後の方向性】引き続き、久留米女性週間に合わせた啓発活動を行う。	【課題・今後の方向性】			
9	男女平等推進市民活動団体への支援と連携	男女共同参画社会の実現を目的とする市民の自主的活動を支援するとともに、連携を図る。	【取組内容】 女性問題啓発事業を実施する久留米男女共同推進ネットワークへ啓発事業費の補助を行い、市民の自主活動を支援する。	【計画】 補助金を効果的に使って市民に広く男女平等意識が啓発されるよう支援し、連携していく。	【計画】 補助金の効果的な活用により、市民に広く男女平等意識が啓発されるよう支援し、更に連携を深める。	500	500	男女平等政策課
				【実績】 女性問題啓発事業を実施する久留米男女共同参画推進ネットワークへ事業費補助を行い、えーるピア久留米や総合支所地域で啓発事業が行われた。	【実績】			
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 男女共同参画を進める市民団体が今後も活発に活動を行っていくための継続的な支援・連携を行う。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 ・男女平等を推進する民間団体からの相談等に対し、職員が助言やサポート等の支援する。 ・民間団体が自主的に企画・実施する講座等を公募し、活動のための場所や助成金等を支援する。	【計画】 市民グループの主体的活動の支援3企画	【計画】 市民グループの主体的活動の支援3企画	79	131	男女平等推進センター
	【実績】 男女平等社会の実現を目指して活動する市民グループが企画・実施する講座等を公募し、経費補助や広報の支援等を行い3企画実施。 参加対象者を明確にするとともに効果的な広報を行った。 ①男女で考える地域の未来ーマチの魅力のつくり方ー九州産業大学教授 岩崎達也(2月24日、32人) 企画:筑後姉妹 ②家庭・職場で活かせるプラス!コミュニケーションボイスエアー代表 藤重 知子(3月17日、70人) 企画:Venture Brainz(ベンチャーブレインズ) ③異文化の中で じぶん 発見 舞踊家 新井 ふみ子(3/25、299人) 企画:ナティアムの会	【実績】						
	【活動指標・当初値】 3企画(27年度)	【課題・今後の方向性】 男女平等推進団体を育成するために市民グループの主体的活動を支援する。	【課題・今後の方向性】					
10	人権啓発推進組織等における男女平等研修支援	あらゆる機会を利用して男女平等意識の啓発のための資料の提供、研修を実施する際の啓発・研修講師団講師あっせん事業制度の案内、利用を促進していく。	【取組内容】 人権フェスタ等のイベントにおいて、啓発パネルを設置し、来場者に対し、男女平等意識の啓発を行う。	【計画】 人権フェスタ等において人権啓発パネルを設置するよう主催者に働きかける。	【計画】 人権フェスタ等において男女平等に関する人権啓発パネルを設置するよう、主催者に働きかける。	-	-	人権・同和对策課
				【実績】 3中学校区の人権フェスタにおいて、男女共同参画に関するパネル(4種)を設置し、来場者への啓発を行った。	【実績】			
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 他校区の人権フェスタ等にも設置を働きかけ、啓発の機会を増やす。	【課題・今後の方向性】			

施策の方向 I 人権尊重のための男女平等の意識づくり
(施策1)男女平等意識の啓発

久留米市男女共同参画行動計画推進状況

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課
10	人権啓発推進組織等における男女平等研修支援	あらゆる機会を利用して男女平等意識の啓発のための資料の提供、研修を実施する際の啓発・研修講師団講師あつせん事業制度の案内、利用を促進していく。	【取組内容】 啓発・研修講師団講師あつせん事業制度の案内、利用を促進	【計画】 啓発・研修講師団講師のあつせんを行う 【実績】 講師あつせん件数 28件	【計画】 啓発・研修講師団講師のあつせんを行う 【実績】	-	-	人権啓発センター
			【活動指標・当初値】 講師あつせん件数 39件(平成27年度)	【課題・今後の方向性】 講師団講師の更なる活用を図る	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 校区人権講座等における男女平等学習の実施について主催者に働きかける。	【計画】 校区人権啓発推進協議会等に対し、男女平等学習の計画的な実施について働きかける。 【実績】 14校区において男女平等について学習した。	【計画】 校区人権啓発推進協議会等に対し、男女平等学習の計画的な実施について働きかける。 【実績】	-	-	人権・同和对策課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 校区の事業スケジュールの関係上、人権行事の回数に限りがある中、今後も男女平等学習が計画的に実施されるよう支援する。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 ・地域の実情やニーズに合わせ、センター職員による啓発講座を実施する。 ・地域からの講座実施に関する相談に対応し、講師紹介については男女平等の視点を持った人材情報を提供する。	【計画】 ・校区コミュニティ組織における男女平等学習への働きかけや講座の実施 ・市民との協働による啓発講座の実施 【実績】 ・校区コミュニティ組織に働きかけ、男女共同参画サポーターや職員による地域啓発講座を実施 ・田主丸・三潴地域で政策参画講座(地域版)(延90人) NPO法人福岡ジェンダー研究所 倉富 史枝	【計画】 ・校区コミュニティ組織における男女平等学習への働きかけや講座の実施 ・市民との協働による啓発講座の実施 【実績】	487 (事業番号6 を含む)	596 (事業番号7 を含む)	男女平等推進センター
			【活動指標・当初値】 5地域 (27年度)	【課題・今後の方向性】 地域における男女共同参画意識の浸透 校区コミュニティ組織への働きかけや効果的な広報による講座参加者の確保	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 ・校区コミュニティ組織による委嘱学級で、男女平等問題学習を実施する。	【計画】 委嘱学級においては人権学習を必須単元として取り組んでいく。また、全学級で確実に学習されるよう、適宜訪問指導助言に入る。 【実績】 委嘱学級(77学級)の必須単元として人権学習を実施。	【計画】 委嘱学級において、人権学習および男女平等問題を必須単元に指定し、学習内容の提供などの支援をおこなう。 【実績】	7,291	7,600	生涯学習推進課
			【活動指標・当初値】 ・学習参加者数(H27) 1,241人	【課題・今後の方向性】 男女平等問題については、まだまだ市民の理解が十分でなく、引き続き啓発が必要である。	【課題・今後の方向性】			

施策の方向 I 人権尊重のための男女平等の意識づくり
(施策2)男女平等の視点に立った教育の実践

久留米市男女共同参画行動計画推進状況

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課
●幼児教育・学校教育の場における男女平等教育の実践								
12	男女平等保育の充実	男女平等保育・教育の視点を基盤にしなが、乳幼児保育・教育に関する研究や広報・啓発、情報提供、相談対応等を行う。	【取組内容】 乳幼児保育・教育に関する研究や広報啓発・相談対応等を行う	【計画】 幼保小合同研修会の実施 幼研だよりの発行 ホームページの充実 【実績】 幼保小合同研修会を3回実施 幼研だよりの発行を2回実施 ホームページにリーフレットの掲載を実施	【計画】 幼保小合同研修会の実施 幼研だよりの発行 ホームページの充実 【実績】	300	300	子ども施設事業課(幼児教育研究所)
13	保育関係者に対する(含幼稚園関係)男女平等研修の実施	久留米市保育所連盟研修や幼稚園・認定こども園研修において、男女平等など人権に関する研修を実施する。 また、研修会の報告等とおして全職員が男女平等に対する共通認識が持てるよう園内研修等を実施するよう働きかける。	【取組内容】 久留米市保育所連盟研修や幼稚園・認定こども園研修において、男女平等など人権に関する研修を実施	【計画】 園内研修の充実と課主催の研修実施 【実績】 課主催の合同研修会1回116名参加 保育所連盟研修2回102名参加	【計画】 課主催の合同研修会の実施 保育所連盟、幼稚園協会での男女平等研修の実施 【実績】	-	-	子ども施設事業課
14	男女共同参画教育の推進	各学校で作成した男女共同参画推進計画をもとに教育活動全般における男女共同参画教育の推進を図るために、校長会や学校訪問等での指導・助言を行う。併せて各校の教務主任等を対象とした研修会を実施し、学校における男女共同参画教育を進めていくための指導・助言を行う。	【取組内容】 各学校において、推進計画に基づく実践について、学校訪問等で指導・助言を行う。市教育センターにおいて、12月に10年経験者研修で、外部講師を招聘し、職員への周知を図る。	【計画】 教育センターにおいて男女共同参画教育の研修会を行う。 【実績】 副読本と市の条例パンフレットの活用を促し、10年経験者研修対象の研修会を実施した。	【計画】 中堅教員対象の男女共同参画教育の研修会の実施と、副読本・パンフレット活用の啓発 【実績】	0	0	学校教育課 教育センター
15	健康教育や性教育の指導の充実	健康教育や性教育に係る教科や学級活動、総合的な学習の時間等における児童・生徒の発達段階に応じた系統的な授業が行えるよう男女共同参画教育や※セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の視点を踏まえた指導の充実を図る。	【取組内容】 各学校での全体計画の作成、活用について指導の充実を図るような助言を行う。	【計画】 計画に基づく実施の確認、指導・助言 【実績】 教育課程調査において確実な実施の確認と指導・助言	【計画】 各学校での年間計画に基づく授業の実施について指導・助言を行う。 【実績】	-	-	学校教育課
16	学校現場における進路指導・キャリア教育の充実	自己の適性を見だし、望ましい職業観を育成するための進路指導の一貫として職場体験学習と校内における年次毎のキャリア教育の充実を図る。	【取組内容】 キャリア教育の全体計画、年間計画について、学校訪問等での指導・助言を行う。	【計画】 各学年における道徳や学活、教科の授業の中でのキャリア教育の実施について把握し助言する。 【実績】 学校訪問及び学習指導訪問時にキャリア教育実施状況を確認した。中学校全17校で職場体験を実施。	【計画】 職場体験学習を生かした道徳科や特別活動の授業の実施について把握し、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育の充実について助言する。 【実績】	-	-	学校教育課
			【活動指標・当初値】 授業の実施	【課題・今後の方向性】 年間計画に基づく授業の実施	【課題・今後の方向性】			
			【活動指標・当初値】 中学校職場体験の実施	【課題・今後の方向性】 生徒の発達段階を踏まえた系統的な授業の実施	【課題・今後の方向性】			

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課
●性暴力や性の商品化等の防止								
17	性暴力防止のための啓発	セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、人身取引などの性暴力は、女性に対する重大な人権侵害であることの認識を深め、あらゆる性暴力を許さない社会づくりに向けて啓発を行う。また、性的サービス及び性的な行為を文章や写真で表す等の“性の商品化”について、あらゆる人々に対してその防止に向けた啓発を進める。	<p>【取組内容】 性暴力・性犯罪を許さない社会を築くため、講座や展示等により情報発信・啓発を行う。 ・性暴力防止啓発講座 ・性暴力被害者支援講座 ・女性に対する暴力をなくすキャンペーン期間での講演、展示 ・新聞等からの性暴力に関する情報を切抜き、センターに掲示 ・広報誌「男女平等推進センタージャーナル」での性暴力に関する記事の掲載</p> <p>【活動指標・当初値】 ・女性に対する暴力をなくすキャンペーン講演会「漂流少女に因って」(35人) ・理論と実践ワーク「女性のための護身術2016」(14人) ・性暴力防止啓発講座「性暴力差倍バーからのメッセージ『立ち上がる選択』」(42人) ・ジャーナル12月号で性暴力被害者支援体制の紹介(28年度実施)</p>	<p>【計画】 性暴力に関する啓発事業の実施</p> <p>【実績】 女性に対する暴力をなくすキャンペーン(11/12～25) ・講演会「性被害を考える～アダルトビデオの出演を強要されて～」(35人) ・上映会「カラーパープル」(70人) ・知的しょうがいじのためのせいの健康教室(9人) ・性暴力サバイバーからのメッセージ ～性暴力被害からの回復とその先にある光 性暴力サバイバー 工藤 千恵(8/3、45人) ・性暴力その後を生きるパート6 ～トラウマと解離を理解する～ NPO法人レジリエンス代表 中島 幸子(2/6、32人) ・ジャーナル「相談室だより」でリベンジポルノ、セクシュアルハラスメントの記事掲載</p> <p>【課題・今後の方向性】 DV、性被害、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等の女性に対する暴力について、正しい理解と暴力を容認しない意識の浸透</p>	<p>【計画】 性暴力防止のための啓発事業の実施</p> <p>【実績】</p> <p>【課題・今後の方向性】</p>	1,083	1,351	男女平等推進センター
18	校区コミュニティ組織におけるセクシュアル・ハラスメント防止の啓発	「まちづくり活動の手引き」を活用して、地域コミュニティにおける男女がともに担うまちづくりの重要性の理解を図る。 あわせて、所管課と協力しながら各校区の役員を対象とした男女共同参画の推進やセクシュアル・ハラスメントの防止に関する出前講座の企画などを校区コミュニティ組織の事務局に働きかける。	<p>【取組内容】 ・「まちづくり活動の手引き」を活用して、各校区の役員等を対象に、男女共同参画の推進やセクシュアル・ハラスメント防止の研修会を行う。 ・校区コミュニティ組織へ出前講座の企画を働きかける。</p> <p>【活動指標・当初値】 まちづくり連絡協議会や校区コミュニティ組織での研修会の開催回数 18回(27年度)</p>	<p>【計画】 校区コミュニティ組織に対するまちづくりの出前講座の中で、セクハラ防止の啓発を行う。また、校区コミュニティ組織へ出前講座の企画を働きかける。</p> <p>【実績】 まち連や校区等での研修および出前講座での啓発 15回(429名)</p> <p>【課題・今後の方向性】 校区の役員は毎年変わるため、引き続きあらゆる機会を活用して啓発に努める。</p>	<p>【計画】 校区コミュニティ組織へ出前講座の企画を働きかけるとともに、出前講座や校区等でのまちづくり研修の中で、セクハラ防止の啓発を行う。</p> <p>【実績】</p> <p>【課題・今後の方向性】</p>	-	-	地域コミュニティ課
19	労働の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止の啓発	企業や労働者を対象にしたセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント防止セミナーの開催やパンフレットの配布、商工労働ニュースへの記事の掲載等を行う。	<p>【取組内容】 ・セクハラ・パワーハラ等防止を図るため、企業向けセミナーを開催、また、商工労働ニュースにセクハラ・パワーハラ・マタハラなどのハラスメント防止の記事を掲載する</p> <p>【活動指標・当初値】 H26雇用実態調査 セクハラ防止対策実施事業者の割合 51.4%(3年ごとに調査)</p>	<p>【計画】 ・企業向けセミナー1回開催 ・商工労働ニュース4回発行</p> <p>【実績】 ・企業向けのハラスメント対策セミナーを開催した。 参加39者44名 ・商工労働ニュースにハラスメント防止の記事を掲載した。(4回) ・H26雇用実態調査 セクハラ防止対策実施事業者の割合 55.3%</p> <p>【課題・今後の方向性】 ・今後も、取り組みを継続し、セクハラ・パワーハラ等防止の啓発を行う。</p>	<p>【計画】 ・企業向けセミナーを国・県と共催で開催 ・商工労働ニュース4回発行</p> <p>【実績】</p> <p>【課題・今後の方向性】</p>	1,662	1,546	労政課

施策の方向 I 人権尊重のための男女平等の意識づくり
(施策3)女性に対するあらゆる暴力の根絶

久米市男女共同参画行動計画推進状況

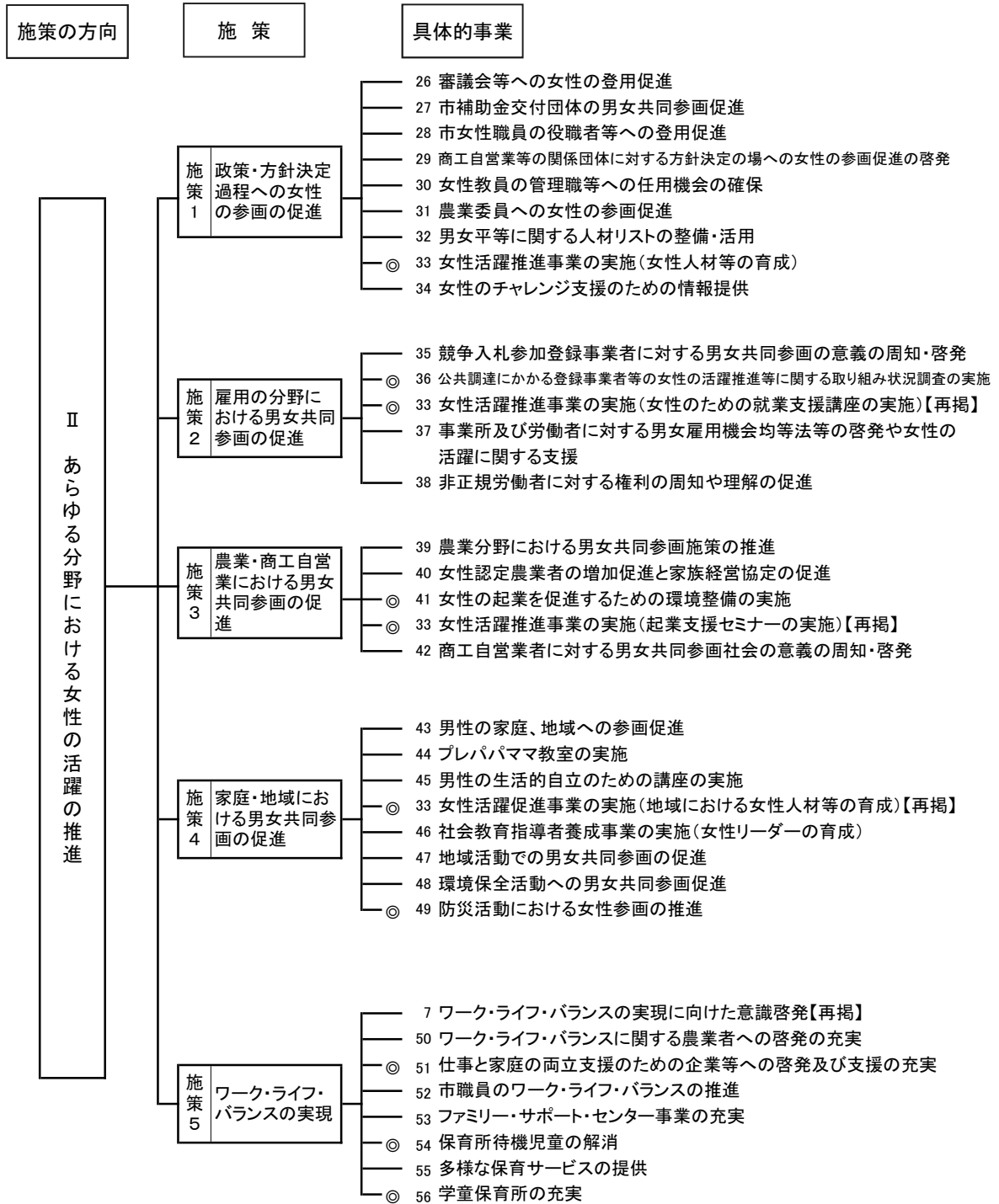
No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課
20	防犯に関する 環境整備や情 報の提供	セーフコミュニティの重点取り組みである街頭防犯カメラの設置や防犯灯の設置補助といった防犯に関する環境整備を行う。また、性犯罪等の発生状況や防犯に関する情報を市広報紙やセーフコミュニティ通信を通じて提供する。	【取組内容】 ・大規模集客施設や駅などの犯罪多発地域に街頭防犯カメラを設置することで、安心感の向上や犯罪の抑止力を高める。 ・自身できる性犯罪防止の取り組みについてセーフコミュニティ通信に掲載し、犯罪の未然防止に努める。	【計画】 SC通信に掲載し、犯罪防止に努める。 配信予定:66団体957名 【実績】 各校区で青パトによる防犯パトロールが活発化し、体感治安の向上に寄与している。SC通信では特殊サグ・女性への暴力を年3回掲載	【計画】 地域と連携し防犯活動の活性化を図るとともに、キャンペーンや出前講座を活用し、犯罪発生状況や未然予防などの情報提供に努める 【実績】	-	-	安全安心推進課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 犯罪弱者(高齢者や女性など犯罪の被害に遭いやすい方)へのタイムリーな情報発信・啓発の実施	【課題・今後の方向性】			
			●相談・支援体制の充実					
21	ドメスティック・ バイオレンス対 策の充実	DV対策基本計画(別冊)に基づき、啓発を含め、被害者への切れ目のない支援に全庁で取り組む。	【取組内容】	【計画】	【計画】	-	-	全庁 (別冊管理)
			【活動指標・当初値】	【実績】	【実績】			
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】			
22	市職員セク シュアル・ハラ スメント相談体 制の充実	セクシュアル・ハラスメントの未然防止に向けた周知徹底と、利用しやすい相談員制度などの整備に取り組む。	【取組内容】 セクシュアル・ハラスメントの未然防止に向けた取組みと、相談体制の整備を図る。 ・各部署や各施設に相談員を配置 ・相談員に研修等を実施し、スキルアップを図る ・職員任用時に防止体制や相談体制の周知を徹底 ・全庁メールや部間会議等により防止・相談体制の周知を図る	【計画】 ・相談員の任命 ・新任相談員への研修実施 ・管理職研修等での事例紹介 ・相談員の配置に関する周知について、非常勤職員等の任用時に説明 ・多様な相談に対応できる相談体制の充実 【実績】 ・63名の相談員を任命するとともに新任者への研修実施した。また、各研修を通じて相談体制の周知やセクシュアル・ハラスメントの未然防止に努めた。	【計画】 ・相談員の任命 ・新任相談員への研修実施 ・管理職研修等での事例紹介 ・相談員の配置に関する周知について、非常勤職員等の任用時に説明 ・多様な相談に対応できる相談体制の充実 【実績】	-	-	人事厚生課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 ・引き続き、セクシュアル・ハラスメントの未然防止に向けた取組みを進める。	【課題・今後の方向性】			
			●相談・支援体制の充実					
23	相談・支援体 制の充実	様々な問題を抱える女性からの相談を受け、関係機関と連携しながら解決に向けた支援を行う。 ・男女平等推進センター相談の充実 ・市民相談における女性相談の充実 ・婦人相談事業の充実	【取組内容】 ・女性が抱える問題解決のため、下記の相談事業(電話・面接)を実施 総合相談、性暴力相談、法律相談(女性弁護士による面接のみ) ・庁内外との関係機関・団体との個別のケース会議やネットワーク会議を実施し連携強化を図る。 ・スーパービジョンの実施、他機関での研修会への参加により、相談員の資質やスキルの向上を図る	【計画】 女性が抱える問題解決のため総合相談、性暴力相談、法律相談の実施 【実績】 総合相談件数が3,973件、法律相談を合わせると4,070件と、近年、高い数値で推移。DV相談は、緊急を要するケースや内容が複雑・深刻化しているケースが多く、裁判所等他機関への同行支援や関係機関・団体との個別のケース会議を実施。被害者に寄り添いながら支援を行った。相談員の資質や技術向上を図るために、スーパービジョンや外部機関への実践的研修の実施、外部研修等を行った。	【計画】 女性が抱える問題解決のため総合相談、性暴力相談、法律相談の実施 【実績】	-	-	男女平等推進センター
			【活動指標・当初値】 27年度相談件数 総合相談4,460件 (うちDV相談1,303件) 法律相談 107件	【課題・今後の方向性】 ・複雑・多様化する相談への対応 ・相談体制の充実 ・相談窓口の周知	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 研修等に積極的に参加することにより男女平等問題に関する知識の習得に努め、女性相談者からの相談に適切な対応ができるよう、相談能力の向上を図る。	【計画】 研修会への参加 【実績】 ネットワーク会議および男女センターが主催する研修会等に参加し、情報収集や相談員の資質向上に努めた。	【計画】 引き続き研修会等へ参加し、相談能力の向上を図る。 【実績】			
【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 研修会等への積極的参加	【課題・今後の方向性】	-	-	広聴・相談課			

施策の方向 I 人権尊重のための男女平等の意識づくり
(施策3)女性に対するあらゆる暴力の根絶

久留米市男女共同参画行動計画推進状況

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課
23	相談・支援体制の充実	様々な問題を抱える女性からの相談を受け、関係機関と連携しながら解決に向けた支援を行う。 ・男女平等推進センター相談の充実 ・市民相談における女性相談の充実 ・婦人相談事業の充実	【取組内容】 DVや離婚問題等女性からの様々な相談に対し、必要に応じて関係部局や機関と連携し支援を行う。 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 ・関係部局、機関との更なる連携強化を図る 【実績】 ・婦人相談 985件 （うちDV 566件） 【課題・今後の方向性】 ・関係機関との連携強化	【計画】 ・関係部局、機関との更なる連携強化を図る 【実績】 【課題・今後の方向性】	172	362	家庭子ども相談課
◎ 24	性暴力被害者支援体制の充実	被害直後からの性暴力被害者を総合的に支援するため、関係機関・団体と連携して、支援体制の充実を図る。	【取組内容】 ・性暴力被害者支援体制の構成団体からなる連携会議の開催 ・相談ネットワーク会議において性暴力に関する情報提供 ・ワンストップ共通シートを活用し、被害直後からの支援強化 ・性暴力被害者支援カードを産婦人科・警察等効果的な場所に設置し、相談体制の整備を図る 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 ・性暴力被害者支援連携会議の開催 ・必要に応じた同行支援 ・関係機関・団体への研修等実施 ・相談員の技術向上のための研修参加 【実績】 性暴力相談件数は227件、うち急性期相談件数23件。 ・必要に応じた警察や医療機関等への同行支援(27回) ・性暴力被害者支援連携会議の開催(1/22) 【課題・今後の方向性】 ・複雑・多様化する相談への対応 ・相談体制の充実 ・相談窓口の周知	【計画】 ・性暴力被害者支援連携会議の開催 ・必要に応じた同行支援 ・関係機関・団体への研修等実施 ・相談員の技術向上のための研修参加 【実績】 【課題・今後の方向性】	-	-	男女平等推進センター
25	学校内におけるハラスメント防止体制の充実	各学校のハラスメント防止体制に対する指導・助言を行うとともに各学校及び市教育委員会に配置しているハラスメント相談員への効果的な研修を行いハラスメント防止のための取り組みの充実を図る。	【取組内容】 学校内におけるハラスメント防止体制の充実を図るため、各学校への指導助言及びハラスメント相談員研修を実施。 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 ・定例校長会、学校訪問時における指導助言 ・ハラスメント相談員研修の実施 【実績】 定例校長会時の指導助言ハラスメント相談員研修：6月16日実施 【課題・今後の方向性】 市教委相談員及び各学校の校内相談員のスキルアップを図る必要がある。	【計画】 ・定例校長会、学校訪問時における指導助言 ・ハラスメント相談員研修の実施 【実績】 【課題・今後の方向性】	-	-	教職員課

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進



◎は第3次男女共同参画行動計画第2期実施計画における新規事業(No.51、54、56は一部新規)

予算額及び決算額

男女共同参画に限定した事業費である(単位:千円)

○他の施策の中で実施したもので、男女共同参画部分のみの算出が可能な場合はその額とし、算出が困難なものについては、「—」とする

○事業を実施していない場合は、「—」とする

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
 (施策1)政策・方針決定過程への女性の参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課			
●あらゆる分野における女性の登用の促進											
26	審議会等への女性の登用促進	全ての審議会等委員の男女の割合がほぼ同数となるように、改選時に推薦団体への委員の選出や登用の働きかけなどの取り組みを行う。	【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	審議会等の数	目標を達成した審議会等数。	【計画】	-	-	全庁 (総合政策部)		
				1	1	就任や改選が必要な団体等へ働きかけを行う。					
			【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上								
			【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	審議会等の数	目標を達成した審議会等数。	【計画】	-	-	全庁 (総務部)		
				11	8	引き続き、委員の性別の割合が、男女とも40%以上となるように努める。					
			【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上								
			【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	審議会等の数	目標を達成した審議会等数。	【計画】	-	-	全庁 (協働推進部)		
				6	5	引き続き、委員の性別の割合が、男女とも40%以上となるように努める。					
			【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上								
			【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	審議会等の数	目標を達成した審議会等数。	【計画】	-	-	全庁 (市民文化部)		
				12	11	引き続き、委員の性別の割合が、男女とも40%以上となるように努める。					
			【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上								
			【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	審議会等の数	目標を達成した審議会等数。	【計画】	-	-	全庁 (健康福祉部)		
				20	19	引き続き、委員の性別の割合が、男女とも40%以上となるように努める。					
【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上											
【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	審議会等の数	目標を達成した審議会等数。	【計画】	-	-	全庁 (子ども未来部)					
	4	4	引き続き、委員の性別の割合が、男女とも40%以上となるように努める。								
【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上											
【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	審議会等の数	目標を達成した審議会等数。	【計画】	-	-	全庁 (環境部)					
	8	8	引き続き、委員の性別の割合が、男女とも40%以上となるように努める。								
【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上											
【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	審議会等の数	目標を達成した審議会等数。	【計画】	-	-	全庁 (農政部)					
	5	4	引き続き、委員の性別の割合が、男女とも40%以上となるように努める。								
【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上											
【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	審議会等の数	目標を達成した審議会等数。	【計画】	-	-	全庁 (商工観光労働部)					
	5	5	引き続き、委員の性別の割合が、男女とも40%以上となるように努める。								
【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上											
【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	審議会等の数	目標を達成した審議会等数。	【計画】	-	-	全庁 (都市建設部)					
	14	9	引き続き、委員の性別の割合が、男女とも40%以上となるように努める。								
【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上											

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
 (施策1)政策・方針決定過程への女性の参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課	
26	審議会等への女性の登用促進	全ての審議会等委員の男女の割合がほぼ同数となるように、改選時に推薦団体への委員の選出や登用の働きかけなどの取り組みを行う。	【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	審議会等の数 3	目標を達成した審議会等数 3	【計画】 引き続き、委員の性別の割合が、男女とも40%以上となるように努める。	-	-	全庁 (田丸総合支所)
			【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上						
			【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	審議会等の数 1	目標を達成した審議会等数 1	【計画】 引き続き、委員の性別の割合が、男女とも40%以上となるように努める。	-	-	全庁 (北野総合支所)
			【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上						
			【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	審議会等の数 2	目標を達成した審議会等数 2	【計画】 引き続き、委員の性別の割合が、男女とも40%以上となるように努める。	-	-	全庁 (城島総合支所)
			【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上						
			【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	審議会等の数 1	目標を達成した審議会等数 1	【計画】 引き続き、委員の性別の割合が、男女とも40%以上となるように努める。	-	-	全庁 (三潞総合支所)
			【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上						
			【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	審議会等の数 該当なし	目標を達成した審議会等数 該当なし	【計画】 引き続き、委員の性別の割合が、男女とも40%以上となるように努める。	-	-	全庁 (上下水道部)
			【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上						
			【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	審議会等の数 6	目標を達成した審議会等数 6	【計画】 引き続き、委員の性別の割合が、男女とも40%以上となるように努める。	-	-	全庁 (教育部)
			【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上						
【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	審議会等の数 該当なし	目標を達成した審議会等数 -	【計画】 引き続き、委員の性別の割合が、男女とも40%以上となるように努める。	-	-	全庁 (選挙管理委員会事務局)			
【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上									
【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	審議会等の数 該当なし	目標を達成した審議会等数 -	【計画】 引き続き、委員の性別の割合が、男女とも40%以上となるように努める。	-	-	全庁 (農業委員会事務局)			
【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上									
27	市補助金交付団体の男女共同参画促進	団体の女性の役職者等の参画状況等の調査や女性参加促進の働きかけを行い、男女共同参画の啓発を図る。特に市の出資法人における女性役員や管理職の登用を働きかける。	【取組内容】 ・役員等について、男女共同参画の必要性を説明し、審議会等と同様に男女の割合が40%以上となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行っている男女共同参画に関する事業等の啓発を行う。	【実績】 ・あまり達成できなかった。	【計画】 役職に占める女性の割合を増やすよう働きかけを行う。	-	-	全庁 (総合政策部)	
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】 所管する両公社の役員は、公社事業に係る特定部局の長を登用しており、女性の登用が難しい。そのため、女性の登用については、状況を踏まえながら、公社への提案や協議に努めていく。	【課題・今後の方向性】				

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
 (施策1)政策・方針決定過程への女性の参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課		
27	市補助金交付 団体の男女共 同参画促進	団体の女性の役職者等の参画状況等の調査や女性参加促進の働きかけを行い、男女共同参画の啓発を図る。特に市の出資法人における女性役員や管理職の登用を働きかける。	【取組内容】 ・役員等について、男女共同参画の必要性を説明し、審議会等と同様に男女の割合が40%以上となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行っている男女共同参画に関する事業等の啓発を行う。	【実績】 ・概ね達成できた 【課題・今後の方向性】 補助金の交付決定時や打ち合わせの際に働きかけを行う。	【計画】 機会を見て男女共同参画推進の働きかけを行う	-	-	全庁 (総務部)		
			【活動指標】 実施	【取組内容】 ・役員等について、男女共同参画の必要性を説明し、審議会等と同様に男女の割合が40%以上となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行っている男女共同参画に関する事業等の啓発を行う。	【実績】 評価会議や申請の受付の際に、役員に女性が少なかったり、男性が少ないときには、呼びかけをしている。また、チラシ等作成の際にも、気をつけるよう呼びかけを行い、啓発を行っている。	【計画】 補助金活用団体への呼びかけを継続し、女性の役員の割合が、40%となるよう啓発を行う。また、市が行っている男女共同参画に関する事業の周知を行い、啓発につなげていく。	-	-	全庁 (協働推進部)	
			【活動指標】 実施	【取組内容】 ・役員等について、男女共同参画の必要性を説明し、審議会等と同様に男女の割合が40%以上となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行っている男女共同参画に関する事業等の啓発を行う。	【実績】 ・概ね達成できた 会議や打ち合わせの場で、女性職員の登用促進について啓発を行なった。 【課題・今後の方向性】 女性役員や管理職が少ない団体に対して、引き続き働きかけを行っていく。	【計画】 引き続き女性登用促進に関する久留米市の方針の説明をし、理解を求めていく。	-	-	全庁 (市民文化部)	
			【活動指標】 実施	【取組内容】 ・役員等について、男女共同参画の必要性を説明し、審議会等と同様に男女の割合が40%以上となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行っている男女共同参画に関する事業等の啓発を行う。	【実績】 ・概ね達成できた。 【課題・今後の方向性】 40%未達成団体が存在するため、働きかけや事業の啓発を行う。	【計画】 引き続き、交付団体に対し、市が行っている男女共同参画に関する事業等の啓発を行うとともに、役員等についても男女共同参画の必要性を説明し、審議会等と同様に男女の割合が40%以上となるように働きかける。	-	-	全庁 (健康福祉部)	
			【活動指標】 実施	【取組内容】 ・役員等について、男女共同参画の必要性を説明し、審議会等と同様に男女の割合が40%以上となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行っている男女共同参画に関する事業等の啓発を行う。	【実績】 ・概ね達成できた。 機会をとらえて各団体へ啓発を行った。 【課題・今後の方向性】 継続的に男女共同参画の啓発を図る。	【計画】 機会をとらえて各団体へ啓発を行う。	-	-	全庁 (子ども未来部)	
			【活動指標】 実施	【取組内容】 ・役員等について、男女共同参画の必要性を説明し、審議会等と同様に男女の割合が40%以上となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行っている男女共同参画に関する事業等の啓発を行う。	【実績】 ・あまり達成できなかった。 【課題・今後の方向性】 久留米市地区環境衛生連合会役職に占める女性の割合が約2割にとどまっている。今後も継続的に女性登用の働きかけを行う必要がある。	【計画】 女性委員の登用が図られるよう、事務局と意見交換を行う。	-	-	全庁 (環境部)	
			【活動指標】 実施	【取組内容】 ・役員等について、男女共同参画の必要性を説明し、審議会等と同様に男女の割合が40%以上となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行っている男女共同参画に関する事業等の啓発を行う。	【実績】 男女共同参画に関する啓発を継続するとともに、部主催の男女平等研修へ17名の参加を得た。 【課題・今後の方向性】 今後も理解を深めてもらえるよう、継続的に取り組みを進める。	【計画】 継続的に必要性を説明し、理解促進を図る。 部主催の男女共同参画促進研修への参加を促し、啓発を図る。	-	-	全庁 (農政部)	
			【活動指標】 実施							

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
(施策1)政策・方針決定過程への女性の参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課		
27	市補助金交付団体の男女共同参画促進	団体の女性の役職者等の参画状況等の調査や女性参加促進の働きかけを行い、男女共同参画の啓発を図る。特に市の出資法人における女性役員や管理職の登用を働きかける。	【取組内容】 ・役員等について、男女共同参画の必要性を説明し、審議会等と同様に男女の割合が40%以上となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行っている男女共同参画に関する事業等の啓発を行う。	【実績】 ・概ね達成できた 【課題・今後の方向性】 引き続き、補助金交付団体等へ、男女共同参画の必要性を説明し、男女の割合が40%以上となるように働きかける。	【計画】 ・役員等について、男女共同参画の必要性を説明し、審議会等と同様に男女の割合が40%以上となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行っている男女共同参画に関する事業等の啓発を行う。	-	-	全庁 (商工観光労働部)		
			【活動指標】 実施	【実績】 ・概ね達成できた。 所管財団である、(公財)久留米市都市公園管理センターの理事、評議員の改選時などにおいて、女性の登用促進に向け協議を行った。	【計画】 引き続き、女性登用促進に繋がるよう協議を行うなど努めていく。	-	-	全庁 (都市建設部)		
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】 40%未達成	【実績】 ・概ね達成できた。 【課題・今後の方向性】 各種補助団体に対し女性参画促進の働きかけを行った。今後も引き続き啓発を行う。	【計画】	-	-	全庁 (田主丸総合支所)	
			【取組内容】 ・役員等について、男女共同参画の必要性を説明し、審議会等と同様に男女の割合が40%以上となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行っている男女共同参画に関する事業等の啓発を行う。	【実績】 ・概ね達成できた。 【課題・今後の方向性】 団体によっては役員選出方法が決まっている場合もあり難しいが、理解を深めるため、趣旨・説明を継続的に行っていく必要がある。	【計画】 男女平等参画の必要性を理解してもらえよう、実行委員会開催時に働きかけを行う。	-	-	全庁 (北野総合支所)		
			【活動指標】 実施	【実績】 ・概ね達成できた 【課題・今後の方向性】 引き続き、補助金交付団体等へ、男女共同参画の必要性を説明し、男女の割合が40%以上となるように働きかける。	【計画】 ・役員等について、男女共同参画の必要性を説明し、審議会等と同様に男女の割合が40%以上となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行っている男女共同参画に関する事業等の啓発を行う。	-	-	全庁 (城島総合支所)		
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】 男女平等参画への理解を深めるため、趣旨・説明を継続的に行っていく必要がある。	【計画】 男女平等参画の必要性を理解してもらえよう、実行委員会開催時に働きかけを行う。	-	-	全庁 (三潴総合支所)		
			【取組内容】 ・役員等について、男女共同参画の必要性を説明し、審議会等と同様に男女の割合が40%以上となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行っている男女共同参画に関する事業等の啓発を行う。	【実績】 ・概ね達成できた 【課題・今後の方向性】 今後も取り組みの周知を行う	【計画】 研修への参加やパンフレットの送付等を通して周知を図る	-	-	全庁 (上下水道部)		
			【活動指標】 実施							

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
(施策1)政策・方針決定過程への女性の参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課	
27	市補助金交付団体の男女共同参画促進	団体の女性の役職者等の参画状況等の調査や女性参加促進の働きかけを行い、男女共同参画の啓発を図る。特に市の出資法人における女性役員や管理職の登用を働きかける。	【取組内容】 ・役員等について、男女共同参画の必要性を説明し、審議会等と同様に男女の割合が40%以上となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行っている男女共同参画に関する事業等の啓発を行う。	【実績】 ・あまり達成できなかった。 補助金交付団体 20 女性割合40%達成団体 7 【課題・今後の方向性】 今後も男女平等参画への理解を深めて貰うために、継続的に働きかけていく必要がある	【計画】 委員改選時に男女の割合が40%以上となるよう各団体への働きかけを行う。	-	-	全庁 (教育部)	
			【活動指標】 実施	【取組内容】 ・役員等について、男女共同参画の必要性を説明し、審議会等と同様に男女の割合が40%以上となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行っている男女共同参画に関する事業等の啓発を行う。	該当なし	【計画】	-	-	全庁 (選挙管理委員会事務局)
			【活動指標】 実施	【取組内容】 ・役員等について、男女共同参画の必要性を説明し、審議会等と同様に男女の割合が40%以上となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行っている男女共同参画に関する事業等の啓発を行う。	【課題・今後の方向性】	【計画】	-	-	全庁 (農業委員会事務局)
28	市女性職員の役職者等への登用促進	女性職員の登用については、女性活躍推進法により策定が義務付けられている特定事業主行動計画と連動し、登用率などの具体的な数値目標と取組み内容を設定する。	【取組内容】 女性職員の職業生活における活躍を推進するため、女性活躍推進法や次世代法に基づく特定事業主行動計画に定めた取組みを行う ・柔軟な人事異動等による女性職員の積極的な登用 ・女性職員の職域拡大 ・人事交流等によるロールモデル人材の受入れ ・女性職員を対象としたキャリア研修等の実施 等について重点的に取り組む	【計画】 ・柔軟な人事異動等による女性職員の積極的な登用 ・女性職員の職域拡大 ・人事交流等によるロールモデル人材の受入れ ・女性職員を対象としたキャリア研修等の実施 等について重点的に取り組む 【実績】 ・人事異動や人事交流等において、女性職員の積極的な登用を図り、管理職の11.4%、監督職の27.5%を女性とした。 ・人材育成課と連携し、女性職員を対象にキャリア研修を実施した	【計画】 ・柔軟な人事異動等による女性職員の積極的な登用 ・女性職員の職域拡大 ・人事交流等によるロールモデル人材の受入れ ・女性職員を対象としたキャリア研修等の実施 等について重点的に取り組む	-	-	人事厚生課	
			【活動指標・当初値】 平成32年度までに ・管理職に占める女性職員の割合を15%以上 ・監督職に占める女性職員の割合を30%以上	【課題・今後の方向性】 ・引き続き、女性活躍推進法の趣旨及び特定事業主行動計画に基づいて、取組みを進める	【課題・今後の方向性】	-	-	-	-
29	商工自営業等の関係団体に対する方針決定の場への女性の参画促進の啓発	政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けて、関係商工団体(久留米商工会議所、市内の3商工会)に対して文書等での働きかけや各団体の事務局との意見交換を行い、商工自営業者への啓発を促す。	【取組内容】 文書や事務局長会議等を通じ、方針決定の場への参画や役職への女性の積極的登用について、働きかけを行う。	【計画】 ・文書による働きかけ ・事務局長会議の開催 【実績】 文書による働きかけ、及び、事務局長会議の開催時に方針決定の場への参画や役職への女性の積極的登用について働きかけを行った。	【計画】 ・文書による働きかけ ・事務局長会議の開催	-	-	商工政策課	
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も文書や事務局長会議を通じ働きかけを行う。	【課題・今後の方向性】	-	-	-	
30	女性教員の管理職等への任用機会の確保	校長会、教頭会、女性教員研修会、女性管理職研修会等において、管理職等任用選考試験における女性受験者の拡大を図る。	【取組内容】 定例校長会や研修等を通じて、管理職等任用候補者選考試験の受験を促す。	【計画】 ・受験対象教員の把握 ・管理職任用候補者選考試験の周知 【実績】 8% (29年度)	【計画】 受験対象教員の把握 管理職任用候補者選考試験の周知	-	-	教職員課	
			【活動指標・当初値】 ・管理職試験受験可能女性教員に占める受験者の割合 9.6%(27年度)	【課題・今後の方向性】 今後も周知や意欲の醸成を図り、受験者の拡大に努める	【課題・今後の方向性】	-	-	-	

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
(施策1)政策・方針決定過程への女性の参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課
31	農業委員への女性参画促進	女性農業委員推薦の確保に向け、農業者・農業者団体等へ対し啓発活動を行う。	【取組内容】 女性農業委員の確保に向け、農業者や関係団体へ女性農業委員の必要性について啓発活動を行う。	【計画】 女性農業委員及び女性農地利用最適化推進委員の登用にに向けた啓発活動の実施	【計画】 女性農業委員及び女性農地利用最適化推進委員の登用にに向けた啓発活動の実施	-	-	農業委員会事務局
				【実績】 改選により女性農業委員の割合が21%となった。	【実績】			
			【活動指標・当初値】 女性農業委員割合 11.4% (27年度)	【課題・今後の方向性】 女性農地利用最適化推進委員は3%に留まるため、次回改選時には更なる登用を目指す。	【課題・今後の方向性】			
●女性の登用環境の整備								
32	男女平等に関する人材リストの整備・活用	様々な分野で活躍する女性や、地域の女性人材の発掘・情報の収集に努め、人材リストの充実を図り、各種委員や講師等への活用を促進する。	【取組内容】 審議会・委員会等への女性の登用状況調査の各部回答をリスト化し、情報提供を行う。	【計画】 女性人材リストの作成、情報提供	【計画】 30年度も引き続き、人材リストの作成を行い、情報提供できるようにする。	-	-	男女平等政策課
				【実績】 女性委員が少ない審議会の所管課へ情報提供できるよう、女性人材リストを作成した。	【実績】			
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 各部の女性登用に関する相談の際に情報提供ができるよう、様々な分野で活躍する女性の情報を収集する。	【課題・今後の方向性】			
32	男女平等に関する人材リストの整備・活用	様々な分野で活躍する女性や、地域の女性人材の発掘・情報の収集に努め、人材リストの充実を図り、各種委員や講師等への活用を促進する。	【取組内容】 女性・男性問題の視点をもつ講師や審議会委員会等の候補者となるような人材情報を多方面から収集・整備しリスト化し、公的機関や地域研修の講師紹介に活用する。	【計画】 人材リストの整備活用	【計画】 人材リストの整備活用	-	-	男女平等推進センター
				【実績】 女性・男性問題の視点をもつ講師や審議会委員会等の候補者となるような人材情報を多方面から収集・整備しリスト化したものを、主に公的機関や地域研修の講師紹介に活用した。	【実績】			
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 情報を適宜更新し、人材リストの活用を促す。講座等の講師に関する相談に対し、男女平等の視点をもった人材情報の提供ができるようリストの充実を図る。	【課題・今後の方向性】			
33	女性活躍促進事業の実施(女性人材等の育成)	女性が希望する分野で活躍することができるように、政策・方針決定の場をはじめ地域活動における男女共同参画を進めるための人材育成や地域での意識啓発を担うサポーターの養成、女性の就職・再就職や就業継続支援、起業を目指す女性への支援、若い世代への男女共同参画についての理解を深めるための講座等を開催する。	【取組内容】 ①男女共同参画の啓発活動を行う新たな人材を育成するための講座の実施 ・男女共同参画サポーター養成講座 ②政策や意思決定の場への女性の参画を促進する為の人材養成講座の実施 ・女性のための政策参画講座 ③女性の経済的自立のための就業支援講座の実施 ・女性の起業支援セミナー ・就業継続支援事業 ・就職をめざす女性のためのパソコン入門・基礎講座 ・日商PC3級検定対策講座	【計画】 女性の活躍や経済的自立のための事業実施 ・女性の人材育成講座の実施 【計画】 女性の活躍や経済的自立のための事業実施 ・女性の人材育成講座の実施 【計画】 女性の活躍や経済的自立のための事業実施 ・女性の人材育成講座の実施 ・女性のまちづくり参画講座実施 【実績】 政策や意思決定の場への女性の参画を促進する為の人材養成講座を実施(延89人) ①あらためて男女共同参画社会形成、女性活躍推進を問う芝浦工業大学男女共同参画推進室教授 内藤 和美(男女共同参画週間記念事業として実施) ②③市の管理職を講師に講座を実施。 三潞・田主丸地域で政策参画講座(地域版)を実施(延90人) NPO法人福岡ジェンダー研究所 倉富 史枝	【計画】 ・女性の人材育成講座の実施 ・女性の経済的自立のための事業実施 【計画】 ・女性の人材育成講座の実施 ・女性の人材育成講座の実施 【計画】 ・女性の人材育成講座の実施 ・女性のまちづくり参画講座実施 【実績】	766	1,691	男女平等推進センター
		【活動指標・当初値】 政策参画講座5回118人 政策参画講座地域版4回142人(27年度)	【課題・今後の方向性】 女性人材の発掘と育成	【課題・今後の方向性】				

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
 (施策1)政策・方針決定過程への女性の参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課
34	女性のチャレンジ支援のための情報提供	広報紙「男女平等推進センタージャーナル」等において、起業や社会貢献、ボランティア活動など、女性が活躍している事例を紹介する。	<p>【取組内容】 男女共同参画社会実現のための活動を行っている女性や様々な形で活躍する女性などを取材し、「男女平等推進センタージャーナル」において紹介する。</p> <p>【活動指標・当初値】 2回（27年度）</p>	<p>【計画】 広報紙「男女平等推進センタージャーナル」において女性の活躍事例や男女平等推進関連団体の紹介 2回</p> <p>【実績】 久留米市女性消防団や、女性起業家によるセミナーの様子など、女性の活躍事例を男女平等推進センタージャーナルにおいて紹介した。</p> <p>【課題・今後の方向性】 様々な分野において活躍する女性の情報を収集し、身近な女性ロールモデルを発掘する。</p>	<p>【計画】 広報紙「男女平等推進センタージャーナル」において女性の活躍事例や男女平等推進関連団体の紹介 2回</p> <p>【実績】</p> <p>【課題・今後の方向性】</p>	-	-	男女平等推進センター

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
 (施策2)雇用の分野における男女共同参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課
●男女の均等な機会と待遇の確保及び女性の活躍促進								
35	競争入札参加登録事業者に対する男女共同参画の意義の周知・啓発	国は建設業で働く女性技術者・技能者の5年以内の倍増(6%)を目指し、業界団体や企業に対して、女性採用等に係る自主的な目標設定や経営トップの理解を求めていくこととしている。 このような中、本市としても、経営者の意識改革を促すために、業界団体等と協力して、工事入札参加資格者向けの男女共同参画に関する情報提供や研修等を実施していく。	【取組内容】 経営者の意識改革を促すために、工事入札参加資格者向けの男女共同参画に関する研修会等を実施 【活動指標・当初値】 研修会等の開催数	【計画】 研修会開催数1回 【実績】 研修会を1回開催した。 【課題・今後の方向性】 引き続き、男女共同参画意識の向上を図るため、継続して研修会等を実施する。	【計画】 研修会開催数1回 【実績】 【課題・今後の方向性】	-	-	契約課
◎ 36	公共調達にかかる登録事業者等の女性の活躍推進等に関する取り組み状況調査の実施	企業による女性の活躍推進等に関する取り組み状況について任意の報告を求め、男女共同参画の意義の周知・啓発を図るとともに、同意が得られた企業についてはその内容を公開する。	【取組内容】 公共調達にかかる登録事業者等に女性活躍推進に関する取り組み状況調査を実施し、同意の下で内容を公開する。 【活動指標・当初値】 -	【計画】 業務委託及び物品登録事業者の調査分析 【実績】 業務委託及び物品登録事業者の調査票を収集・分析を行い、報告書を作成した。 調査対象:1,632者 (業務委託784者、物品848者) 調査票回収:1,129者 (業務委託535者、物品594者) 回収率(全体):69.2% 【課題・今後の方向性】 分析を行った後の、施策の反映について、今後具体的に検討していく。	【計画】 工事契約業者についても分析を行った上で、公共調達にかかる登録事業者についての施策を検討する 【実績】 【課題・今後の方向性】	217	226	男女平等政策課
◎ 33	女性活躍促進事業の実施(女性のための就業支援講座の実施)【再掲】	女性が希望する分野で活躍することができるように、政策・方針決定の場をはじめ地域活動における男女共同参画を進めるための人材育成や地域での意識啓発を担うサポーターの養成、女性の就職・再就職や就業継続支援、起業を目指す女性への支援、若い世代への男女共同参画についての理解を深めるための講座等を開催する。	【取組内容】 女性の経済的自立のための就業支援講座の実施 ・就業継続支援事業 ・就職をめざす女性のためのパソコン入門・基礎講座 ・日商PC3級検定対策講座 【活動指標・当初値】 7回 延参加者数322人(27年度)	【計画】 女性の活躍や経済的自立のための事業実施 【実績】 ・就業継続支援事業 ・就職をめざす女性のためのパソコン講座、簿記講座実施 【課題・今後の方向性】 ニーズの把握とそれにあわせた講座実施	【計画】 ・女性の経済的自立のための事業実施 【実績】 【課題・今後の方向性】	766	1,692	男女平等推進センター

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
 (施策2)雇用の分野における男女共同参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課
37	事業所及び労働者に対する男女雇用機会均等法の啓発や女性の活躍に関する支援	事業所及び労働者に対する男女雇用機会均等法、労働基準法等の労働関係法令や母性保護に関する知識、女性活躍推進法などに関するセミナーの開催、女性活躍に関する事業等を行う。 なお、これらは事業所訪問や商工労働ニュース、雇用優良事業所表彰などを通じて情報発信、啓発を行い、企業における好事例などの「見える化」の促進に取り組む。	【取組内容】 男女雇用機会均等・セクハラ・パワハラ防止や女性活躍の推進を図るため、企業向けセミナーや女性管理職養成講座等を行う。また、商工労働ニュースや企業訪問を通じて、情報発信、啓発を行う。	【計画】 ・男女雇用機会均等・セクハラ・パワハラセミナー ・女性活躍推進セミナー、女性管理職養成講座 ・商工労働ニュースへ掲載 【実績】 ・ハラスメント対策セミナーを企業向けに開催した。(参加:39社 44名) ・女性活躍推進セミナーを企業向けに開催した。(参加:43社 58名) ・女性リーダー養成講座を女性従業員向けに開催した(参加:58名) ・商工労働ニュースに雇用優良事業所の記事を掲載した。	【計画】 ・男女雇用機会均等・セクハラ・パワハラセミナー ・女性活躍推進セミナー、女性管理職養成講座 ・商工労働ニュースへ掲載 【実績】	2,685	2,609	労政課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も、事業所及び労働者に対し情報発信、啓発を行っていく。	【課題・今後の方向性】			
38	非正規労働者に対する権利の周知や理解促進	パートタイムで働く人など非正規労働者に対して、年間を通じた就労相談・支援窓口において、国、県と連携を図り、労働法などの基礎知識に関する情報提供などを行い、権利の周知や理解促進を図る。	【取組内容】 ジョブプラザや子育て中の人の仕事相談カフェ事業において、労働法の基礎知識に関するセミナーや情報提供を行い、周知を図る。	【計画】 ・ジョブプラザセミナー ・子育て中の人の仕事相談カフェセミナー 【実績】 ・ジョブプラザセミナーはH29実施せず。国・県の類似セミナーを紹介した。 ・子育て中の人の仕事相談カフェセミナーを3回実施した。(参加者:計57人)	【計画】 ・子育て中の人の仕事相談カフェセミナー 【実績】	6,655	6,581	労政課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も、国、県等と連携を図り、労働法などの基礎知識に関する情報提供を行っていく。	【課題・今後の方向性】			

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
(施策3)農業・商工自営業における男女共同参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課
●女性農業者の活躍促進								
39	農業分野における男女共同参画施策の推進	女性農業者リーダー養成事業(研修会、意見交換会、視察等)を実施するなど、女性農業者の活躍を支援することにより、農業における男女共同参画を推進する。	【取組内容】 女性農業者リーダー養成事業等を実施し、女性農業者の活躍を支援することにより、男女共同参画を推進する。 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 継続して女性農業者リーダー養成事業等を実施する。 【実績】 リーダー育成研修事業・活動支援事業を実施した。新たに新規就農女性農業者と県、農業団体等とのネットワークを構築した。 【課題・今後の方向性】 経営への参画や様々な場面で活躍する女性農業者を増やすことは必要である。今後も、県、農業団体等と連携しながら、総合的に事業の推進を図る。	【計画】 女性農業者リーダー養成事業等を実施する 【実績】 【課題・今後の方向性】	115	760	農政課
40	女性認定農業者の増加促進と家族経営協定の推進	計画更新を迎える認定農業者及び新規認定希望の農業者に対して、女性認定農業者、家族経営協定の申請を促進する。 また、協定締結後の状況を踏まえた協定見直しの必要性等について説明を行い、女性が活躍できる環境を整える。	【取組内容】 計画更新を迎える認定農業者及び新規認定希望の農業者に対して、女性認定農業者、家族経営協定の申請を促進する。 また、協定締結後の状況を踏まえた協定見直しの必要性等について説明を行い、女性が活躍できる環境を整える。 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 女性認定農業者、家族経営協定申請の促進を図る。また、協定締結後の履行状況確認によるフォローアップを行う。 【実績】 女性認定農業者、家族経営協定申請の促進を行った。家族経営協定のチラシの配布やアンケートの集計を行った。 【課題・今後の方向性】 女性認定農業者の割合も、昨年から0.6%ポイント高くなり5.9%となった。引き続き、家族経営協定の推進とあわせて認定農業者への共同申請の推進を行う。	【計画】 女性認定農業者、家族経営協定申請の促進を図る。また、協定締結後の履行状況確認によるフォローアップを行う。 【実績】 【課題・今後の方向性】	35	20	農政課
●商工自営業における女性の活躍促進								
◎ 41	女性の起業を促進するための環境整備の実施	起業を目指す女性を支援するため、関係機関と連携しながら、融資制度の維持・確保や、起業に関する情報の提供を行う。	【取組内容】 創業支援施設「くるめ創業ロケット」での女性起業家対象のセミナーを実施。創業支援関係機関と連携し、融資制度の維持・確保に努める。 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 起業家セミナーの実施 関係機関との協議 女性起業家支援イベント実施 【実績】 起業家セミナー1コマ 女性起業家支援イベント出展 参加者 約700名 【課題・今後の方向性】 市の融資制度の対象を拡大し、起業を促進するための支援体制を拡充する。	【計画】 起業家セミナーの実施 関係機関との協議 女性起業家支援イベント実施 【実績】 【課題・今後の方向性】	455	-	新産業創出支援課
			【取組内容】 起業を目指す女性を対象に、起業に必要な基礎知識の習得や女性起業家や受講者同士のネットワークづくりにつなげるセミナーを関係機関と連携し開催する。 【活動指標・当初値】 女性の起業支援セミナー参加者 102人(27年度)	【計画】 中小企業診断士を加えるなど内容を拡充して実施 【実績】 関係機関と連携し、起業を目指す女性を対象に、起業支援セミナーを関係機関と連携して実施することにより、起業に必要な情報を提供した。 ・女性の起業支援セミナー(延参加者数77人) 【課題・今後の方向性】 ・起業に必要な知識習得 ・女性起業者の拡大	【計画】 起業に必要な知識習得 起業を目指す女性のネットワークづくり 【実績】 【課題・今後の方向性】	500	555	男女平等推進センター

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
 (施策3)農業・商工自営業における男女共同参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課
33	◎ 女性活躍促進 事業の実施 (起業支援セ ミナーの実施) 【再掲】	女性が希望する分野で活躍することができるように、政策・方針決定の場をはじめ地域活動における男女共同参画を進めるための人材育成や地域での意識啓発を担うサポーターの養成、女性の就職・再就職や就業継続支援、起業を目指す女性への支援、若い世代への男女共同参画についての理解を深めるための講座等を開催する。	【取組内容】 女性の経済的自立のため女性の起業支援セミナーの実施	【計画】 女性の活躍や経済的自立のための事業実施 【実績】 ・女性の起業支援セミナー 起業を目指す女性を対象に、起業に必要な知識習得や起業する女性のネットワークづくりを目指す起業支援セミナーを関係機関と連携し実施。講師に中小企業診断士を加え、より充実した内容とした。 ・女性の起業支援セミナー(延参加者数77人)	【計画】 ・女性の経済的自立のための事業実施 【実績】	-	-	男女平等推進センター
			【活動指標・当初値】 女性の起業支援セミナー参加者 102人(27年度)	【課題・今後の方向性】 参加者の確保及び女性起業者の拡大	【課題・今後の方向性】			
42	商工自営業者 に対する男女 共同参画社会 の意義の周 知・啓発	市民意識調査の結果を踏まえ、商工労働ニュースや、関係商工団体の発行する機関誌への掲載をはじめ、久留米市等の主催する啓発セミナーへの参加を呼びかけることで、男女共同参画社会の意義について周知・啓発を行い、商工自営業者の意識や行動の改革を促す。	【取組内容】 商工労働ニュースへの掲載、商工団体の発行する機関誌への掲載依頼を行い、男女共同参画社会の意義について周知・啓発を行う。	【計画】 ・商工労働ニュース掲載 ・商工団体機関誌への掲載依頼 【実績】 ・商工労働ニュース平成29年度春号に「男女共同参画社会の実現を目指して」の記事を掲載した。 ・各商工団体に男女共同参画社会の実現に向けた取り組みについて理解を求め、地元企業への啓発のため、商工団体機関誌への掲載依頼を行い、複数の団体において掲載された。	【計画】 ・商工労働ニュース掲載 ・商工団体機関誌への掲載依頼 【実績】	-	-	商工政策課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も、継続した周知啓発活動を行う。	【課題・今後の方向性】			

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
 (施策4) 家庭・地域における男女共同参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課
●男性の家庭生活や地域活動への参画促進								
43	男性の家庭、 地域への参画 促進	家事、育児、介護等の啓発事業実施等において男性が参加しやすいようテーマや時間帯の工夫及び広報・啓発を行う。	【取組内容】 該当なし	【計画】 該当なし	【計画】 該当なし	-	-	全庁 (総合政策部)
			【実績】 該当なし	【実績】 該当なし	【実績】 該当なし			
			【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 該当なし	【計画】 事業がある際には、工夫や啓発を行う	【計画】 事業がある際には、工夫や啓発を行う	-	-	全庁 (総務部)
			【実績】 該当なし	【実績】 該当なし	【実績】 該当なし			
			【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】 引き続き、該当事例があった場合は工夫・啓発を行う	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 ・男性が参加しやすい環境づくり ・男女平等を推進する男性が多い機関や団体と連携し事業実施	【計画】 男性が参加しやすいテーマでの講座開催、啓発	【計画】 男性が参加しやすいテーマでの講座開催、啓発	-	-	全庁 (協働推進部)
【実績】 男性参加者数 1,137人	【実績】 男性参加者数 1,137人	【実績】 男性参加者数 1,137人						
【活動指標・当初値】 男性参加者数 1,182人 (27年度)	【課題・今後の方向性】 今後も参加しやすい講座になるよう検討していく	【課題・今後の方向性】						
【取組内容】 講演会や親子参加の体験講座など、男性・女性ともに参加しやすいよう土曜日・日曜日に実施する。	【計画】 ・料理講座、親子焼き物教室、工作、クッキング、運動の講座を実施(生涯学習センター) ・なるほど人権セミナー(8回シリーズ)において、土・日実施の回を計画する。	【計画】 ・保護者向け及び親子参加型の講座を複数実施する(生涯学習センター) ・なるほど人権セミナー(8回シリーズ)において、土・日実施の回を計画する。	-	-	全庁 (市民文化部)			
【実績】 ・6事業延べ15回、333人(生涯学習センター) ・なるほど人権セミナー(第3回)を土曜日に実施。196人参加。	【実績】 ・6事業延べ15回、333人(生涯学習センター) ・なるほど人権セミナー(第3回)を土曜日に実施。196人参加。	【実績】 ・6事業延べ15回、333人(生涯学習センター) ・なるほど人権セミナー(第3回)を土曜日に実施。196人参加。						
【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も継続的に実施する	【課題・今後の方向性】						
【取組内容】 プレババママ教室の実施等により、父親の主体的な育児の関わりの必要性を啓発する。	【計画】 プレババママ教室等の実施	【計画】 【H29.10月からこども子育てサポートセンターへ業務移管】 今後、事業がある際には、工夫や啓発を行う	431	-	全庁 (健康福祉部)			
【実績】 ・父親の育児参加啓発リーフレットを配布。 ・プレババママ教室の実施(28回) ・すこやかマタニティ教室において、先輩父親からの講話を実施(2回)	【実績】 ・父親の育児参加啓発リーフレットを配布。 ・プレババママ教室の実施(28回) ・すこやかマタニティ教室において、先輩父親からの講話を実施(2回)	【実績】 ・父親の育児参加啓発リーフレットを配布。 ・プレババママ教室の実施(28回) ・すこやかマタニティ教室において、先輩父親からの講話を実施(2回)						
【活動指標・当初値】 プレババママ教室参加者752人(H27年度)	【課題・今後の方向性】 今後も教室により父親の育児参加の必要性の啓発に努める。	【課題・今後の方向性】						

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
 (施策4) 家庭・地域における男女共同参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課
43	男性の家庭、 地域への参画 促進	家事、育児、介護等の啓発事業実施等において男性が参加しやすいようテーマや時間帯の工夫及び広報・啓発を行う。	【取組内容】 子育て交流プラザや児童センター、地域子育て支援センター等で開催する子育てに関するセミナーや親子遊びの講座を土日に開催するなど、男性が参加しやすいように設定する。 また、男性向けの子育てセミナーを開催する。	【計画】 男性向けや男性も参加できる子育てセミナーを実施する。 【実績】 子育て支援施設において、親子参加の催しなどを土日に開催するなど、男性が参加しやすいよう設定した。 ○子育て交流プラザ ・おはなしなあに(毎月) ・みんなであそぼう(毎月全12回) ・プレパパ・ママセミナー(全2回) ・子育てセミナー(全10回開催のうち5回を土日に開催)その他親子で参加できるイベントを開催。 ○児童センター ・親子クッキング(全3回) ・親子一輪車教室(全4回)その他親子で参加できるイベントを開催。 ○子育て支援センター ・パパママ応援セミナー(全4回) ○信愛つどいの広場(全12回)	【計画】 男性向けや男性が参加しやすい子育てセミナーを実施する。 【実績】	-	-	全庁 (子ども未来部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も、子育てに関するセミナーや親子遊びの講座を土日に開催したり、テーマを父親向けにするなど、男性が参加しやすいよう努める。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 該当なし	【計画】 該当なし 【実績】	【計画】 該当なし 【実績】	-	-	全庁 (環境部)
			【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 毎月19日を「食育の日」として定め、全職員宛に啓発メールを送信し、家族揃って食事をとる大切さについて啓発を行い、定時の帰宅を促す。	【計画】 ・食育の日における啓発メール ・食育関連の講座等の情報提供 【実績】 ・食育の日における啓発メールを全職員、各校区まちづくり振興会、各公立小中学校宛に送信した。また商工政策課の産業メールでも周知を行った。	【計画】 ・食育の日における啓発メール ・食育関連の講座等の情報提供 【実績】	-	-	全庁 (農政部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続き、食育の情報提供を行い、家族揃って食事をとる大切さについて啓発を行う。	【課題・今後の方向性】			

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
 (施策4) 家庭・地域における男女共同参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課		
43	男性の家庭、 地域への参画 促進	家事、育児、介護等の啓発事業実施等において男性が参加しやすいようテーマや時間帯の工夫及び広報・啓発を行う。	【取組内容】 仕事と子育て両立支援推進セミナーにおいて、イクボスや働き方改革をテーマにするなど、男性にも役立つテーマを設定する。	【計画】 雇用・就労推進協議会の参加団体である商工会・経済団体に取り組み部会を設置していただき、勉強会や講演会を実施してもらう。	【計画】 全ての人が仕事と生活の調和を大切にしながら、充実した生活を送ることができるよう「働き方改革」を実現することが求められている。そのためには、企業に主体的に考え、取り組んでいただくことが重要である。 そこで、各経済団体において設置いただいた「働き方改革」取り組み部会にて、働き方を変革することへの理解を深めていただけるよう、先進事例の紹介を行う等働きかけを行う。	70	303	全庁 (商工観光労働部) ※労政課		
			【実績】 6経済団体にて働き方改革についての取り組み部会等を設置し、理解を深めるための取り組みを実施した。取り組みの主なテーマは、イクボスの効果・推進、人材の確保と育成等。	【実績】						
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 企業の主体的な取り組みにつながるように、市としてもテーマの設定や方法について情報交換を密にとりながら進めていく必要がある。	【課題・今後の方向性】					
			【取組内容】 現時点での計画はないが、今後、啓発事業を行う際は、男性が参加しやすくなるような配慮を行う。	【計画】 現時点では無し。	【計画】 現時点では無し。	-	-	全庁 (都市建設部)		
			【実績】 実績なし	【実績】						
			【活動指標・当初値】 現時点では無し。	【課題・今後の方向性】 啓発事業を行う際は、男性が参加しやすくなるような配慮を行う。	【課題・今後の方向性】					
			【取組内容】 生涯学習センター講座(料理教室)の受講生募集において男性も申込みしやすいようなチラシの工夫また男性の参加を呼びかける有線放送を流すなど広報を行なう。	【計画】 田主丸町内全戸チラシ配付(ためしまるだより)への掲載。公共施設へのチラシ設置。	【計画】 田主丸地域全戸チラシ配付(ためしまるだより)への掲載。公共施設へのチラシ設置。	88	88	全庁 (田主丸総合支所)		
			【実績】 チラシ配布・有線放送の成果で、20名中3名の男性参加申込みがあった。	【実績】						
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 次年度も実施する。	【課題・今後の方向性】					
			【取組内容】 北野地域広報紙(コスモス通信)で、積極的に男性対象の講座や地域イベントなどの広報を行う。	【計画】 北野地域広報紙(コスモス通信)への掲載。	【計画】 北野地域広報紙(コスモス通信)への掲載。	-	-	全庁 (北野総合支所)		
			【実績】 講座の内容を男性にも興味を持ってもらえるよう、広報紙に載せる際に工夫した。	【実績】						
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 男性にも興味を持ってもらえるように引き続き工夫していく。	【課題・今後の方向性】					
【取組内容】 地域の男性料理教室等に参加してもらおうようチラシ・ポスター等で広く周知を図る。	【計画】 男性対象の講座や地域イベントについて、地域広報誌での周知を行う。	【計画】 地域の男性料理教室等に参加してもらおうようチラシ・ポスター等で広く周知を図る。	-	-	全庁 (城島総合支所)					
【実績】 5/15号の地域広報誌「インガット通信」にて男性対象の料理教室の講座の周知をおこなった。	【実績】									
【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】								

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
 (施策4) 家庭・地域における男女共同参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課	
43	男性の家庭、 地域への参画 促進	家事、育児、介護等の啓発事業実施等において男性が参加しやすいようテーマや時間帯の工夫及び広報・啓発を行う。	【取組内容】 男性が参加しやすい日時を設定し、また、チラシ等で積極的に広報する。	【計画】 男性が講座等に参加しやすい時間、曜日を設定し、三潁生涯学習センターの案内チラシ等でテーマに興味を持ってもらえるよう工夫していく。	【計画】 昨年度に引き続き男性が講座等に参加しやすい時間、曜日を設定し、三潁生涯学習センターの案内チラシ等でテーマに興味を持ってもらえるよう工夫していく。	-	-	全庁 (三潁総合支所)	
				【実績】 時間や曜日の設定の配慮や、講座の内容やチラシを、男性にも興味を持ってもらえるための工夫ができた。	【実績】				
			【活動指標・当初値】 時間や曜日の設定に配慮し、講座の内容やチラシについて、男性にも興味を持ってもらえるように引き続き工夫していく。	【課題・今後の方向性】 時間や曜日の設定に配慮し、講座の内容やチラシについて、男性にも興味を持ってもらえるように引き続き工夫していく。	【課題・今後の方向性】				
				【取組内容】 該当なし	【計画】 該当なし	【計画】 該当なし	-	-	全庁 (上下水道部)
				【実績】 該当なし	【実績】				
			【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】				
				【取組内容】 男性が参加しやすいように学校行事を土曜や日曜に設定したり、運動会などの行事にも男性が進んで参加できるような競技の設定を行う。	【計画】 学校行事への男性参加者促進及び「父親の会」等への取組への助言	【計画】 学校行事への男性参加者促進及び「父親の会」等への取組への助言	-	-	全庁 (教育部)
				【実績】 各学校において、行事への男性の参加や協力を促した。	【実績】				
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 各学校において男性の行事への参加を推奨する。	【課題・今後の方向性】				
				【取組内容】 該当なし	【計画】	【計画】	-	-	全庁 (選挙管理委員会事務局)
				【実績】	【実績】				
			【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】				
	【取組内容】 該当なし	【計画】	【計画】	-	-	全庁 (農業委員会事務局)			
	【実績】	【実績】							
【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】							
44	プレバママ 教室の実施	プレバママ教室の実施により、父親の主体的な育児への関わりの必要性を啓発するとともに、父親の参加状況を注視しながら、父親が参加しやすいメニューの検討を行う。	【取組内容】 教室等において父親の育児参画の必要性を啓発するとともに、父親育児団体との協働を進めることにより、父親の育児参画に向けた啓発の充実努めていく。	【計画】 ・すこやかマタニティ教室等において、先輩父親からの講話を実施していく。	【計画】 プレバママ教室等の実施	440	480	子ども子育てサポートセンター	
				【実績】 ・父親の育児参加啓発リーフレットを配布。 ・プレバママ教室の実施(28回) ・すこやかマタニティ教室において、先輩父親からの講話を実施(2回)	【実績】				
			【活動指標・当初値】 ・プレバママ教室 752人 ・すこやかマタニティ教室 37人 (27年度)	【課題・今後の方向性】 今後も教室により父親の育児参加の必要性の啓発に努める。	【課題・今後の方向性】				

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
 (施策4) 家庭・地域における男女共同参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課
45	男性の生活的自立のための講座の実施	男性の家庭における生活的自立を目指すために、様々な家事(料理、洗濯、掃除、育児、介護等)への参画を促進するような講座(教室)を実施する。	【取組内容】 男性の料理講座を日曜日に実施する。	【計画】 前期、後期に分け、各4回実施予定。定員各24人。 【実績】 参加者:前期20人、後期23人	【計画】 前期、後期に分け、各4回実施予定。定員各24人。 【実績】	232	264	生涯学習推進課
			【活動指標・当初値】 定員に対する参加率80%・(H27)46%	【課題・今後の方向性】 今後も継続して実施する	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 男性の家庭における生活的自立を目指し、家事の技術を身につけ、参画を促進するような講座を実施する。	【計画】 「男性のための料理教室」を実施する。 全1回実施し、9名の参加があった。 【実績】	【計画】 「男性のための料理教室」を実施する。 【実績】	13	59	田主丸総合支所文化スポーツ課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 次年度も実施する	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 男性の家庭における生活的自立を目指し、料理・掃除等家事の技能を身につけ、参画を促進するような講座を実施する。	【計画】 北野生涯学習センター主催講座として、「男性向け家事支援講座」を実施する。 【実績】 皮から作る男の餃子講座を8月に実施。夏と餃子の組み合わせが好評で幅広い年齢層の男性が多く参加。参加者:18名	【計画】 北野生涯学習センター主催講座として、「男性向け家事支援講座」を実施する。 【実績】	20	30	北野総合支所文化スポーツ課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 料理以外にも家事支援の講座を企画していく。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 男性の家庭における生活的自立を目指し、家事の技術を身につけ、参画を促進するような講座を実施する。	【計画】 ・城島の初夏を彩る エツ料理教室 ・それでもいいよ!あなたの子育て講座 【実績】 ・男のエツ料理教室(6/17・9人) ・子育てセミナーカフェ(10月21,28日・16人)	【計画】 ・市主催講座として男性料理教室等を実施する 【実績】	20	28	城島総合支所文化スポーツ課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 多くの男性が参加できる仕組みづくりや広報等工夫が必要。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 男性料理教室等、男性の参画を促進する講座の開催	【計画】 年2回以上、男性の参画を促進する料理教室等を開催 【実績】 ・平成29.10.21(土) パパとパン作り教室 10組 ・平成29.8.27(日) パパの子育て講座 大人4人、子ども3人	【計画】 年2回以上、男性の参画を促進する料理教室等を開催 【実績】	17	56	三潞総合支所文化スポーツ課
			【活動指標・当初値】 年2回以上、講座等を開催	【課題・今後の方向性】 多くの男性が参加できる仕組みづくりや、広報についても引き続き工夫していく必要がある。	【課題・今後の方向性】			

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
 (施策4) 家庭・地域における男女共同参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課
●まちづくり、地域活動における男女共同参画の促進								
33	◎ 女性活躍促進事業の実施 (地域における女性人材等の育成)【再掲】	女性が希望する分野で活躍することができるように、政策・方針決定の場をはじめ地域活動における男女共同参画を進めるための人材育成や地域での意識啓発を担うサポーターの養成、女性の就職・再就職や就業継続支援、起業を目指す女性への支援、若い世代への男女共同参画についての理解を深めるための講座等を開催する。	【取組内容】 ・男女共同参画の啓発活動を行う新たな人材を育成するための講座の実施	【計画】 女性の活躍や経済的自立のための事業実施 ・女性の人材育成講座の実施 【実績】 男女共同参画サポーターによる地域啓発講座の実施(10箇所) 三潁・田主丸地域で政策参画講座(地域版)を実施(延90人) NPO法人福岡ジェンダー研究所 倉富 史枝	【計画】 ・女性の人材育成講座の実施 ・女性のまちづくり参画講座実施 【実績】	-	-	男女平等推進センター
			【活動指標・当初値】 政策参画講座地域版4回142人 (27年度)	【課題・今後の方向性】 女性人材の発掘と育成	【課題・今後の方向性】			
46	社会教育指導者養成事業の実施 (女性リーダーの育成)	社会教育指導者養成研修を通して、女性がまちづくりに積極的に参加することを促進し、さらには男女平等のまちづくりの推進が図られるよう啓発に取り組む。	【取組内容】 まちづくりネットワーク講座で、男女平等のまちづくりの推進が図られるよう啓発に取り組む。	【計画】 「まちづくりネットワーク講座」を実施する中で、男女平等問題について学習できるように工夫する。 男女平等問題に特化した内容での講座設定を検討する。 【実績】 「まちづくりネットワーク講座」において、男女が協力して子どもを育み、子どもを中心としたまちづくりについて学習した。 全3回実施(参加者:①27人、②29人、③29人)	【計画】 「まちづくりネットワーク講座」で、男女共同参画を実践しているまちづくりや女性が中心的役割を担っているまちづくりについて実例を学ぶ機会の設定を検討する。 【実績】	77	120	生涯学習推進課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 男女共同参画についての啓発を地域レベルで推進していく必要がある。	【課題・今後の方向性】			
47	地域活動での男女共同参画の促進	校区コミュニティ組織や自治会の活動を通じ、女性や若年層の積極的な登用を働きかけるとともに、校区コミュニティ組織の役員を対象とした男女共同参画に関する研修会の実施を促進する。	【取組内容】 ・校区コミュニティ組織や自治会等への女性や若年層の登用を働きかける。 ・「まちづくり活動の手引き」を活用して、各校区の役員等を対象に、男女共同参画に関する研修会を行う。	【計画】 まちづくり連絡協議会や校区コミュニティ組織での意見交換の実施 10回 【実績】 まち連や校区等での意見交換および研修の実施 15回(429名)	【計画】 まちづくり連絡協議会や校区コミュニティ組織での意見交換の実施 10回 【実績】	-	-	地域コミュニティ課
			【活動指標・当初値】 まちづくり連絡協議会や校区コミュニティ組織での研修会の開催回数 18回(27年度)	【課題・今後の方向性】 校区の役員は毎年変わるため、引き続きまち連や校区等での意見交換や研修を行うとともに、校区等においても、男女センターの講座などを活用して地域役員等への啓発・研修を行うよう助言する。	【課題・今後の方向性】			

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
 (施策4) 家庭・地域における男女共同参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課
48	環境保全活動への男女共同参画促進	身近な環境問題をテーマにした「環境フェア」や環境教育等を実施する際に、男女が共同して参加できるテーマや内容にすることで、環境保全活動へ男女市民の参画を図っていく。	【取組内容】 身近でさまざまな環境問題をテーマにした環境フェアの実施や環境教育等を通して、環境保全活動へ男女市民の参画を図る。	【計画】 参加者・受講者が偏らないようなテーマを設定することで、市民の参画を図る。 【実績】 身近な環境問題をテーマにした環境フェアを実施し、環境保全活動へ市民の参画を図った。	【計画】 参加者・受講者が偏らないようなテーマを設定することで、市民の参画を図る。 【実績】	3,519	3,764	環境政策課
			【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】 市民が環境保全活動に参画できるようなテーマを設定する。	【課題・今後の方向性】			
◎ 49	防災活動における女性参画の推進	地域における多様な視点を反映させた防災活動を実施するため、自主防災研修や防災訓練への参加や女性消防団員の入団など、様々な活動への女性の参画を推進し、地域の防災力の向上を図る。	【取組内容】 地域で実施している自主防災研修や防災訓練などの防災活動への女性の積極的な参画を推進する。	【計画】 女性防火クラブとの連携 【実績】 地域での研修や訓練の実施にあたり、主催者に対して女性の参加促進を依頼したが、女性防火クラブとの連携にまでは至らなかった。	【計画】 女性防火クラブや婦人部など、地域の女性組織の活用や位置づけについて地域と協議する。 【実績】	-	-	防災対策課
			【活動指標・当初値】 計画の実施	【課題・今後の方向性】 女性防火クラブは各校区において活動の濃淡があり、ほとんど活動していない校区もある。今後は、女性防火クラブだけでなく、地域の婦人部などの防災活動への参画も検討していく。	【課題・今後の方向性】			

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
(施策5)ワーク・ライフ・バランスの実現

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課
●ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発と情報提供								
7	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発(男性に対する啓発の推進) 【再掲】	仕事、家庭生活、地域・個人の生活の調和を図るため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた講座の開催及び情報提供を行う。(男女共同参画の必要性の理解を促進し、男性の家庭や地域活動への参画を促進するための講座を開催する。)	【取組内容】 男性を対象にワーク・ライフ・バランスの視点を持った講座の実施し、家庭や地域への参画促進を図る。	【計画】 男性に対する男女平等に関する啓発講座の実施 【実績】 働き世代の男性を対象としたワーク・ライフ・バランスに関する講座等を実施し、男女共同参画の意義の理解を促進した。(34人) また、講座実施を土曜日など参加しやすい日程にする等の配慮も継続して行った(男性が参加した講座数57講座、参加者数1,137人)。	【計画】 男性に対する男女平等に関する啓発講座の実施 【実績】	30 (事業番号6を含む)	54 (事業番号6を含む)	男女平等推進センター
			【活動指標・当初値】 ・子育て期の男性や夫婦を対象としたワーク・ライフ・バランスに関する講座(32人)(28年度)	【課題・今後の方向性】 魅力ある講座の開催 啓発事業への男性の参加促進	【課題・今後の方向性】			
7	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発(男性に対する啓発の推進) 【再掲】	仕事、家庭生活、地域・個人の生活の調和を図るため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた講座の開催及び情報提供を行う。(男女共同参画の必要性の理解を促進し、男性の家庭や地域活動への参画を促進するための講座を開催する。)	【取組内容】 企業向けの仕事と子育て両立支援推進セミナーを開催し、経営者や管理職の意識改革やイクボス、働き方改革の推進を図る。	【計画】 雇用・就労推進協議会の参加団体である商工会・経済団体に取り組み部会を設置していただき、勉強会や講演会を実施してもらう。 【実績】 6経済団体にて働き方改革についての取り組み部会等を設置し、理解を深めるための取り組みを実施した。取り組みの主なテーマは、イクボスの効果・推進、人材の確保と育成等。 ・中小企業向け働き方改革セミナーを実施した。(参加者 76人)	【計画】 全ての人が仕事と生活の調和を大切にしながら、充実した生活を送ることができるよう「働き方改革」を実現することが求められている。そのため、企業に主体的に考え、取り組んでいただくことが重要である。そこで、各経済団体において設置いただいた「働き方改革」取り組み部会にて、働き方を変革することへの理解を深めていただけるよう、先進事例の紹介を行う等働きかけを行う。 【実績】	70	303	労政課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 企業の主体的な取り組みにつながるように、市としてもテーマの設定や方法について情報交換を密にとりながら進めていく必要がある。	【課題・今後の方向性】			
50	ワーク・ライフ・バランスに関する農業者への啓発の充実	農業者や農業団体を対象にワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発及び情報提供を行う。	【取組内容】 農業者や農業団体を対象に、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発及び情報提供を行う。	【計画】 ふるさとくめ農業まつり等のイベント時に、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発パネルを掲示し、一般市民や農業関係者への啓発活動を行う。 家族経営協定書の作成の際に、ワーク・ライフ・バランスを考慮し作成するよう助言を行う。 【実績】 ・ふるさと久留米農業まつりにて、啓発パネルを掲示した。 ・家族経営協定書の作成の際にこの助言を行った。	【計画】 ふるさとくめ農業まつり等のイベント時に、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発パネルを掲示し、一般市民や農業関係者への啓発活動を行う。 家族経営協定書の作成の際に、ワーク・ライフ・バランスを考慮し作成するよう助言を行う。 【実績】	-	-	農政課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 ・ふるさと農業まつりだけでなく、他のイベントにおいても啓発活動の実施の検討。	【課題・今後の方向性】			

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
 (施策5)ワーク・ライフ・バランスの実現

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課	
51	◎ 仕事と家庭の 両立支援のた めの企業等へ の啓発及び支 援の充実	ワーク・ライフ・バランスの推進に関 して、企業を対象とした両立支援推 進セミナーや雇用優良事業所の表 彰、事業所訪問等による周知・啓発 を実施し、管理職を含めた企業経 営者の意識向上と職場風土の改善 を行うとともに、ワーク・ライフ・バ ランスの推進に取り組む企業に対し、費用の一部を助成し男女の仕事と家 庭の両立支援拡充を図る。	【取組内容】 ワークライフバランスの推進 や管理職を含めた企業経営 者の意識向上を図るため、両 立支援推進セミナーや企業 訪問を通じて周知啓発を実 施する。また、ワークライフバ ランスに取り組む企業に対 し、経費の一部を助成し、取 組みの推進を図る。	【計画】 ・ワークライフバランス助成 【実績】 ・ワークライフバランス推進助成 金の代替要員確保助成の計画 書提出3件、申請1件、環境整 備助成の申請1件。	【計画】 ・ワークライフバランス助成 【実績】	434	3,000	労政課	
			【活動指標・当初値】 ワークライフバランスの推進に かかる企業への助成件数	【課題・今後の方向性】 企業における仕事と介護の両 立支援を促進するため、ワーク ライフバランス推進助成金(代 替要員確保助成)に、介護休業 取得者の代替要員助成を追加 する。	【課題・今後の方向性】				
52	市職員のワー ク・ライフ・バ ランスの推進	市職員のワーク・ライフ・バランスの 推進に向け、短時間勤務やフレック スタイム等について検討し、柔軟で 多様な働き方の実現、休暇等を取 得しやすい職場環境の整備に取り 組む。 また、時間外勤務の縮減のため、事 務の一層の効率化・簡素化、さら には職場風土の改革や時間外勤務縮 減に対する職員の機運の醸成に取 り組む。	【取組内容】 次世代育成支援対策推進法 に基づく特定事業主行動計 画に基づき取組を進める。	【計画】 ・全庁メールによる情報発信 ・職員研修による意識啓発 ・定時退庁日の実施 ・計画年休の取得促進 ・その他取組の拡充 【実績】 ・定時退庁日及び育児の日の 全庁メールでの情報発信 ・新採研修、5年目研修、新任 課長級研修での周知 ・定時退庁日の取組の厳格化 ・全庁通知等による計画年休の 取得促進 ・育児短時間勤務の運用開始 ・非常勤職員の育児休業制度 の改善 ・育児ハンドブックの改訂	【計画】 ・全庁メールによる情報発信 ・職員研修による意識啓発 ・定時退庁日の実施 ・計画年休の取得促進 ・その他取組の拡充 【実績】	【計画】 ・全庁メールによる情報発信 ・職員研修による意識啓発 ・定時退庁日の実施 ・計画年休の取得促進 ・その他取組の拡充	-	-	人事厚生課
			【活動指標・当初値】 ・職員1人あたりの時間外勤 務時間数 平成26年度比1 0%減 ・年次有給休暇を初年度付 与日数の半分以上取得した 職員の割合 80%	【課題・今後の方向性】 引き続き、次世代育成支援対 策推進法に基づく特定事業主 行動計画の取組を進める。	【課題・今後の方向性】				
			【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司 から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的 な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の 為の業務の効率化や簡素化	【実績】 ・達成できた 【課題・今後の方向性】 取り組みを継続していけるよう、 呼びかけを徹底していくと ともに、業務の効率化や簡素化に 努めていく。	【計画】 ・各呼びかけの実施 ・業務の効率化や簡素化の検 討	-	-	全庁 (総合政策部)	
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 朝礼・終礼時にチーム内で呼 びかけを行い、定時退庁の取 組み等について職員の意識向 上を図る。	【活動指標・当初値】 実施				
			【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司 から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的 な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の 為の業務の効率化や簡素化	【実績】 ・概ね達成できた。 【課題・今後の方向性】 朝礼・終礼時にチーム内で呼 びかけを行い、定時退庁の取 組み等について職員の意識向 上を図る。	【計画】 朝礼・終礼・部内会議等の中で 引き続き職員の意識向上を図 る	-	-	全庁 (総務部)	
			【活動指標・当初値】 実施	【実績】 定時退庁日には朝礼での呼び かけや管理職から休暇取得の 呼びかけなどを行った。 また、事務の効率化を図り、 様々な工夫を行った。 【課題・今後の方向性】 更なる定時退庁日の徹底、休 暇取得の促進を図る。	【計画】 引き続き、呼びかけを実施し、 定時退庁の徹底を行っていく。 事務改善にも取り組み、効率 化・簡素化に努める。				
【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司 から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的 な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の 為の業務の効率化や簡素化	【実績】 ・概ね達成できた	【計画】 朝礼時におけるノー残業デー の呼びかけを積極的に行う。	-	-	全庁 (市民文化部)				
【活動指標・当初値】 実施									

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
(施策5)ワーク・ライフ・バランスの実現

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課
52	市職員のワーク・ライフ・バランスの推進	市職員のワーク・ライフ・バランスの推進に向け、短時間勤務やフレックスタイム等について検討し、柔軟で多様な働き方の実現、休暇等を得しやすしい職場環境の整備に取り組む。 また、時間外勤務の縮減のため、事務の一層の効率化・簡素化、さらには職場風土の改革や時間外勤務縮減に対する職員の機運の醸成に取り組む。	【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	【実績】 ・概ね達成できた 時間外が縮減された。	【計画】 ・なるべく定時退庁日に会議等を開催しないよう、事前に日程調整を図る。 ・引き続き時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけるとともに、ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化を図る。 【実績】	-	-	全庁 (健康福祉部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 外部団体・委員等の日程の関係上、定時退庁日に会議等が開催されることもあったため、事前に取り組みを説明し日程調整を行う。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	【実績】 ・概ね達成できた 時間外勤務縮減のため、定時退庁の徹底に努めた。	【計画】 時間外勤務縮減のため、定時退庁の徹底に努めるとともに、時間外勤務縮減や休暇の積極的な取得の呼びかけを行う。	-	-	全庁 (子ども未来部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 継続して定時退庁の縮減に努める。				
			【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	【実績】 ・達成できた	【計画】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	-	-	全庁 (環境部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も、時間外縮減等に取り組み、ワークライフバランスの向上を図る。				
			【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	【実績】 ・定時退庁日、育児・食育の日には、朝礼時等にその旨共有し、定時退庁の意識付けを行った。	【計画】 定時退庁を遵守する意識向上、雰囲気醸成。 部内会議や朝礼を通じ職員業務状況を把握し、業務平準化を図る。	-	-	全庁 (農政部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続き、定時退庁の意識をより高めていく必要がある。				
			【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	【実績】 ・概ね達成できた	【計画】 ・定時退庁日の朝礼・終礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	-	-	全庁 (商工観光労働部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 ・定時退庁日の取組みが一部徹底できていないため、引き続き朝礼・終礼を活用した呼びかけを行う。				
			【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	【実績】 ・達成できた 災害対応など突発的な事象を除き、定時退庁の徹底を図れた。また、時間外縮減も前年比10%を達成できた。男性職員の育児休暇取得についても周知を図り、取得につながった。	【計画】 継続的に取り組みを推進する。	-	-	全庁 (都市建設部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】				

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
 (施策5)ワーク・ライフ・バランスの実現

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課	
52	市職員のワーク・ライフ・バランスの推進	市職員のワーク・ライフ・バランスの推進に向け、短時間勤務やフレックスタイム等について検討し、柔軟で多様な働き方の実現、休暇等を取り得しやすい職場環境の整備に取り組む。 また、時間外勤務の縮減のため、事務の一層の効率化・簡素化、さらには職場風土の改革や時間外勤務縮減に対する職員の機運の醸成に取り組む。	【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	【実績】 ・概ね達成できた	【計画】 継続して、ノー残業デー等の周知徹底を行う。	-	-	全庁 (田主丸総合支所)	
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 ノー残業デーの徹底					
			【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	【実績】 ・概ね達成できた	【計画】 朝礼や課内会議を通じて、定時退庁日や時間外勤務削減の意識徹底を図る。	-	-	全庁 (北野総合支所)	
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 定時退庁日の周知徹底や、業務の効率化を図り、時間外勤務の縮減を目指す。					
			【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	【実績】 ・達成できた	【計画】 引き続き、取組内容の実現に努める。	-	-	全庁 (城島総合支所)	
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】					
			【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	【実績】 ・概ね達成できた	【計画】 朝礼や課内会議を通じて、定時退庁日や時間外勤務削減の意識徹底を図る。	-	-	全庁 (三瀬総合支所)	
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】さらに、業務効率化を図り、時間外勤務の縮減を目指す。					
		【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	【実績】 ・概ね達成できた	【計画】 朝礼等を利用した職員への意識付け	-	-	全庁 (上下水道部)		
		【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も引き続き環境整備に努める						
		【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	【実績】 ・概ね達成できた	【計画】 朝礼時における定時退庁日の呼びかけを積極的に行う。	-	-	全庁 (教育部)		
		【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 一部の課の業務が学校・保護者との時間調整が必要であり、設定された水曜日には定時退庁できなかった。						

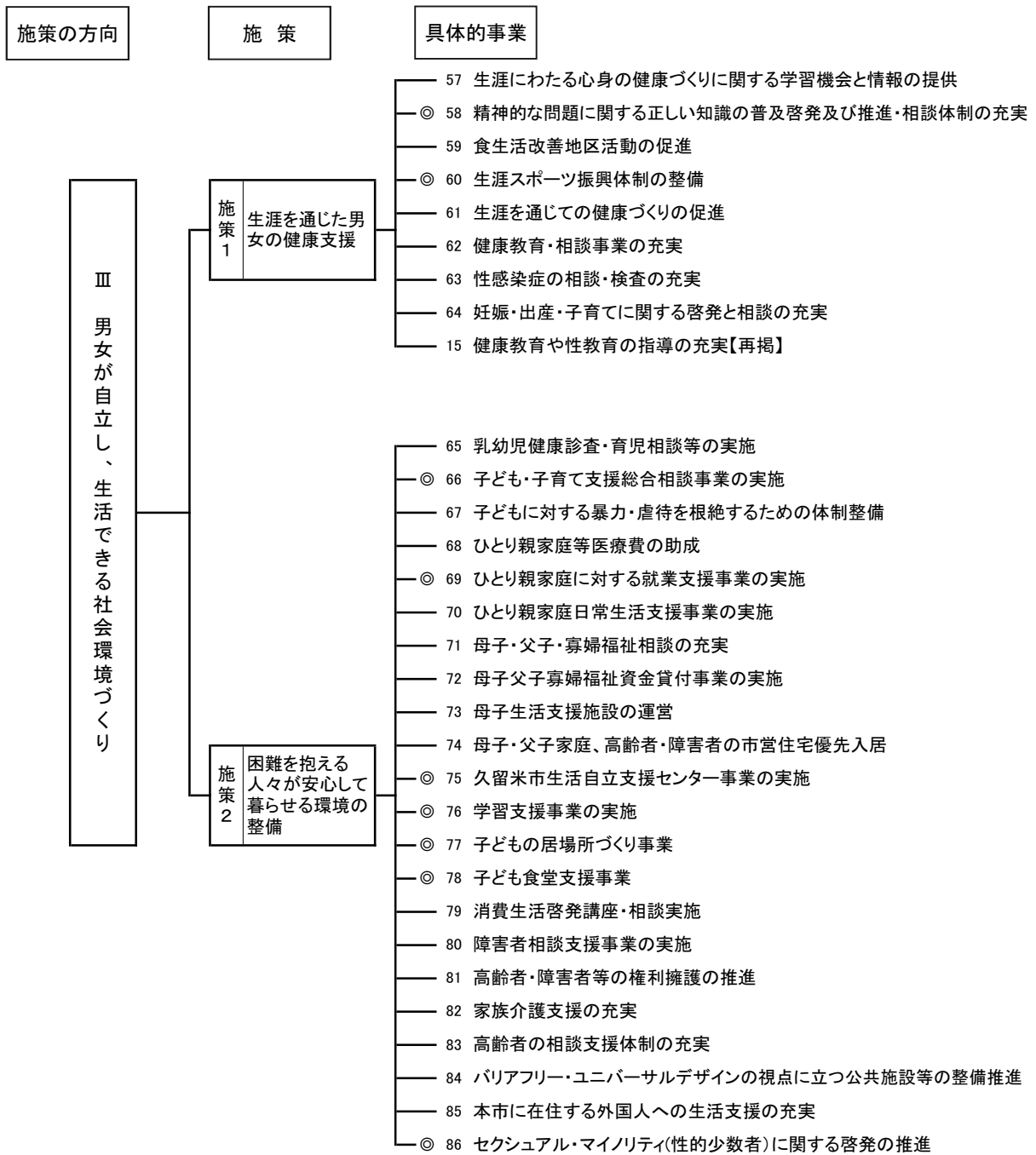
施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
(施策5)ワーク・ライフ・バランスの実現

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課	
52	市職員のワーク・ライフ・バランスの推進	市職員のワーク・ライフ・バランスの推進に向け、短時間勤務やフレックスタイム等について検討し、柔軟で多様な働き方の実現、休暇等を取得しやすい職場環境の整備に取り組む。 また、時間外勤務の削減のため、事務の一層の効率化・簡素化、さらには職場風土の改革や時間外勤務削減に対する職員の機運の醸成に取り組む。	【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外削減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	【実績】 ・概ね達成できた	【計画】 朝礼での定時退庁日の呼びかけ。	-	-	全庁 (選挙管理委員会事務局)	
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 繁忙期(選挙時)以外は、今後も定時退庁日の徹底に努める。					
			【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外削減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	【実績】 ・達成できた 定時退庁日には上司から必ず呼びかけを行い残業を行わないように徹底した。またチーム毎に業務の現状確認を行い計画的な年休取得を促した。	【計画】 年休を取りやすい職場風土の醸成に努め、計画的な年休取得を促す。また、ノー残業デーの徹底を行う。	-	-	全庁 (農業委員会事務局)	
	【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 計画的な年休取得をさらに進めていく。							
●両立支援制度の充実									
53	ファミリー・サポート・センター事業の充実	子育てを援助したい人、援助を受けたい人の会員組織による子育て相互援助活動の促進を図ることで、子育てしやすい環境づくりに努める。	【取組内容】 さらなる会員の拡大を図るとともに、依頼会員と提供会員の需給ギャップや地域間の偏りの改善を図る。	【計画】 田主丸で養成講座を開催し、田主丸、うきは地区の会員不足解消を図る。	【計画】 養成講座の実施	11,396	11,560	子ども政策課	
			【実績】 6月にそよかぜホールにてみまもり会員養成講座を開催し、10人が登録。内、田主丸・うきは地区の登録会員は2人であった。 おねがい会員(依頼会員): 1,227人 みまもり会員(提供会員): 366人 どちらも会員:91人 活動件数:2,011件	【実績】					
			【活動指標・当初値】 1,519人(H27年度末)	【課題・今後の方向性】 引き続き、田主丸・うきは地区の提供会員の確保を図るとともに、依頼会員と提供会員の需給ギャップの改善に向け、更なる提供会員の確保に努める。	【課題・今後の方向性】				
◎ 54	保育所待機児童の解消	「くるめ子どもの笑顔プラン」に基づき今後5年間のニーズ量に応じた施設整備等を進める。	【取組内容】 ・整備計画に基づいた施設整備事業を実施する。	【計画】 定員増 1件 認定こども園創設 2件 保育士人材確保事業実施	【計画】 保育所定員増 2件 認定こども園創設 1件(2ヵ年事業) さらなる保育士確保の取り組み	260,515	583,587	子ども施設事業課	
			【実績】 保育所定員増 1件 認定こども園創設 2件 保育士確保事業の実施	【実績】					
			【活動指標・当初値】 9,005人	【課題・今後の方向性】 ・ニーズ量に応じた施設整備 ・保育士確保に向けた取組み	【課題・今後の方向性】				

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
(施策5)ワーク・ライフ・バランスの実現

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課
55	多様な保育サービスの提供	(病児保育) 既存施設の定員増や新規開設の働きかけ等、病児保育の拡充に努め、多様なニーズへの対応の充実を図り、子育てと就労の両立を支援する。	【取組内容】 ・H29年度に1施設・定員4人の拡大を実現するために必要な調整を実施する。 ・今後の整備量を把握するため、キャンセル待ち発生状況の調査を行う。	【計画】 H29年度に田主丸地区で医療法人が病児保育事業を実施する	【計画】 ・国県補助金の確保 ・施設の定員増に向けた働きかけ	54,890	65,006	子ども政策課
				【実績】 田主丸総合病院において、病児保育施設「たのっしーランド」が開設。4名の受入れが可能となった。 ○施設毎の実績(単位:人) ・マリアンキッズハウス:1,394 ・エンゼルキッズ:547 ・すくすくランド:775 ・ハイジア病児保育室:331 ・たのっしーランド:136 1日あたりの病児受入れ児童数:12	【実績】			
			【活動指標・当初値】 1日あたりの病児受入れ可能児童数 15人(H27年度末)	【課題・今後の方向性】 病児保育実施施設の定員拡充及び利便性の向上を図る。	【課題・今後の方向性】			
		(一時預かり) 引き続き、利用者のニーズや地域バランス等を考慮した事業展開を図るとともに、量的確保および担当保育士の確保を始めとする実施体制の維持・拡大に努める。	【取組内容】 民間保育所・認定こども園、公立保育所において一時預かりを実施する。	【計画】 保育所等への働きかけ引き続き実施する。	【計画】 引き続き実施体制の確保に努める	11,189	21,412	子ども施設事業課
				【実績】 保育所・認定こども園 計44箇所実施	【実績】			
			【活動指標・当初値】 ・7,000人(市内受入実績)	【課題・今後の方向性】 待機児童解消と併せ保育士の確保が必要	【課題・今後の方向性】			
(休日保育) 休日保育の拡充など、多様なニーズへの対応の充実を図り、子育てと就労の両立を支援する。	【取組内容】 篠山保育園、江上保育園、青木保育園にて引き続き休日保育を実施する。	【計画】 他施設への実施勧奨など休日保育の安定的実施を目指す。	【計画】 引き続き他施設への実施勧奨など休日保育の安定的実施を目指す。	-	-	子ども施設事業課		
		【実績】 私立保育所 1か所実施	【実績】					
	【活動指標・当初値】 ・休日保育実施カ所数 ・1日あたりの休日保育受入れ可能児童数	【課題・今後の方向性】 待機児童解消と併せ保育士の確保が必要	【課題・今後の方向性】					
(夜間保育) 夜間保育の拡充など、多様なニーズへの対応の充実を図り、子育てと就労の両立を支援する。	【取組内容】 認可夜間保育所にて、夜間保育を引き続き実施する。平成27年には20名の定員増を行なった。	【計画】 保育需要の推移を把握しながら保護者ニーズへの対応を行う。	【計画】 保育需要の推移を把握しながら保護者ニーズへの対応を行う。	-	-	子ども施設事業課		
		【実績】 私立保育所 1か所 届出保育施設 2か所実施	【実績】					
	【活動指標・当初値】 ・認可夜間保育所の定員数	【課題・今後の方向性】 夜間の保育需要に対応できる体制の確保	【課題・今後の方向性】					
◎ 56	学童保育所の充実	運営内容や施設の充実を図り、子どもを安心して預け働ける環境づくりに取り組む。	【取組内容】 ・定員超過状態の校区に学童保育所施設を整備する。	【計画】 篠山2クラブ整備(定員80名) 上津2クラブ整備(定員80名) 荒木2クラブ整備(定員80名) 草野1クラブ整備(定員40名) 【実績】 篠山2クラブ整備(定員80名) 上津2クラブ整備(定員80名) 荒木2クラブ整備(定員80名) 草野1クラブ整備(定員40名)	【計画】 京町3クラブ整備(定員120名) 東国分2クラブ整備(定員80名) 【実績】	245,987	179,326	子ども政策課
	【活動指標・当初値】 施設定員の合計 3,330人(H27年度末)	【課題・今後の方向性】 施設の充実を図りながら指導員の確保も同時に進める必要がある。	【課題・今後の方向性】					

施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり



◎は第3次男女共同参画行動計画第2期実施計画における新規事業(No.58、69は一部新規)

予算額及び決算額

男女共同参画に限定した事業費である(単位:千円)

○他の施策の中で実施したもので、男女共同参画部分のみの算出が可能な場合はその額とし、算出が困難なものについては、「-」とする

○事業を実施していない場合は、「-」とする

施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり
 (施策1)生涯を通じた男女の健康支援

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課
●ライフステージに応じた健康づくりへの支援								
57	生涯にわたる心身の健康づくりに関する学習機会と情報の提供	女性が心身の健康に関し自己管理ができるように、思春期・更年期・高齢期における健康に関する講座の開催や情報の提供・相談体制の充実に努める。	【取組内容】 ・年代ごとの変化についての知識や、健康の維持や増進のための健康管理についての講座の開催 ・図書においては、関連書籍を収集し、情報提供に努める。 ・健康に関する相談には、関係機関と連携し回復に向けた支援に取組む。	【計画】 女性の心身についての講座開催や情報提供 【実績】 生涯を通じた男女の健康づくりセミナーを関係課と連携して実施した。 ・こころのバランスのとりかた～わたしらしく生活するために～ 久留米大学病院カウンセリングセンター長 大江 美佐里(3/4、52人) ・図書情報ステーションにおいて、関連図書の収集・情報提供を行った。	【計画】 関係課と連携し、健康に関する講座の実施、情報提供、相談対応を行う 【実績】	20 (事業番号6を含む)	-	男女平等推進センター
			【活動指標・当初値】 生涯にわたる女性のための健康づくりセミナー「もしかして更年期? ～いつまでも生き生きと暮らすために～」(3月13日 参加者30人) 総合相談4,460件 (うち健康相談 668件)	【課題・今後の方向性】 関係課と連携して女性の身体についての情報提供や健康づくりに関する学習を充実する。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 女性が心身の健康に関して自己管理・行動ができるよう健康相談や講演会、出前講座等を実施する。	【計画】 ・女性の健康相談の実施 ・出前講座の実施 ・思春期保健情報交換会の実施 【実績】 ・女性の健康相談 9人 ・出前講座の実施 40回 ・思春期保健情報交換会 1回	【計画】 ・女性の健康相談の実施 ・出前講座の実施 ・思春期保健情報交換会の実施 【実績】	374	719	子ども子育てサポートセンター
			【活動指標・当初値】 ・女性の健康相談 20人 ・思春期保健講演会 68人 ・出前講座 9回 (27年度)	【課題・今後の方向性】 引き続き、女性が心身の健康に関して自己管理・行動ができるよう健康相談や講演会、出前講座等を実施する。	【課題・今後の方向性】			
【取組内容】 心身の健康の保持・増進を図るため、地域のイベントや各保健センターを活用し、血圧測定や健康相談・健康教育を行う。	【計画】 健康なつとく相談、健康なるほど講座の実施 【実績】 ・健康なるほど講座(健康教育) 3,298人 ・健康なつとく相談(健康相談) 3,396人	【計画】 健康なつとく相談、健康なるほど講座の実施 【実績】	474	536	地域保健課			
【活動指標・当初値】 4,390人(H27年度健康教育) 3,909人(H27年度健康相談)	【課題・今後の方向性】 ・引き続き、市民が気軽に相談できるよう健康相談や健康教育を実施する	【課題・今後の方向性】						

施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり
 (施策1)生涯を通じた男女の健康支援

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課
◎ 58	精神的な問題に関する正しい知識の普及啓発及び推進・相談体制の充実	あらゆる機会を捉え、悩みを抱えたときには誰かに相談すること、また悩みを抱えた人の発するSOSのサインやその対応について学校・企業などと連携し積極的に周知するとともに、相談体制の一層の充実を図る。	【取組内容】 ・市民一人ひとりが、自殺のサインに早期に気付く、適切な関係機関につなぐ役割を担うゲートキーパーとしての意識を浸透させるため、広く啓発活動や人材養成をおこなっていく。 ・また、市民の身近な場所で相談できる場を提供する。	【計画】 (普及啓発)講演会、街頭キャンペーン、広報誌掲載 (関係団体との連携強化)自殺対策連絡協議会及び自殺対策庁内会議、職域メンタルヘルス連絡会議、関係機関連携調整会議 (支援者の資質向上)かかりつけ医うつ病アプローチ研修、ゲートキーパー研修の実施 (こころの健康支援)「こころの相談カフェ」	【計画】 (普及啓発)講演会、街頭キャンペーン、広報誌掲載 (関係団体との連携強化)自殺対策連絡協議会及び自殺対策計画推進会議、職域メンタルヘルス連絡会議、関係機関連携調整会議 (支援者の資質向上)かかりつけ医・精神科医連携研修、ゲートキーパー研修の実施 (こころの健康支援)「こころの相談カフェ」	4,166	5,824	保健予防課
			【活動指標・当初値】 (平成27年度実績) ・講演会 (市民243人,職域84人) ・街頭キャンペーン(2回) ・自殺対策連絡協議会(1回) ・自殺対策庁内会議(2回) ・職域メンタルヘルス連絡会議(1回) ・かかりつけ医うつ病アプローチ研修(2回,264人) ・ゲートキーパー養成講座(3,527人)	【実績】 ・講演会(市民211人、職域91人) ・街頭キャンペーン(2回) ・自殺対策連絡協議会(1回) ・自殺対策庁内会議(3回) ・職域メンタルヘルス連絡会議(1回) ・かかりつけ医うつ病アプローチ研修(2回・260人) ・ゲートキーパー研修(出前講座を含む44回・1,803人) ・こころの相談カフェ(61回・200件) 平成28年度岩田屋に設置。 平成29年度新たに中央図書館に設置。	【実績】			
			【課題・今後の方向性】 引き続き、関係機関との連携を強化するとともに、支援者の資質向上を目的とした会議・研修会を実施していく。 また、相談体制の検討も続けていく。	【課題・今後の方向性】				
59	食生活改善地区活動の促進	久留米市食生活改善推進員協議会と連携し、地域の住民を対象に、生活習慣病予防・地産地消推進のための調理実習の実施や、食を視点とした健康づくりを啓発するための各種イベントへの参画などにより、市民の食生活の改善に向けて取り組む。	【取組内容】 食を視点に、地域における健康づくりを推進するため、生活習慣病予防の講話や調理実習などを行う地区組織活動や地域からの依頼事業の一環として、男性料理教室を実施する。	【計画】 ・地区組織活動115回	【計画】 ・地区組織活動 115回	1,500	1,500	健康推進課
			【活動指標・当初値】 ・地区組織活動113回	【実績】 ・地区組織活動 115回	【実績】			
			【課題・今後の方向性】 生活習慣病予防の講話や調理実習などを行う地区組織活動や地域からの依頼事業を展開している。引き続き、食を通じた地域における健康づくりを推進するため、推進員の養成及び会員確保が課題である。	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】			
◎ 60	生涯スポーツ振興体制の整備	地域における市民スポーツの活性化を目的に、スポーツ推進委員等と連携し、仕事や子育て等で普段運動していない人が身近にスポーツに親しむことができるよう環境整備を行い、市民の健康増進を図る。	【取組内容】 地域ごとに普段運動をしていない人を巻き込んだスポーツ教室を実施し、また、運動の継続の可能性を探る。	【計画】 23校区と30団体(一般)でスポーツ教室を実施予定	【計画】 16校区と20団体(一般申請分)でスポーツ教室を実施予定	877	816	体育スポーツ課
			【活動指標・当初値】 普段運動していない参加者数・・・49人	【実績】 合計37回教室を実施。 参加者数約900人。	【実績】			
			【課題・今後の方向性】 希望者が少なく、回数が低迷していた。広報に力を入れ、広く呼び掛ける。	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】			
61	生涯を通じた健康づくりの促進	生活習慣病等の早期発見・早期治療のための各種健診を実施し、男女のライフステージに応じた疾病の予防と健康の増進を促進する。 ・生活習慣病予防健診(35～39歳) ・特定健康診査・特定保健指導(40～74歳)	【取組内容】 生活習慣病予防健診・特定健康診査の受診率向上及び特定保健指導実施率向上のための取り組みを進める。	【計画】 ・生活習慣病予防健診受診率8.6%	【計画】 ・生活習慣病予防健診受診率11.2%	190,489	247,925	健康推進課
			【活動指標・当初値】 ・生活習慣病予防健診受診率8.4% ・特定健康診査受診率34.8%(H26年度) ・特定保健指導実施率6.1%	【実績】 ・生活習慣病予防健診受診率11.2%	【実績】			
			【課題・今後の方向性】 平成29年度から実施した生活保護受給者への受診勧奨を含む、生活習慣病予防健診向上のための取り組みを引き続き進めていく。	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】			

施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり
(施策1)生涯を通じた男女の健康支援

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課
62	健康教育・相談事業の充実	生活習慣病の発症や重症化を予防し、健康を増進するために、青年期からの健康教育・健康相談を重点的に実施し、健康に関する正しい知識の普及・啓発に努める。	【取組内容】 糖尿病について正しい知識の普及と予防意識の向上を図るため、血圧・血糖測定と栄養・糖尿病に関する健康相談を実施する。	【計画】 ・まちかど栄養・糖尿病予防健康相談1,500人 【実績】 15回開催 参加者1,521人	【計画】 ・まちかど栄養・糖尿病予防健康相談1,500人 【実績】	578	578	健康推進課
			【活動指標・当初値】 ・まちかど栄養・糖尿病予防健康相談1,542人	【課題・今後の方向性】 年々増える糖尿病患者に対応するため、今後も継続的に取り組みをしていく必要がある。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】(No57再掲) 心身の健康の保持・増進を図るため、地域のイベントや各保健センターを活用し、血圧測定や健康相談・健康教育を行う。	【計画】 健康なつとく相談、健康なるほど講座の実施 【実績】 ・健康なるほど講座(健康教育) 3,225人 ・健康なつとく相談(健康相談) 3,168人	【計画】 健康なつとく相談、健康なるほど講座の実施 【実績】	474	536	地域保健課
			【活動指標・当初値】 4,390 (H27年度健康教育) 3,922 (H27年度総合健康相談)	【課題・今後の方向性】 引き続き、市民が気軽に相談できるよう健康相談や健康教育を実施する	【課題・今後の方向性】			
●妊娠・出産と性に関する健康への支援								
63	性感染症の相談・検査の充実	夜間即日HIV相談・検査を6月1日～7日のHIV検査普及週間、8月の盆帰省時、12月1日の世界エイズデーの年3回、及びHIV、性感染症に関する相談・検査を毎週水曜日に実施する。 また、市内の大学・短大・専門学校や各市民センター等のほか商業施設(インターネットカフェ、コンビニエンスストア等)や企業へ検査案内のポスターやちらし・パンフレットの配布や成人式での検査案内カードの配布、依頼があった高校へ性感染症に関する出前講座を実施するなど、人が集まる場での効果的な普及啓発活動を行う。	【取組内容】 6月1日～7日のHIV検査普及週間、12月1日の世界エイズデー、及びお盆帰省時期に、夜間即日検査を実施し、市内の大学・短大・専門学校や各市民センター等のほか商業施設や企業へ検査案内のポスターやちらし・パンフレットを配布する。 ・新成人には、成人式にて啓発物を配布。 ・依頼があった高校へ性感染症に関する出前講座を実施。	【計画】 ・定例及び夜間即日検査・相談(6月、8月、12月)の実施 ・広報くろめ、市公式ホームページへの掲載による啓発 ・啓発物(ポスター、ちらし等)の配布 【実績】 平成29年度(平成30年2月末現在) ・HIV検査件数:316件 ・梅毒検査件数:238件 ・クラミジア検査件数:237件 ・HIV相談件数:715件 ・性感染症相談件数:503件	【計画】 ・定例及び夜間即日検査・相談(6月、8月、12月)の実施 ・広報くろめ、市公式ホームページへの掲載による啓発 ・啓発物(ポスター、ちらし等)の配布 【実績】	573	367	保健予防課
【活動指標・当初値】 平成28年度 ・HIV検査件数:328件 ・梅毒検査件数:245件 ・クラミジア検査件数:244件 ・HIV相談件数:694件 ・性感染症相談件数:520件	【課題・今後の方向性】 受検者アンケートの中で、ホームページを見て受検した方が51.4%と半数近くを占めた。今後も流行状況を把握し、市民への効果的な普及啓発に努めたい。	【課題・今後の方向性】						
64	妊娠・出産・子育てに関する啓発と相談の充実	妊娠から出産、育児についての正しい知識を啓発するとともに、妊婦同士や子育て中の母親との交流を進める取り組みや妊婦健康診査を実施し、出産を控えた妊婦に対して、きめ細かい支援を行う。また、妊娠を希望する女性に対して、不妊治療の相談と支援を引き続き実施する。	【取組内容】 乳幼児の身長・体重測定、育児健康相談、栄養相談を通して、子育てを支援する。	【計画】 ・母子健康手帳の交付 ・妊婦健康診査受診率100% ・女性の健康相談の実施 【実績】 ・妊婦健康診査受診率99.7% ・女性の健康相談 9人	【計画】 ・母子健康手帳の交付 ・妊婦健康診査受診率100% ・女性の健康相談の実施 【実績】	264,819	278,163	こども子育てサポートセンター
			【活動指標・当初値】 妊婦健康診査受診率99.5% ・女性の健康相談 20人(27年度)	【課題・今後の方向性】 引き続き、乳幼児の身長・体重測定、育児健康相談、栄養相談を通して、子育てを支援する。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 乳幼児の身長・体重測定、育児健康相談、栄養相談を通して、子育てを支援する。	【計画】 くろみホール、総合支所において、保健師・栄養士などによる相談会の開催 【実績】 ・ゆったり子育て相談会1,569人	【計画】 くろみホール、総合支所において、保健師・栄養士などによる相談会の開催 【実績】	758	1,284	こども子育てサポートセンター
【活動指標・当初値】 ゆったり子育て相談会(H27年度 2,940人)	【課題・今後の方向性】 引き続き相談会を通して子育てを支援する。	【課題・今後の方向性】						
15	健康教育や性教育の指導の充実【再掲】	健康教育や性教育に係る教科や学級活動、総合的な学習の時間等における児童・生徒の発達段階に応じた系統的な授業が行えるよう男女共同参画教育や※セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の視点を踏まえた指導の充実を図る。	【取組内容】 各学校での全体計画の作成、活用について指導の充実を図るような助言を行う。	【計画】 計画に基づく実施の確認、指導・助言 【実績】 教育課程調査において確実な実施の確認と指導・助言	【計画】 各学校での年間計画に基づく授業の実施について指導・助言を行う。 【実績】	-	-	学校教育課

施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり
(施策2) 困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

久留米市男女共同参画行動計画推進状況

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課
●子ども・子育てに関する支援の充実								
65	乳幼児健康診査・育児相談等の実施	乳幼児健康診査により、乳幼児の健全な育成を図り、発育や精神面等において問題のある乳幼児を対象として、発達相談事業を実施する。また、保護者の子育てに対する不安解消を図るため、母子保健に関する各種健康相談を実施する。	【取組内容】 乳幼児の健全な発育発達のため健康診査を行い、問題がある乳幼児に対して、各種相談に繋ぐなど、個々に応じた支援を行う。	【計画】 ・乳幼児健康診査受診率 100% ・気になるお子さん相談の実施 ・ことばの相談の実施 ・パパママきもち楽々相談の実施 【実績】 ・乳幼児健康診査受診率 95.6% ・気になるお子さん相談 119人 ・ことばの相談 68人 ・パパママきもち楽々相談 34人	【計画】 ・乳幼児健康診査受診率 100% ・気になるお子さん相談の実施 ・ことばの相談の実施 ・パパママきもち楽々相談の実施 【実績】	78,612	81,115	こども子育てサポートセンター
			【活動指標・当初値】 ・乳幼児健康診査受診率 4か月児 95.8%、 10か月児 93.7% 1歳6か月児 92.8% 3歳児 87.8% ・気になるお子さん相談 79人 ・ことばの相談 58人 ・パパママきもち楽々相談 34人 (27年度)	【課題・今後の方向性】 今後も引き続き、乳幼児の健全な発育発達のため健康診査を行い、問題がある乳幼児に対して、各種相談に繋ぐなど、個々に応じた支援を行う。	【課題・今後の方向性】			
◎66	子ども・子育て支援総合相談事業の実施	子育て支援事業の紹介・案内機能だけでなく、子育て家庭に対する継続的な相談支援や家庭を見守る地域づくりの機能を併せ持った総合相談窓口を地域子育て支援センター等に設置し、子育てへの負担・不安の軽減や地域とともに見守るしくみづくりを目指す。	【取組内容】 子育てに関する様々な相談に対し、必要に応じ関係部局や機関と連携し支援を行う。	【計画】 ・関係部局、機関との更なる連携強化を図る 【実績】 DVを含めた婦人相談は77件あり、その内専門的な対応が必要なケースは、課内の婦人相談員へ繋ぎ、対応を依頼した。	【計画】 ・婦人相談員へ繋ぐ際に必要な情報について共有できるような仕組みづくりを行うことで、相談者の負担を減らす。 【実績】	157	583	こども子育てサポートセンター
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 被害者感情に配慮した対応やワンストップとしての機能強化。	【課題・今後の方向性】			
67	子どもに対する暴力・虐待を根絶するための体制整備	児童虐待を未然に防ぐために、要支援家庭を様々な子育て支援事業や子育て支援機関につなぐ仕組みを整えとともに、関係機関や市民に対して虐待防止に関する広報・啓発活動を行う。 また、「子ども見守り地域ネットワーク」の構築により、子育て家庭の孤立を防止し、児童虐待防止のための体制充実を図る。	【取組内容】 ・セーフコミュニティ児童虐待防止対策委員会で具体的な取り組みについて検討する。 ・乳児家庭訪問事業の地域連携、校区拡充 ・子どもや職員によるオレンジボン作成 ・中学校への出前サロン事業 ・関係部局や学校、病院、福祉施設等の関係機関、団体との個別ケース会議の実施 ・久留米大学との協働事業として、オレンジボンキャンペーンを中心に、オレンジボンの着用を行う。	【計画】 ・乳児家庭訪問事業の実施 ・職員対象のオレンジボン作成キャンペーンを実施 ・個別ケース会議を行う。 【実績】 ・乳児家庭訪問事業の地域連携 5校区 ・小中学校への出前サロン事業 8中学校 ・個別ケース会議 163回	【計画】 ・新生児訪問事業の地域連携の実施 ・職員対象のオレンジボン作成キャンペーンを実施 ・個別ケース会議を行う。 【実績】	3,370	3,883	家庭子ども相談課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 ・関係機関との連携強化	【課題・今後の方向性】			
●生活上の困難に直面した人々への支援								
68	ひとり親家庭等医療費の助成	母子家庭の母・児童、父子家庭の父・児童、父母のない児童の生活の安定と自立を支援するため、医療費を助成する。	【取組内容】 制度周知のためホームページによる情報発信	【計画】 ・既存受給者の医療証更新事務 【実績】 ・受給者へ更新案内を実施 ・ホームページの適宜修正	【計画】 ・既存受給者の医療証更新事務 【実績】	244,465	265,510	医療・年金課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 ・関係機関との連携強化	【課題・今後の方向性】			
◎69	ひとり親家庭に対する就業支援事業の実施	ひとり親家庭の母又は父等が、看護師等の就職に有利な資格の取得や、職業能力開発のための講座等を受講する際に、給付金を支給する。 ・高等職業訓練促進給付金等事業 ・自立支援教育訓練給付金事業 ・高卒認定試験合格支援事業 ひとり親家庭等就業・自立支援センター等との連携により、就労支援講座や就業情報の提供を行う。 児童扶養手当受給者を対象に自立支援プログラムを策定し、ハローワークと連携して就職を支援する。	【取組内容】 ひとり親家庭の母または父の就業に有利な資格取得のため、高等職業訓練促進給付金事業・自立支援教育訓練給付金事業・高卒認定試験合格支援事業を実施し、就業支援や学び直しの充実を図る。 【活動指標・当初値】 高等職業訓練促進給付金事業対象者の就職・進学率80%以上	【計画】 ・各事業のチラシ配布等を行い、市民への周知を図る。 【実績】 ・高等職業訓練促進給付金事業対象者の就職・進学率 100% 【課題・今後の方向性】 ・制度の周知 ・関係機関との連携強化	【計画】 ・各事業のチラシ配布等を行い、市民への周知を図る。 【実績】	28,033	51,506	家庭子ども相談課

施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり
(施策2) 困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

久留米市男女共同参画行動計画推進状況

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課
70	ひとり親家庭 日常生活支援 事業の実施	ひとり親家庭の母・父が、急な病気や残業のときなどにヘルパーを派遣し、家事を支援する。	【取組内容】 ひとり親家庭の保護者が、急な病気や残業のときなどにヘルパーを派遣して家事を行う。 【活動指標・当初値】 生活支援員派遣対象世帯:5世帯以上	【計画】 ・児童相談、子ども総合相談等で必要に応じて事業の紹介を行う。 【実績】 ・生活支援員派遣対象世帯:15世帯	【計画】 ・児童相談、子ども総合相談等で必要に応じて事業の紹介を行う。 【実績】	2,222	2,892	家庭子ども相談課
71	母子・父子・寡婦福祉相談の充実	ひとり親家庭等の生活の安定、自立を目指し、住宅、手当、就労、貸付等について助言、情報提供を行うとともに、研修等を通じた相談員の資質の向上を図っていく。	【取組内容】 母子・父子家庭や寡婦の生活の安定を図るため、経済的、社会的、生活的自立に向けた助言を行う。 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 ・窓口での各種相談受付 ・自立支援員研修等への参加 【実績】 ・相談件数 785件(572人)	【計画】 ・窓口での各種相談受付 ・自立支援員研修等への参加 【実績】	-	-	家庭子ども相談課
72	母子父子寡婦福祉資金貸付事業の実施	母子家庭、父子家庭、寡婦に対し、修学資金や就学支度資金など12種類の資金貸付を行い、経済的自立を支援する。	【取組内容】 子どもの学費を貸し付ける修学資金や就学支度資金など経済的自立を支援する事業を行う。 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 ・経済的な面での相談を受け、必要に応じて貸付を行う。 【実績】 ・貸付件数 204件	【計画】 ・経済的な面での相談を受け、必要に応じて貸付を行う。 【実績】	88,135	128,000	家庭子ども相談課
73	母子生活支援施設の運営	経済的・社会的に援助を必要とする母子家庭の母と児童をともに保護し、自立に向けての支援、施設の安全性の向上に取り組む。また、支援体制の強化に向けた取り組みについて検討を進めていく。	【取組内容】 入所者から様々な相談を受けながら、自立に向けての支援、施設の安全性の向上に取り組む。 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 支援が必要な母子家庭の母と児童を保護し、自立に向けて支援する。 【実績】 ・入所者 9世帯29人	【計画】 支援が必要な母子家庭の母と児童を保護し、自立に向けて支援する。 【実績】	8,001	10,393	家庭子ども相談課
74	母子・父子家庭、高齢者・障害者の市営住宅優先入居	市営住宅の定期募集とは別に、母子・父子家庭や高齢者・障害者世帯を対象とした別枠募集を実施し、入居機会を拡大させる。	【取組内容】 定期募集の時期に、一般世帯とは別枠で空き状況に応じ母子・父子・高齢者・障害者の枠を設け、市営住宅の優先入居を実施する。 【活動指標・当初値】	【計画】 年に3回の定期募集と同時期に別枠募集を実施。 【実績】 年3回別枠募集を実施した。 【課題・今後の方向性】 今後も引き続き別枠募集を実施し、入居機会の拡大に努める。	【計画】 年に3回の定期募集と同時期に別枠募集を実施。 【実績】	-	-	住宅政策課
◎75	久留米市生活自立支援センター事業の実施	生活の困りごとや不安などの相談に対して、支援員がどのような支援が必要かを相談者に寄り添いながら考えて、具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行う。	【取組内容】 総合相談事業、家計相談事業の実施 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 (国の目安値) 新規相談受付864件/年 支援プラン作成432件/年 就労・増収者数181名/年 【実績】 新規相談受付887件/年 支援プラン作成513件/年 就労・増収者数168名	【計画】 (国の目安値) 新規相談受付953件/年 支援プラン作成476件/年 就労・増収者数285名/年 【実績】	28,256	32,090	生活支援第2課
◎76	学習支援事業の実施	生活困窮世帯の子どものいる世帯(主に中学生)を対象に、学習支援や日常的な生活習慣、仲間と出合い活動ができる居場所づくり、学習に関する相談など、子どもと保護者の双方に必要な支援を行う。	【取組内容】 適切なアウトリーチ及び居場所型事業の実施 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 【居場所型】 平均参加者数12人/回 【アウトリーチ型】 50世帯に対して介入 【実績】 【居場所型】 平均参加者数15.8人/回 【アウトリーチ型】 95世帯に対して介入	【計画】 【居場所型】 平均参加者数15人/回 【アウトリーチ型】 90世帯に対して介入 【実績】	14,010	14,011	生活支援第1・第2課

施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり
 (施策2) 困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

久留米市男女共同参画行動計画推進状況

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課
◎77	子どもの居場所づくり事業	ひとり親家庭の子どもの生活向上を図るため、学校終了後に生活習慣の習得の支援や学習の支援、食事の提供等を行う。	【取組内容】 市内のNPO団体等に委託し、居場所づくりを実施する。	【計画】 6月頃までに受託者公募 7月から事業開始 【実績】 ・拠点型利用児童数13世帯19人 ・派遣型利用児童数6世帯9人	【計画】 ・対象地域外についての実施方法の検討 【実績】	12,475	12,802	家庭子ども相談課
◎78	子ども食堂支援事業	様々な家庭の事情を抱えた子どもの生活向上を図るため、食事の提供を行うとともに、地域との交流や生活習慣の習得の支援などを行う。	【取組内容】 子ども食堂を実施する団体に対し、運営費等の補助を支給する。	【計画】 ・補助団体の拡充 ・実施団体が一同に会し、運営、実施状況についての情報交換会を実施 【実績】 ・補助団体 6団体 ・情報交換会を実施	【計画】 ・実施団体が一同に会し、運営、実施状況についての情報交換会を実施 【実績】	1,754	3,350	子ども政策課
●高齢者、障害者、外国人等への支援の充実								
79	消費生活啓発講座・相談実施	高齢者が被害にあいやすい一重電話詐欺や悪質商法などについて、相談や啓発を実施することで、安心して暮らせる環境の整備を図る。	【取組内容】 ポスター、チラシなどで広く消費者被害の未然防止の啓発を行う。出前講座やくらしのカレッジで悪徳商法、詐欺への啓発を行う。消費に関する相談を行う。	【計画】 29年度くらしのカレッジを月1回計12回開催予定。 出前講座メニューに「悪質商法の手口とその撃退法」をあげ学習利用を図る。(1,000名) 5月消費者月間において西鉄久留米駅にて街頭啓発活動を行う。	【計画】 30年度くらしのカレッジを年度内に8回開催予定。 出前講座メニューに「悪質商法の手口とその撃退法」をあげ学習利用を図る。(1,000名) 5月消費者月間において西鉄久留米駅にて街頭啓発活動を行う。 啓発パネル展を行う。	-	-	消費生活センター
80	障害者相談支援事業の実施	障害者の地域における相談支援体制の中核をなす基幹相談支援センターの設置をはじめ、障害者やその家族などからの相談に応じる相談窓口を拡充し、障害の有無に関わらず、誰もがその人らしく安心して暮らし続けることができるように支援を行う。	【取組内容】 基幹相談支援センターを市内4ヶ所で開設し、障害者やその他家族などの総合的・専門的な相談支援や指定相談支援事業所への指導・助言など市全体の相談支援体制の強化を図る。	【計画】 ○委託相談支援(障害当事者・家族等を主な対象) ・総合的・専門的な相談支援 ・権利擁護・虐待の防止 ○基幹相談支援(事業者を主な対象) ・指定相談支援事業者等に対する助言、支援 ・サービス等利用計画等作成の推進 ・地域移行・地域定着の促進の取組 ・地域づくりへの取組 ・地域生活支援協議会運営(事務局)	【計画】 ○委託相談支援(障害当事者・家族等を主な対象) ・総合的・専門的な相談支援 ・権利擁護・虐待の防止 ○基幹相談支援(事業者を主な対象) ・指定相談支援事業者等に対する助言、支援 ・サービス等利用計画等作成の推進 ・地域移行・地域定着の促進の取組 ・地域づくりへの取組 ・地域生活支援協議会運営(事務局)	65,904	76,340	障害者福祉課

施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり
(施策2) 困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

久留米市男女共同参画行動計画推進状況

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課
81	高齢者・障害者等の権利擁護の推進	認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分になっても、地域で安心して生活できるよう、成年後見制度など権利擁護に関わる制度を周知し、利用を促進する。	【取組内容】 成年後見制度の啓発を進めるとともに、成年後見センターの運営により相談・支援窓口を整備する。また、制度利用促進のため、本人等が申立ができない場合に市長申立を実施する。さらに、制度の新たな担い手と期待される市民後見人のスキルアップに取り組む。	【計画】 ・出前講座 ・市民向け講演会 ・成年後見センター委託 ・成年後見制度市長申立 ・後見等報酬補助 ・市民後見人候補者フォローアップ研修 【実績】 市長申立件数:14件 市民向け講演会:5回開催 利用支援事業:2件交付 フォローアップ研修H29年度開催:全8回	【計画】 ・出前講座 ・市民向け講演会 ・成年後見センター委託 ・成年後見制度市長申立 ・後見等報酬補助 ・市民後見人候補者フォローアップ研修 【実績】	16,540	22,713	長寿支援課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 成年後見制度の周知	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 長寿支援課と連携し、成年後見制度の啓発を行う。また、本人申立て及び親族申立てができない場合、市町申立てを行う。	【計画】 ・成年後見制度市町申立て ・後見等報酬補助 【実績】 相談件数31件 申立件数 2件 補助件数 5件	【計画】 ・成年後見制度市町申立て ・後見等報酬補助 【実績】			
【活動指標・当初値】 【H27年度】 ・相談件数 10件 ・市町申立て 3件	【課題・今後の方向性】 成年後見制度の周知	【課題・今後の方向性】						
82	家族介護支援の充実	家族介護者の介護の負担軽減と孤立化防止のため、介護教室等を実施する。	【取組内容】 介護家族の支援や、介護負担を原因とする虐待防止などのため、家族介護に関する知識の習得を目的とした講座等を実施する。	【計画】 ・家族介護に関する講座等 【実績】 各講座を市内2ヶ所にて開催。 ①体調管理講座 11人 ②介護技術講座 17人 ③認知症ケア講座 20人 ④ストレスケア講座 24人	【計画】 ・家族介護に関する講座等 【実績】	805	1,000	長寿支援課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 例年、定員に満たない状況が続いており、効果的な広報活動、季節に応じたテーマ設定を行うなど、より実践的な内容を検討する。	【課題・今後の方向性】			
83	高齢者の相談支援体制の充実	高齢者や介護者の様々な相談に対し、地域包括支援センターを核とする身近な地域の相談窓口を設置し、適切な支援を行う。	【取組内容】 11全ての日常生活圏域への設置を目指し、地域包括支援センター開設に取り組み、地域における高齢者の相談支援体制の構築を図る。	【計画】 ・中央第2・中央第3地域包括支援センター開設 【実績】 H29.7月に中央第2地域包括支援センター、H30.3月に中央第3地域包括支援センターを開設。	【計画】 11カ所の地域包括支援センターにおいて、高齢者の総合相談、権利擁護事業を適切に実施する。 【実績】	371,333	399,090	長寿支援課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 日常生活圏域11圏域全てに包括センターの設置が完了した。今後は高齢者にとって、より身近なセンターとして、相談に対応していく。	【課題・今後の方向性】			

施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり
(施策2) 困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

久留米市男女共同参画行動計画推進状況

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課		
84	バリアフリー・ユニバーサルデザインの視点に立つ公共施設等の整備推進	高齢者や障害のある人、妊産婦や乳幼児連れの人などを含む市民が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できるように、関係法令を踏まえ、公共施設の整備を推進する。	【取組内容】 該当なし	【計画】 -	【計画】 -	-	-	全庁 (総合政策部)		
			【実績】 -	【実績】 -						
			【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】					
			【取組内容】 本庁舎東側まごころ駐車場がわかりにくいため、来庁者が専用駐車場と、一目見てわかるよう看板等の設置を行う。	【計画】 まごころ駐車場の屋根設置。建築基準等もあり実施は困難。実施時期についても不透明だが、今後も検討はしていきたい。	【計画】 西側玄関ドアの自動ドア化、授乳室への水の供給、点字表示の見直し等、視覚障害者への対応について検討を行う。	137	7039	全庁 (総務部⇒財産管理課)		
			【実績】 まごころ駐車場の屋根設置については、本庁舎の既存不適格事項への影響が大きく、改修経費も莫大となることから実現は非常に困難である。	【実績】 -	【実績】 -					
			【活動指標・当初値】 専用区画前後に看板設置	【課題・今後の方向性】 屋根設置を除く本庁舎のバリアフリー課題を検証し、解決に努めたい。	【課題・今後の方向性】 -					
			【取組内容】 該当なし	【計画】 -	【計画】 -	-	-	全庁 (協働推進部)		
			【実績】 -	【実績】 -	【実績】 -					
			【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】					
			【取組内容】 誰もが安全に、安心して、円滑かつ快適に施設を利用できるように、関係法令を踏まえ、施設整備を推進する。	【計画】 関係法令に適した公共施設の整備を行う。	【計画】 関係法令に適する公共施設の整備を行う。	-	-	全庁 (市民文化部)		
			【実績】 公共施設の整備を検討する際には、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点を取り入れている。	【実績】 -	【実績】 -					
			【活動指標・当初値】 バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立った整備を行なう。	【課題・今後の方向性】 法や制度改正を的確に把握し、対応する。	【課題・今後の方向性】 -					
			【取組内容】 ユニバーサルデザインの視点に立ち、既設構造物に対するの点検および新設時の配慮	【計画】 改修・新設の際には、既存の同様の整備を参考に、バリアフリー・ユニバーサルデザインの視点に留意する	【計画】 引き続き、バリアフリー・ユニバーサルデザインの視点に留意し、公共施設の整備を図る。	-	-	全庁 (健康福祉部)		
			【実績】 ユニバーサルデザインの視点に留意した改修等に取り組んだ。	【実績】 -	【実績】 -					
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 法や制度改正を的確に把握し、対応する。	【課題・今後の方向性】 -					
			【取組内容】 公共施設の建設・改修時にはバリアフリーの視点に立った施設整備を行う。	【計画】 利用者の視点に立った施設整備を行う。	【計画】 利用者の視点に立った施設整備を行う。	-	-	全庁 (子ども未来部)		
			【実績】 施設改修の際は、バリアフリーに配慮した設計とした。	【実績】 -	【実績】 -					
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 継続して利用者の視点に立った施設整備を行う。	【課題・今後の方向性】 -					
			【取組内容】 全ての利用者が制限されことなく、利用できるよう施設運営を行う。	【計画】 斎場や各クリーンセンターにおいて、利用者の状況及び意見をふまえて、快適な利用ができるよう、状況に応じて施設を改善する。	【計画】 斎場や各クリーンセンターにおいて、利用者の状況及び意見をふまえて、快適な利用ができるよう、状況に応じて施設を改善する。	-	-	全庁 (環境部)		
			【実績】 該当なし	【実績】 -	【実績】 -					
【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】 今後も、利用者の視点に立ったバリアフリーの整備に努めたい。	【課題・今後の方向性】 -								
【取組内容】 新たな施設整備の際には、様々な利用者の視点に立った整備を行う。	【計画】 H29該当なし	【計画】 H30該当なし	-	-	全庁 (農政部)					
【実績】 -	【実績】 -	【実績】 -								
【活動指標・当初値】 H28該当なし	【課題・今後の方向性】 -	【課題・今後の方向性】 -								
【取組内容】 該当施設無し	【計画】 -	【計画】 該当施設予定なし	-	-	全庁 (商工観光労働部)					
【実績】 -	【実績】 -	【実績】 -								
【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】								

施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり
 (施策2) 困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

久留米市男女共同参画行動計画推進状況

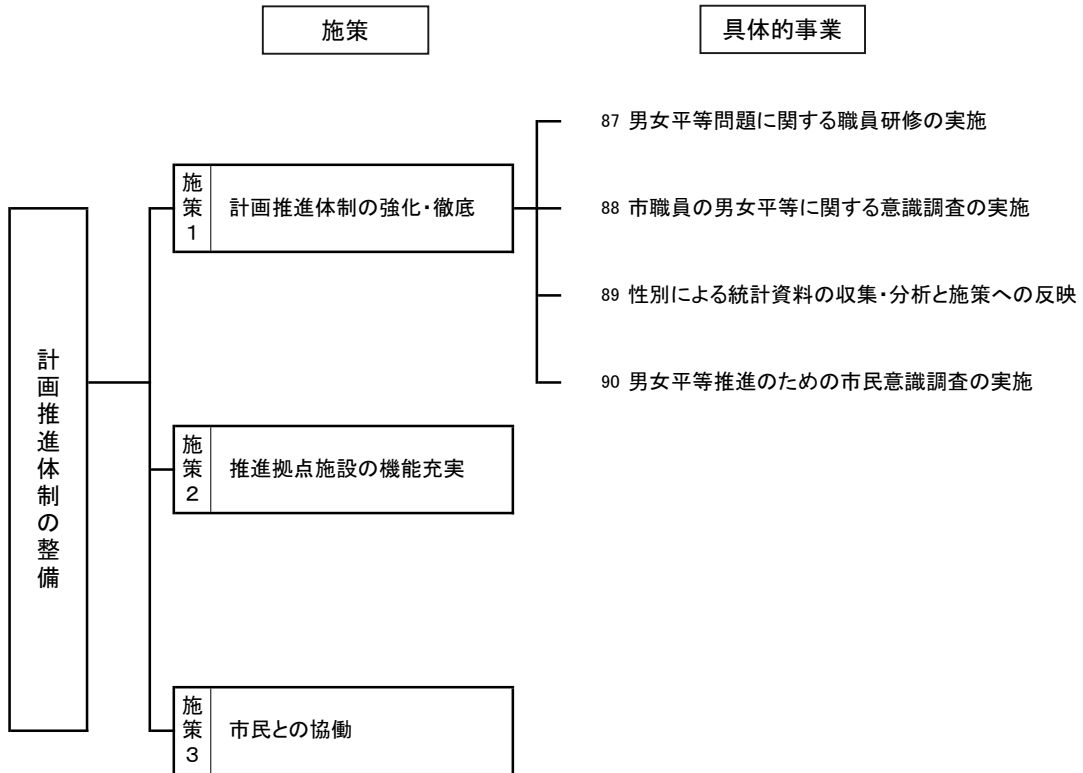
No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課	
84	バリアフリー・ユニバーサルデザインに立つ公共施設等の整備推進	高齢者や障害のある人、妊産婦や乳幼児連れの人などを含む市民が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できるように、関係法令を踏まえ、公共施設の整備を推進する。	【取組内容】 ユニバーサルデザインの視点を持って公共施設の整備を推進する。	【計画】 計画的な公共施設の整備を進める。	【計画】 ユニバーサルデザインの視点を持って、計画的な公共施設の整備を進める。	-	-	全庁 (都市建設部)	
				【実績】 ユニバーサルデザインの視点を持って施設整備に取り組んだ。	【実績】				
			【活動指標・当初値】 計画の実施	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】				
				【取組内容】 継続的に施設の点検を実施し、修繕が必要な箇所については、関係部局と調整を行う。	【計画】 利用者の安全に配慮し、修繕が必要な箇所があった場合、関係部局と調整を行う。	【計画】 安全に安心して快適に利用できるよう施設の環境整備に努める。	-	-	全庁 (田主丸総合支所)
				【実績】 定期的に点検を実施し、必要に応じて修繕を行った。	【実績】				
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 継続的に点検を実施し、快適に利用できるよう取り組む。	【課題・今後の方向性】				
				【取組内容】 通路等の障害物や危険箇所がないか等、施設の点検と改善を行い、修繕が必要な箇所については関係部局と調整を行う。誰もが分かりやすい庁舎内の掲示や案内について工夫をしていく。	【計画】 6月の支所統合に合わせて、本館への来庁者が安全に利用できるよう玄関ホールタイルの張替え、インターホンの設置を行う。	【計画】 施設の改修計画に従って、市民福祉課に車イスの方でも入れる相談室を設置予定。	1584	1445	全庁 (北野総合支所)
				【実績】 本館玄関タイルの張替え、インターホン設置など高齢者等に配慮した改修を行った。	【実績】				
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 引続き安全で安心な庁舎となるよう必要な修繕を行なっていく。	【課題・今後の方向性】				
				【取組内容】 定期的に施設の点検を実施し、高齢者・障害者をはじめ、来庁者・職員すべての人にとって利用しやすい環境の整備を行う。	【計画】 庁舎内を順次点検し、危険箇所の把握および必要に応じた修繕を行う。	【計画】 庁舎内を順次点検し、危険箇所の把握および必要に応じた修繕を行う。	-	-	全庁 (城島総合支所)
				【実績】 庁舎内を順次点検し、危険箇所の修繕を速やかに行なった。	【実績】				
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】				
	【取組内容】 三潁生涯学習センター授乳スペース、育児用ベッドの場所の案内等を設置した。継続的に施設の点検を実施し、修繕が必要な箇所については関係部局と調整を行う。	【計画】 より安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できるよう取り組む。	【計画】 昨年度に引き続き、より安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できるよう取り組む。	-	-	全庁 (三潁総合支所)			
	【実績】 安全に、安心して快適に利用いただけるよう、定期点検を実施した。	【実績】							
【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 継続的に施設の点検を行い、修繕が必要な箇所については関係部局と調整を行い、対応する。	【課題・今後の方向性】							
	【取組内容】 誰もが、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できるように、関係法令を踏まえ、公共施設の整備を推進する。	【計画】 公共施設の整備に努める。	【計画】 公共施設の整備に努める	-	-	全庁 (上下水道部)			
	【実績】 公共施設の整備を進めた	【実績】							
【活動指標・当初値】 実施する	【課題・今後の方向性】 今後も左記内容を踏まえ整備に努める	【課題・今後の方向性】							
	【取組内容】 施設内の段差解消や多目的トイレの設置等、バリアフリーの視点に立つ施設整備を行う。	【計画】 施設改修工事の機会を捉えて実施。ただし、小規模の工事では対応可能なものは随時実施。	【計画】 施設改修工事の機会を捉えて実施。ただし、小規模の工事では対応可能なものは随時実施。	286,062	338,127	全庁 (教育部)			
	【実績】 小4校、中4校の計8校で工事を実施した。	【実績】							
【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 国の補助動向を見極めながら、有利な財源確保をしていくことが必要。	【課題・今後の方向性】							

施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり
 (施策2) 困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

久留米市男女共同参画行動計画推進状況

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課
84	バリアフリー・ユニバーサルデザインへの視点に立つ公共施設等の整備推進	高齢者や障害のある人、妊産婦や乳幼児連れの人などを含む市民が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できるように、関係法令を踏まえ、公共施設の整備を推進する。	【取組内容】 該当なし	【計画】 -	【計画】 -	-	-	全庁 (選挙管理委員会事務局)
			【活動指標・当初値】	【実績】 -	【実績】 -			
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 -	【課題・今後の方向性】 -			
			【取組内容】 通路や窓口カウンターの障害物等の点検を行い、全ての市民が快適に利用できるような整備を行う。	【計画】 ・椅子の整理 ・パンフレット等落下物の防止	【計画】 椅子の整理をはじめ市民が安全に利用できるような環境を整える。			
85	本市に在住する外国人への生活支援の充実	関係団体等と連携し、日本語教室や無料相談会などを実施し、参加者が抱える課題や問題などの把握に努める。 また、在住外国人支援団体や国際交流団体等との意見交換の場を設け、在住外国人や留学生などの現状やニーズの把握に努める。さらに、多言語での生活情報をスマートフォンなどで容易に入手できるように、「外国人のための生活ガイド」の適切な運用を図る。 (具体的な取り組み) ・日本語教室の開催 ・無料相談会の開催 ・「外国人のための生活ガイド」サイトの運用	【取組内容】 日本語教室や無料相談会の実施を支援し、在住外国人が抱える課題解決をサポートする。また、スマートフォンでも生活に必要な情報が手軽に入手できるよう開設した「外国人のための生活ガイド」の周知を図る。	【計画】 外国人のための無料相談会開催 (1回/月、年12回) 日本語教室の開催 (年30回程度) 「外国人のための生活ガイド」のデータ更新と周知の徹底	【計画】 外国人無料相談会(年12回) 日本語教室(年30回程度) 「外国人のための生活ガイド」のデータ更新と周知	-	-	観光・国際課
			【活動指標・当初値】 実施	【実績】 外国人のための無料相談会を12回(1回/月)開催。 日本語教室全30回開催(前期15回、後期15回)。 「外国人のための生活ガイド」のデータを更新。	【実績】 -			
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 「外国人のための生活ガイド」へのアクセス数が伸びていないため、周知方法を検討する。	【課題・今後の方向性】 -			
			【取組内容】 多様な性のあり方への正しい認識と理解を深めるため、情報収集し施設内での情報掲示、書籍紹介。 男女平等啓発講座においてLGBTを含む人権問題への啓発を行う。	【計画】 セクシュアル・マイノリティに関する啓発講座の実施	【計画】 セクシュアル・マイノリティに関する啓発講座の実施			
◎ 86	セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)に関する啓発の推進	セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)を正しく理解し、偏見や差別を解消するための啓発を推進する。	【活動指標・当初値】 実施	【実績】 セクシュアル・マイノリティについて学ぶ講座「LGBTって何?セクシュアルマイノリティを考える～豊かなコミュニティをつくるために～」(10/14、31人) 図書情報ステーションにおける書籍の収集と紹介	【実績】 -	23 (事業番号6を含む)	43 (事業番号6を含む)	男女平等推進センター
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 図書情報ステーションの情報収集・発信機能の充実啓発事業の実施	【課題・今後の方向性】 -			
			【取組内容】 展示室でセクシュアル・マイノリティのパネルを展示する	【計画】 セクシュアル・マイノリティのパネル展示	【計画】 セクシュアル・マイノリティのパネル展示			
			【活動指標・当初値】 実施	【実績】 H29年度セクシュアル・マイノリティの人権に関するパネルを作り替え、展示。	【実績】 -			
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 展示室を活用した学習を推進する	【課題・今後の方向性】 -	-	-	人権啓発センター

計画推進体制の整備



4 計画推進体制の整備

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課
●推進体制の整備								
87	男女平等問題に関する職員研修の実施	階層別研修(新規採用職員・新任課長)において男女平等問題に関する基礎知識の習得や意識向上を図るための研修を実施する。課題研修では、管理監督職から一般職(若手職員)を対象とした各種研修や講演会等を実施することで、男女共同参画の視点に立った行政運営に向けた意識の向上を図る。また、各部局に男女平等研修推進者を設置し、推進者が講師となり全職員(任期付非常勤職員、臨時職員等含む)を対象に職場研修を実施する。男女平等研修推進者は2年間を任期とし、毎年、推進者への研修を実施することで職場研修の男女平等問題の基礎知識や職場研修の実施手法を習得する。	【取組内容】 男女共同参画社会実現のための職員の意識の向上や固定的性別役割分担意識の解消を進めるため、下記のような研修や意識啓発を実施する。 ・階層別研修(新規採用職員研修、新任課長研修) ・男女共同参画推進講演会 ・男女平等研修推進者研修及び各部での職場研修	【計画】 ・階層別研修 ・男女共同参画推進講演会 ・研修推進者研修及び職場研修 【実績】 ・階層別研修(新規採用職員研修、新任課長研修) ・男女共同参画推進講演会 ・男女平等研修推進者研修及び各部での職場研修を実施	【計画】 ・階層別研修 ・男女共同参画推進講演会 ・研修推進者研修及び職場研修	156	232	人材育成課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続き取り組みの継続が必要。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 各部の男女平等研修推進者を対象に4回の研修を行い、推進者が講師となり全職員(任期付非常勤職員、臨時職員等含む)を対象に職場研修を実施する。	【計画】 テーマを「メディアリテラシー」とし、研修を実施する。 【実績】 全部局で研修を実施し、2,231人が参加した。	【計画】 災害をテーマとした職員研修を実施する 【実績】			
		【活動指標・当初値】 研修実施の部局 100%(平成27年度)	【課題・今後の方向性】 本研修が施策に反映されているか、今後各部局の啓発物などについて、必要に応じ助言等の支援を行う	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (男女平等政策課)	
88	市職員の男女平等に関する意識調査の実施	行政内部における男女平等問題、職員の意識など、問題解決の基礎資料となる調査を実施する。	【取組内容】 調査回収率100%を目指し、調査結果を施策に反映させるとともに男女平等の職場づくり、職場研修に活用する。	【計画】 該当なし(平成30年度実施予定) 【実績】 -	【計画】 質問項目について検討し、職員の男女平等に関する意識が反映できるような調査を実施する。 【実績】	-	-	男女平等政策課
			【活動指標・当初値】 調査票有効回収率 99.9%(平成25年度)	【課題・今後の方向性】 -	【課題・今後の方向性】			
89	性別による統計資料の収集・分析と施策への反映	資料やデータを性別及び年齢などで収集・分析することにより、課題を抽出し、施策への反映を図る。	【取組内容】 近年の久留米市人口の増加傾向について要因を把握するため、性別、地域別、年齢別など様々な視点からの分析を行う。	【計画】 ・人口動向分析の精度を高め、課題の抽出、施策への反映を図る。 【実績】 ・人口動向分析の精度を高めるための環境を整備し、地域別分析、外国人分析など様々な視点から分析を行った。	【計画】 ・人口動向についての分析を深め課題を抽出し、施策への反映を図るために、人口移動の背景にある要因の把握に努める。 【実績】	-	-	全庁 (総合政策部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 ・人口動向についての分析を深めるためには、人口移動の背景にある要因を把握することが必要不可欠である。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 職員情報を職種別・補職別・部局別・男女別等に整理し、人事管理や組織運営の基礎資料としている。 また、市職員の定期健康診断等のデータを男女別・年代別等に整理し、健康指導や受診勧奨、各種健康教室等への参加など市職員の健康づくりに活用している。	【計画】 人事異動等に伴うデータの更新、健康診断等のデータの分析および活用 【実績】 職員情報等の年度更新を行った。	【計画】 人事異動等に伴うデータの更新、健康診断等のデータの分析および活用 【実績】			
		【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続き情報を更新し、施策へ反映させる。	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (総務部)	

4 計画推進体制の整備

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課
89	性別による統計資料の収集・分析と施策への反映	資料やデータを性別及び年齢などで収集・分析することにより、課題を抽出し、施策への反映を図る。	【取組内容】 市民意識調査で性別による収集・分析を行い、相談業務（広聴・相談課、消費生活センター）については性別による相談件数の収集を行う。	【計画】 性別による収集・分析を行う。	【計画】	-	-	全庁 (協働推進部)
			【実績】	【実績】				
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 各種事業・講座を実施した際のアンケートに、性別や年代の項目を盛り込み、今後の事業・講座への反映を図る。	【計画】 ひきつづき、アンケートにより男女、年代の調査を行い、男女共に参加しやすい講座、セミナーづくりを計画していく。	【計画】 性別、年代等の項目をアンケート中に盛り込み得た情報を元に、男女ともに参加しやすい講座づくりを行っていく。	-	-	全庁 (市民文化部)
			【実績】 アンケート中に性別、年代の項目を盛り込み集計し、講座内容の参考としている。	【実績】				
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 集計したアンケート結果を今後の事業・講座へ反映させる。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 各部局で実施する講演会等・研修等でアンケートをとり、課題を整理し改善策を検討する。	【計画】 各種研修・講演会の際のアンケートに、性別や年代の項目を設け、今後の事業等への反映を図る	【計画】 引き続き性別、年代等の項目を盛り込んだアンケートを収集・分析し、男女ともに参加しやすい研修等を開催する。	-	-	全庁 (健康福祉部)
			【実績】 アンケート中に性別、年代の項目を盛り込み集計し、研修内容の参考としている。	【実績】				
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 集計したアンケート結果を今後の講演会・研修等へ反映させる。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 各種調査・アンケートによる性別や年齢によるデータの収集・分析を行い、各種事業の改善等につなげる。	【計画】 各種事業・講座等を実施した際のアンケートに、性別や年代の項目を盛り込み、今後の事業等への反映を図る。	【計画】 各種事業・講座等を実施した際のアンケートに、性別や年代の項目を盛り込み、今後の事業等への反映を図る。	-	-	全庁 (子ども未来部)
			【実績】 各種調査・アンケート実施の際は、性別や年代別の項目を設けて情報収集に努めた。	【実績】				
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 収集したデータを基に詳細な分析が必要	【課題・今後の方向性】			
【取組内容】 部主催の各講座において、性別及び年齢層の記入も含めたアンケートを配布し、今後の事業運営に反映させる。 ・宮ノ陣クリーンセンター主催事業 ・環境フェア開催時の講座 ・自然観察会 ・サンデーサイクル開催時の講座	【計画】 アンケート(性別及び年齢の記入)の実施と分析、次回事業への反映	【計画】 アンケート(性別及び年齢の記入)の実施と分析、次回事業への反映	238	-	全庁 (環境部)			
【実績】 環境交流プラザ(宮ノ陣CC)で開催している講座において、性別及び年齢層の記入を含めたアンケートを実施。	【実績】							
【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 アンケートによるデータの収集と分析を実施する。	【課題・今後の方向性】						
【取組内容】 部主催のイベント・講座等において、アンケートに性別、年齢層を設け、施策検討の際の基礎資料として活用する。	【計画】 ・アンケート調査の実施、活用 ・くるモニ等の活用	【計画】 ・アンケート調査の実施、活用 ・くるモニ等の活用 ・回答者属性の活用	-	-	全庁 (農政部)			
【実績】 ・くるモニを活用し「食と農の理解促進」についてのアンケート調査を実施。 ・年齢別など属性を分析に活用した。	【実績】							
【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 より具体的な課題を抽出するために、性別や年齢等モニターの属性を有効活用する必要がある	【課題・今後の方向性】						

4 計画推進体制の整備

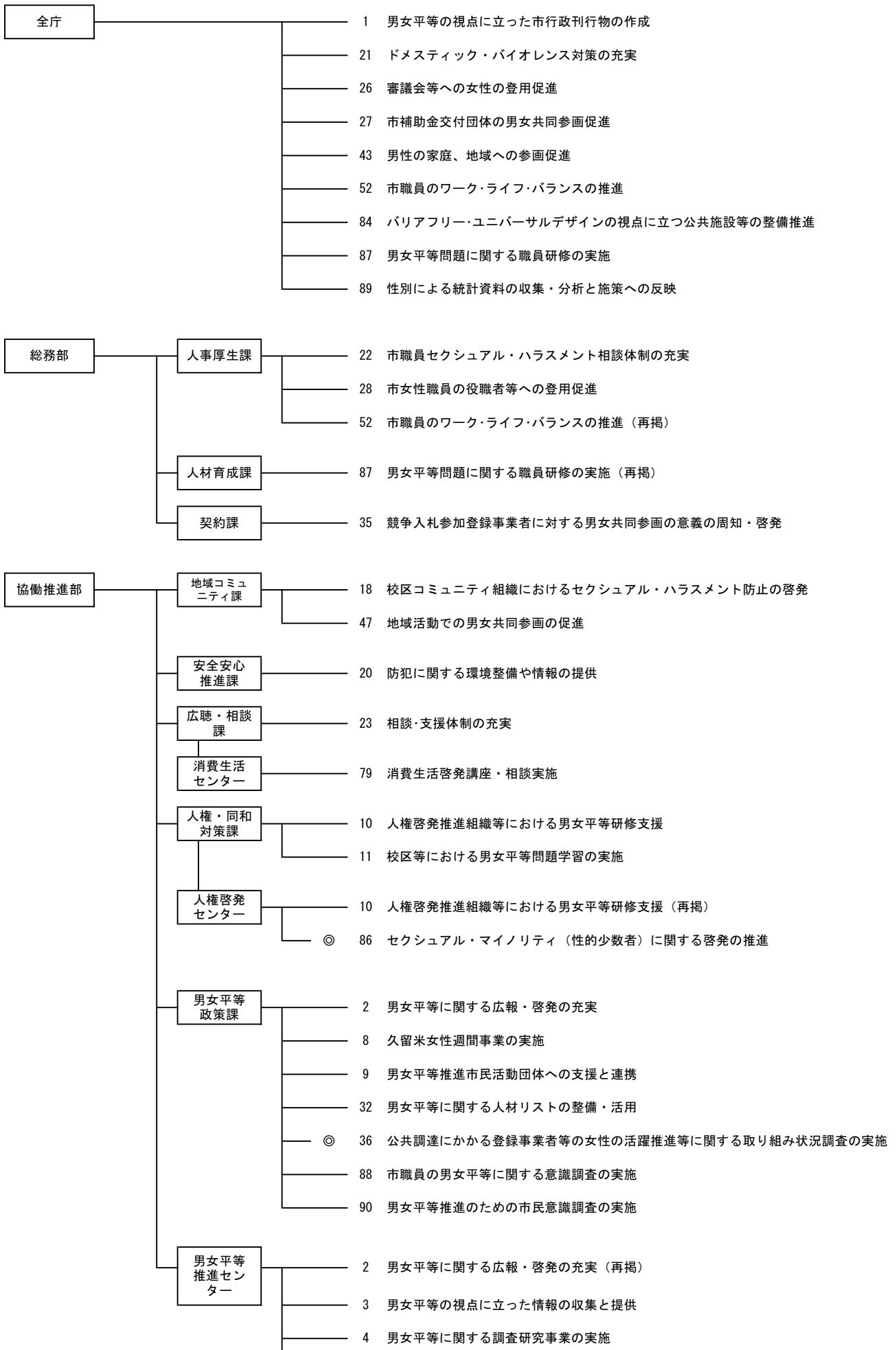
No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課
89	性別による統計資料の収集・分析と施策への反映	資料やデータを性別及び年齢などで収集・分析することにより、課題を抽出し、施策への反映を図る。	【取組内容】 部内研修や各種事業・講座を実施した際のアンケートに、性別や年代の項目を盛り込み、今後の事業・講座への反映を図る。	【計画】 部内研修や各種事業・講座を実施した際のアンケートに、性別や年代の項目を盛り込み、今後の事業・講座への反映を図る。 【実績】 部内研修のアンケートに、性別や年代の項目を盛り込み、今後の事業・講座の参考とした。	【計画】 部内研修や各種事業・講座を実施した際のアンケートに、性別や年代の項目を盛り込み、今後の事業・講座への反映を図る。 【実績】 部内研修や各種事業・講座を実施した際のアンケートに、性別や年代の項目を盛り込み、今後の事業・講座への反映を図る。	-	-	全庁 (商工観光労働部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続き、性別による統計資料の分析を行い施策へ反映する。	【課題・今後の方向性】 引き続き、性別による統計資料の分析を行い施策へ反映する。	-	-	全庁 (都市建設部)
			【取組内容】 部主催の講座等におけるアンケートに性別、年齢欄を設け、都市建設分野における男女平等の推進に向けた施策の基礎資料とする。	【計画】 資料収集、基礎資料作成 【実績】 部の男女共同参画研修時にアンケートを実施し、集約、整理を行った。	【計画】 資料収集、基礎資料作成 【実績】 部の男女共同参画研修時にアンケートを実施し、集約、整理を行った。	-	-	全庁 (都市建設部)
			【活動指標・当初値】 計画の実施	【課題・今後の方向性】 引き続き、性別による統計資料の分析を行い施策へ反映する。	【課題・今後の方向性】 引き続き、性別による統計資料の分析を行い施策へ反映する。	-	-	全庁 (田主丸総合支所)
			【取組内容】 支所で実施する講演会等でアンケートを取り、今後の課題を整理し、改善策について検討していく。	【計画】 継続して、講演会等でのアンケートを実施し、課題整理を行う。 【実績】 支所で行う講演会や研修時にアンケートを実施し、集約等を行った。	【計画】 支所で行う講演会や研修時にアンケートを実施し、参加者の状況を分析し、課題整理を行う。 【実績】 支所で行う講演会や研修時にアンケートを実施し、集約等を行った。	-	-	全庁 (田主丸総合支所)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 支所で行う講演会や研修時にアンケートを実施し、参加者の状況を分析する。	【課題・今後の方向性】 支所で行う講演会や研修時にアンケートを実施し、参加者の状況を分析する。	-	-	全庁 (北野総合支所)
			【取組内容】 支所で行う講演会や研修時にアンケートを実施し、集約や分析を行うことで今後の課題を整理し、改善策について検討をしていく。	【計画】 支所で行う講演会や研修時のアンケート実施、集約、分析、課題の整理、改善策の検討。 【実績】 アンケートをとり、参加者の状況を分析。次回開催の検討資料とすることができた。	【計画】 昨年度に引き続き、講演会や研修時のアンケート実施、集約、分析、課題の整理、改善策の検討を行う。 【実績】 アンケートをとり、参加者の状況を分析。次回開催の検討資料とすることができた。	-	-	全庁 (北野総合支所)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続き、講演会などでのアンケートを実施する。	【課題・今後の方向性】 引き続き、講演会などでのアンケートを実施する。	-	-	全庁 (城島総合支所)
			【取組内容】 支所で実施する研修、講演会等でのアンケートは、性別・年代ごとに集計する。	【計画】 支所で実施する研修・講演会等でのアンケートでは、性別・年代ごとに集計する。 【実績】 支所で実施した研修及び講演会で、性別・年代ごとの集計を行った。	【計画】 支所で実施する研修・講演会等でのアンケートでは、性別・年代ごとに集計する。 【実績】 支所で実施した研修及び講演会で、性別・年代ごとの集計を行った。	-	-	全庁 (城島総合支所)
			【活動指標・当初値】 アンケート実施による課題抽出・解決で今後の事業をより良いものとする。	【課題・今後の方向性】 引き続き、講演会などでのアンケートを実施する。	【課題・今後の方向性】 引き続き、講演会などでのアンケートを実施する。	-	-	全庁 (三潞総合支所)
			【取組内容】 各種講座の開催でアンケート等を取り、課題等を抽出し、今後の事業展開へ反映させる。	【計画】 講演会や研修時のアンケート実施、集約、分析、課題の整理、改善策の検討を行う。 【実績】 アンケートをとり、参加者の状況を分析。次回開催の検討資料とすることができた。	【計画】 昨年度に引き続き、講演会や研修時のアンケート実施、集約、分析、課題の整理、改善策の検討を行う。 【実績】 アンケートをとり、参加者の状況を分析。次回開催の検討資料とすることができた。	-	-	全庁 (三潞総合支所)
			【活動指標・当初値】 アンケート等を取り、より良い事業展開を図る。	【課題・今後の方向性】 引き続き、講演会などでのアンケートを実施する。	【課題・今後の方向性】 引き続き、講演会などでのアンケートを実施する。	-	-	全庁 (三潞総合支所)

4 計画推進体制の整備

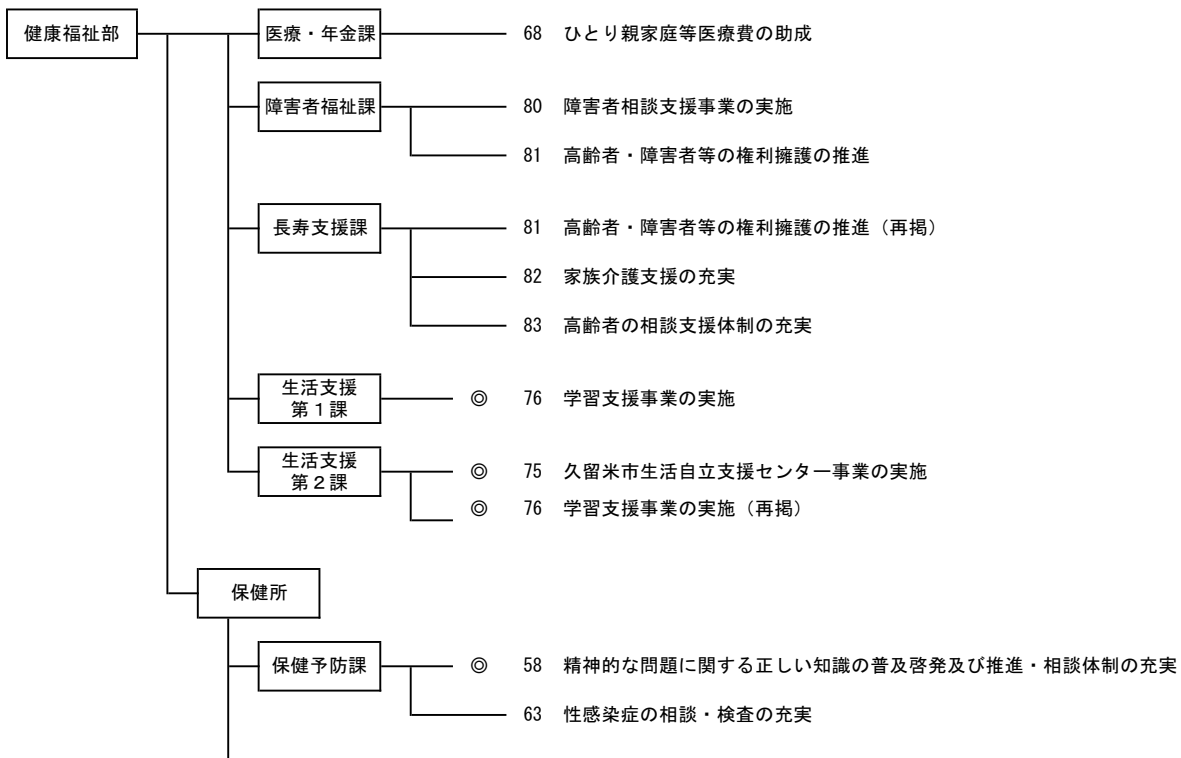
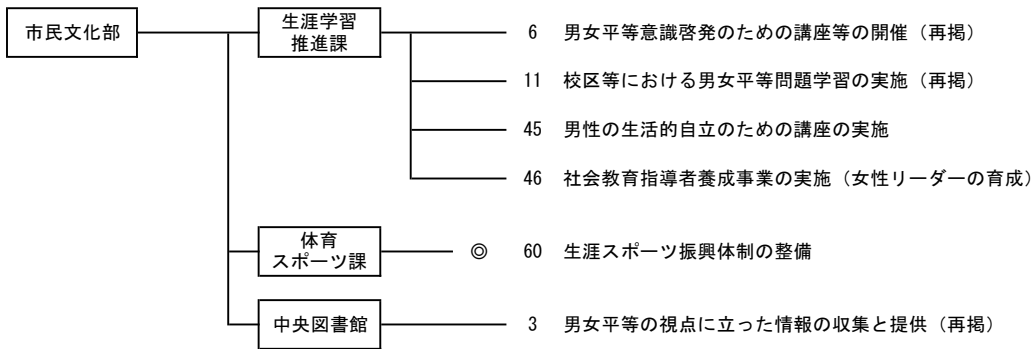
No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	平成29年度	平成30年度	29年度 決算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	担当課	
89	性別による統計資料の収集・分析と施策への反映	資料やデータを性別及び年齢などで収集・分析することにより、課題を抽出し、施策への反映を図る。	【取組内容】 該当なし。	【計画】 該当なし	【計画】 該当なし	-	-	全庁 (上下水道部)	
				【実績】 該当なし	【実績】				
			【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】				
				【取組内容】 教諭の男女の人数を把握し、今後の女性管理職登用等の資料として活用する。	【計画】 平成29年度5月1日現在の学校基本調査等を活用	【計画】 平成30年度5月1日現在の学校基本調査等を活用	-	-	全庁 (教育部)
				【実績】	【実績】				
			【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】				
				【取組内容】 各種選挙の執行において、投票者数(投票率)等の統計を調査し、啓発等に活用していく。	【計画】 啓発等への活用	【計画】 啓発等への活用	-	-	全庁 (選挙管理委員会事務局)
				【実績】 政治啓発学級の開級式にて、性別毎の結果を報告した。	【実績】				
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も、各種選挙の執行において、投票者数(投票率)等の統計を調査し、啓発等に活用する	【課題・今後の方向性】				
				【取組内容】 該当なし	【計画】	【計画】	-	-	全庁 (農業委員会事務局)
				【実績】	【実績】				
			【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】				
90	男女平等推進のための市民意識調査の実施	第4次久留米市男女共同参画行動計画策定の基礎資料とするための調査を実施する。	【取組内容】 調査票回収率向上を目指し、調査結果を施策に反映させるとともに男女がともにのびやかに生きる新しいまちづくりを進める。	【計画】 該当なし(平成31年度実施予定)	【計画】 該当なし(平成31年度実施予定)	-	-	男女平等政策課	
				【実績】 -	【実績】				
			【活動指標・当初値】 調査票有効回収率 40.5%(平成26年度)	【課題・今後の方向性】 社会の変化も視野に入れた設問の設計と回収率の向上に向けた効果的な方法を検証する。	【課題・今後の方向性】				

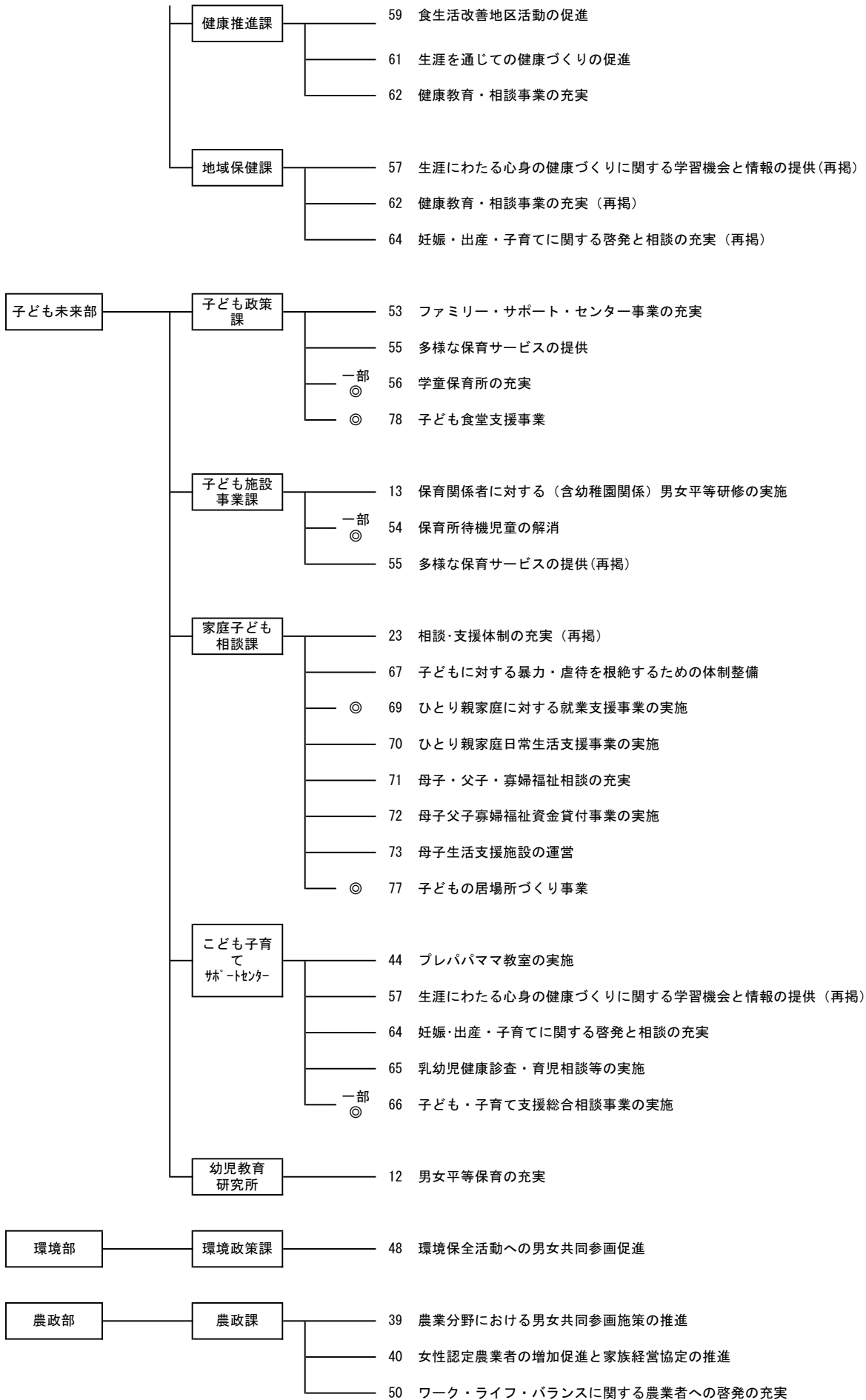
4 部課別具体的事業一覧

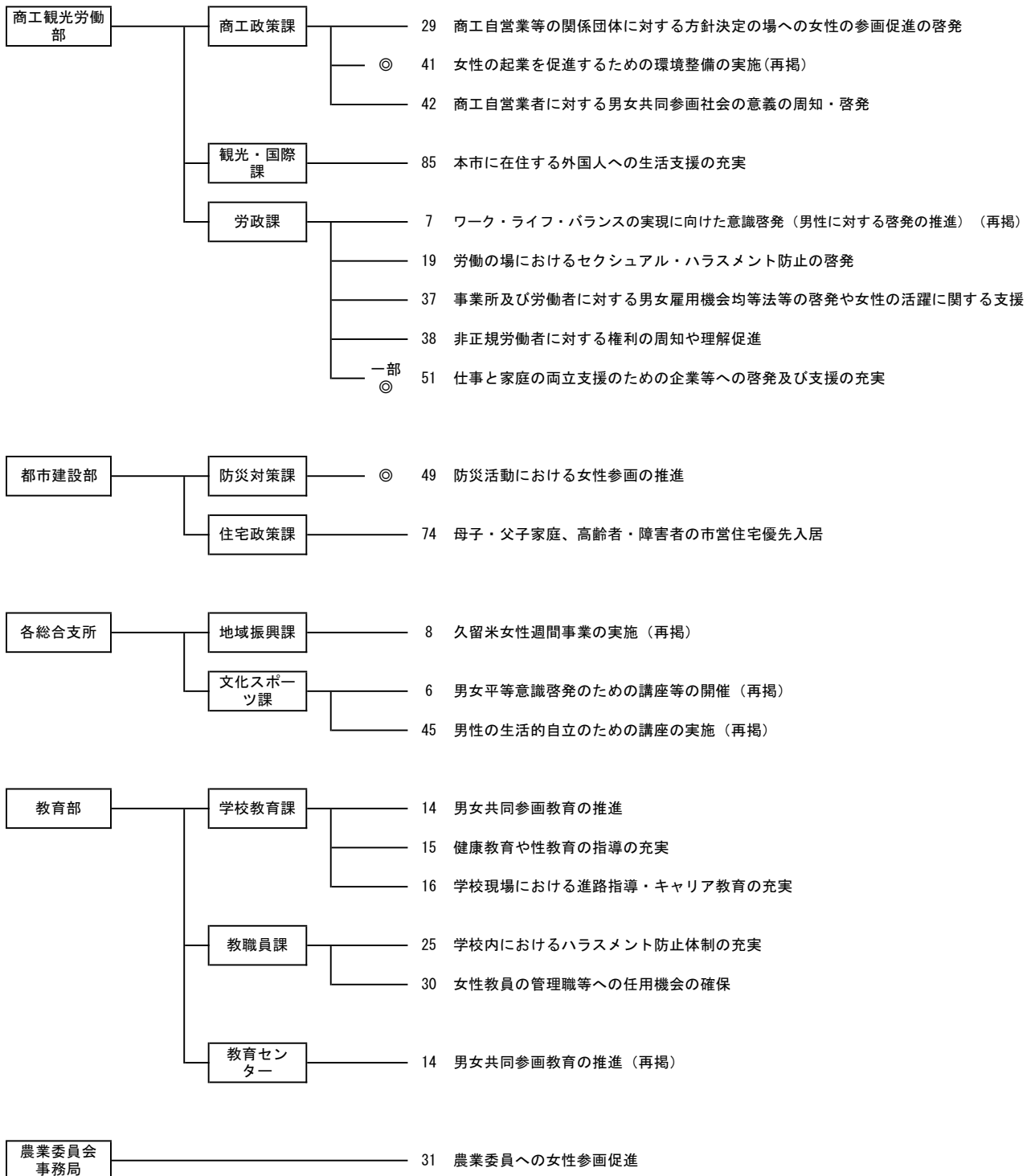
◎は第3次男女共同参画行動計画第2期実施計画における新規事業



- 5 国際理解及び交流と連帯の推進
- 6 男女平等意識啓発のための講座等の開催
- 7 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発（男性に対する啓発の推進）
- 8 久留米女性週間事業の実施（再掲）
- 9 男女平等推進市民活動団体への支援と連携（再掲）
- 11 校区等における男女平等問題学習の実施（再掲）
- 17 性暴力防止のための啓発
- 23 相談・支援体制の充実（再掲）
- ◎ 24 性暴力被害者支援体制の充実
- 32 男女平等に関する人材リストの整備・活用（再掲）
- ◎ 33 女性活躍促進事業の実施（女性人材等の育成）
- 34 女性のチャレンジ支援のための情報提供
- ◎ 41 女性の起業を促進するための環境整備の実施
- 57 生涯にわたる心身の健康づくりに関する学習機会と情報の提供
- ◎ 86 セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）に関する啓発の推進（再掲）







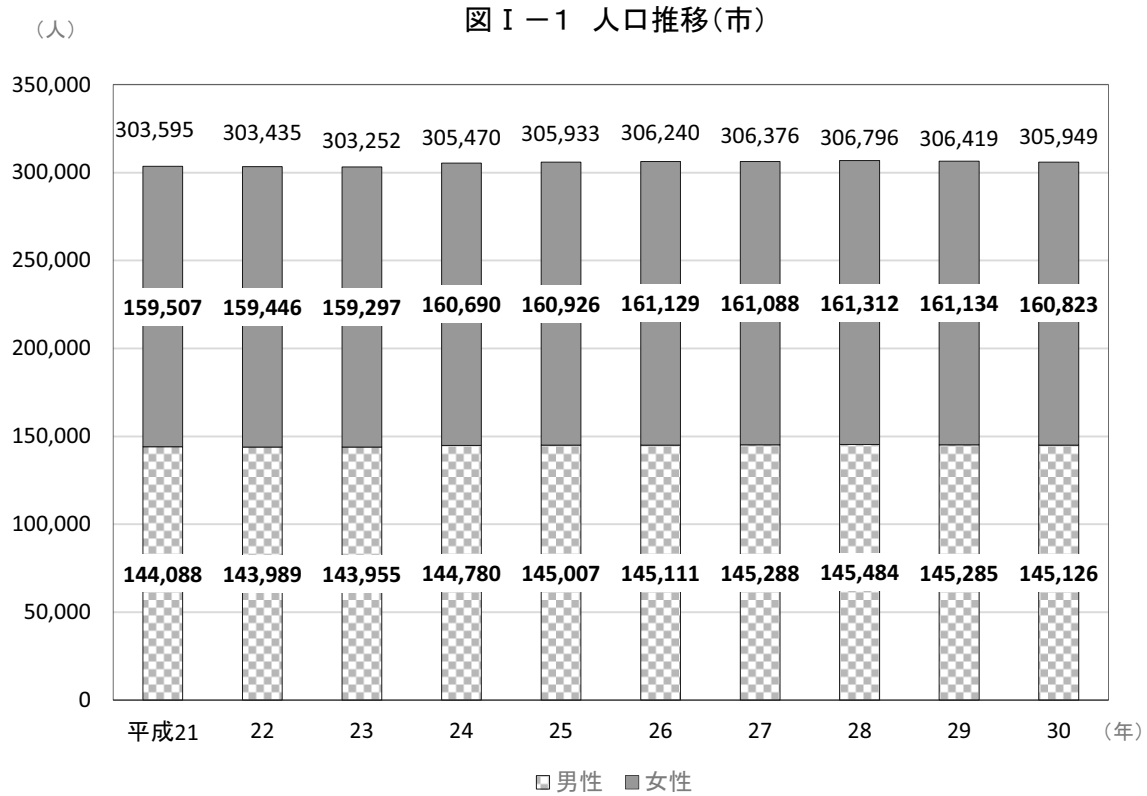
第2部 女性の現状に関する統計資料

I 人口

1. 人口の変化（市）

（1）久留米市の人口

久留米市の人口は近年増加傾向で推移していたが、平成29年に減少に転じた。また、男女比については、女性の割合が男性を上回っている。

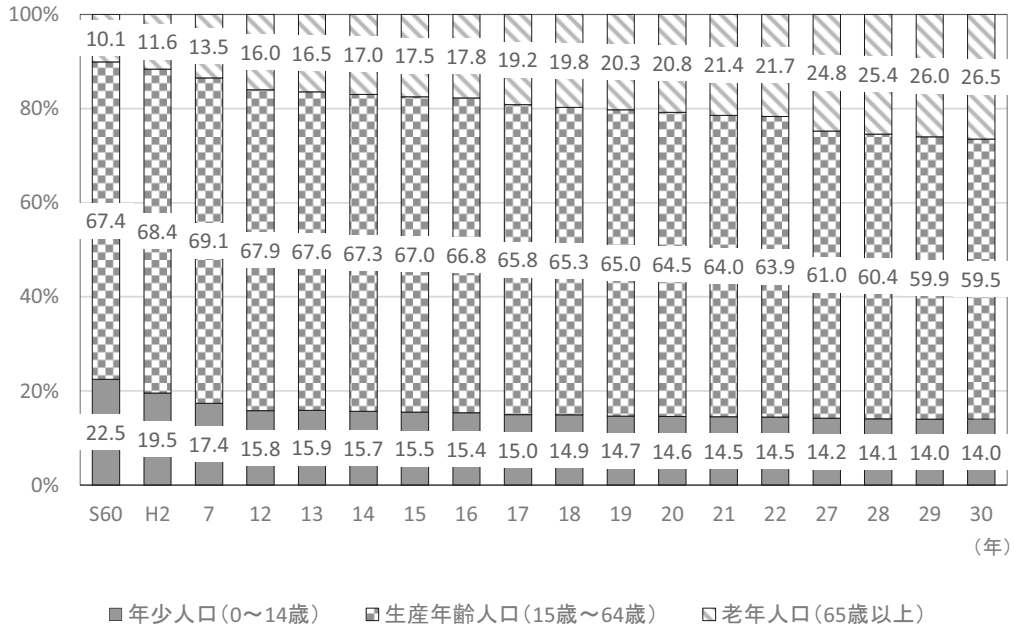


※住民基本台帳法の改正により、平成24年以降は外国人を含む。
資料出所：「住民基本台帳月報」（毎年10月1日時点）

(2) 少子高齢化の現状

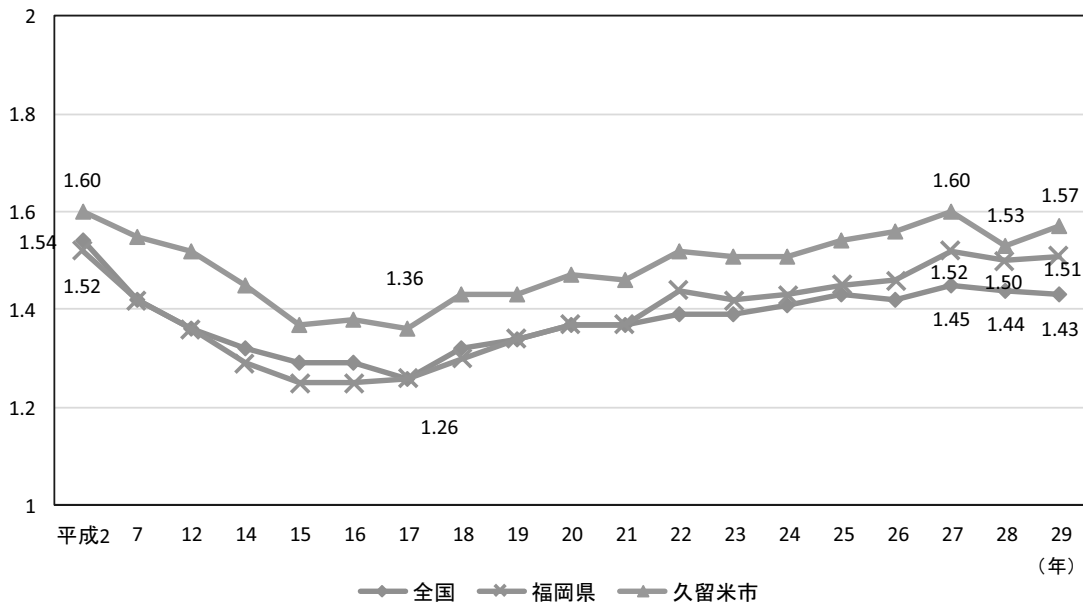
久留米市では、平成12年から老年人口が年少人口を上回るようになり、その差は徐々に広がりつつあり、少子高齢化が進んでいる。また、生産年齢人口は、平成7年から減少が続いている。全国の合計特殊出生率は低下を続け、平成17年には1.26と過去最低を記録した。平成18年以降は緩やかな増加傾向にある。久留米市は、全国や福岡県に比べやや高い水準で推移しているが、人口を維持するために必要とされる2.07(2018年人口置換水準：国立社会保障・人口問題研究所)を大きく下回っている。

図 I - 2 年齢3区分の構成比の推移



※住民基本台帳法の改正により、平成24年以降は外国人を含む。
 資料出所：昭和60年～平成12年…国勢調査(10月1時点)
 平成13～30年 ……住民基本台帳月報(10月1時点)

図 I - 3 合計特殊出生率の推移



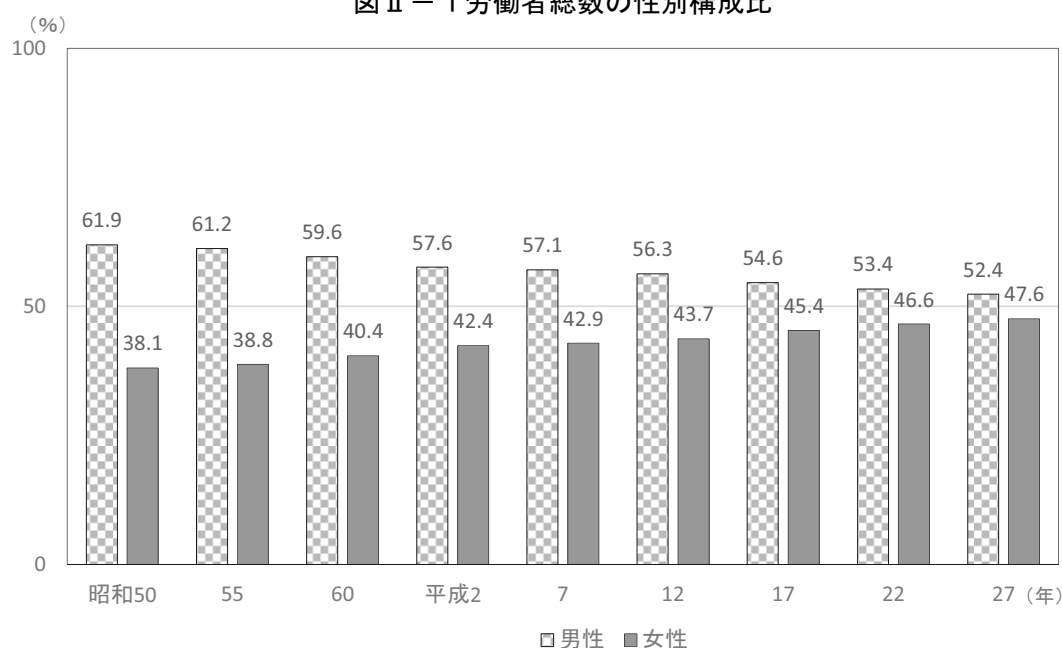
資料出所：市子ども政策課

Ⅱ 労働

1. 女性の就労状況

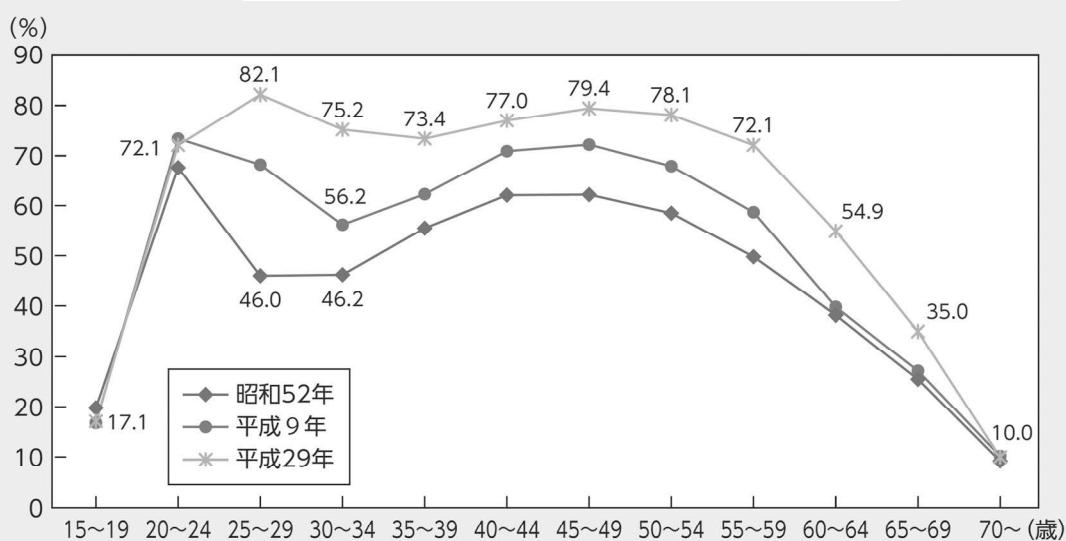
女性の労働者数は増加しており、労働者に占める女性の割合も増加している。女性の労働力率は、結婚、出産、子育て期に低下し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する M 字型になる。このいわゆる「M 字カーブ」のくぼみは以前に比べて浅くなっている。また、M 字の底となる年齢は、昭和 52 年は 25～29 歳が底であったが、平成 29 年では 35～39 歳となっている。

図Ⅱ－1 労働者総数の性別構成比



資料出所：国勢調査

図Ⅱ－2 女性の年齢階級別労働力率の推移（国）



(備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
 2. 労働力率は、「労働力人口（就業者+完全失業者）」／「15歳以上人口」×100。

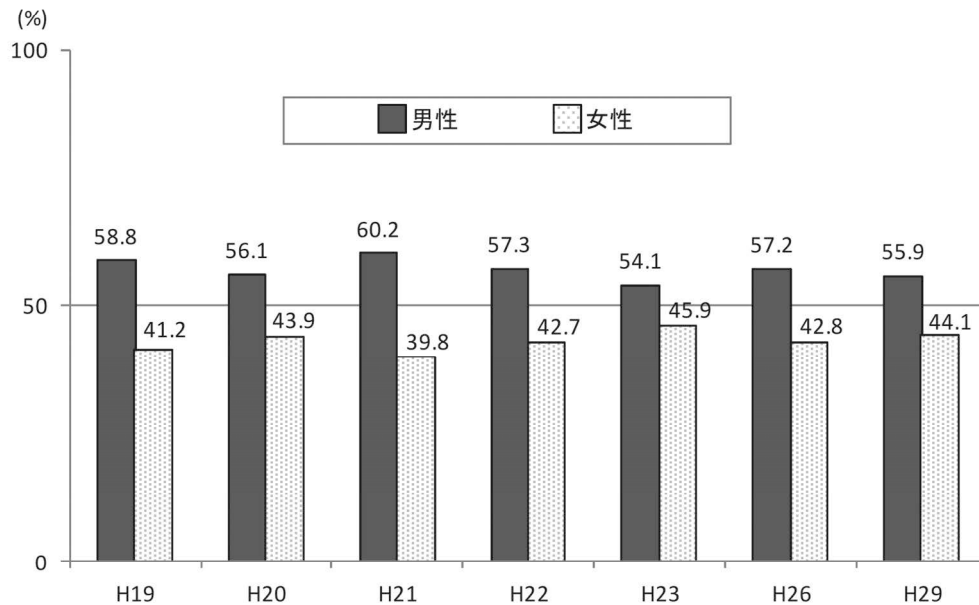
資料出所：内閣府「平成 30 年版男女共同参画白書」

2. 労働者の性別構成

常用労働者の性別構成比は近年、男性が6割弱、女性が4割強で推移している。

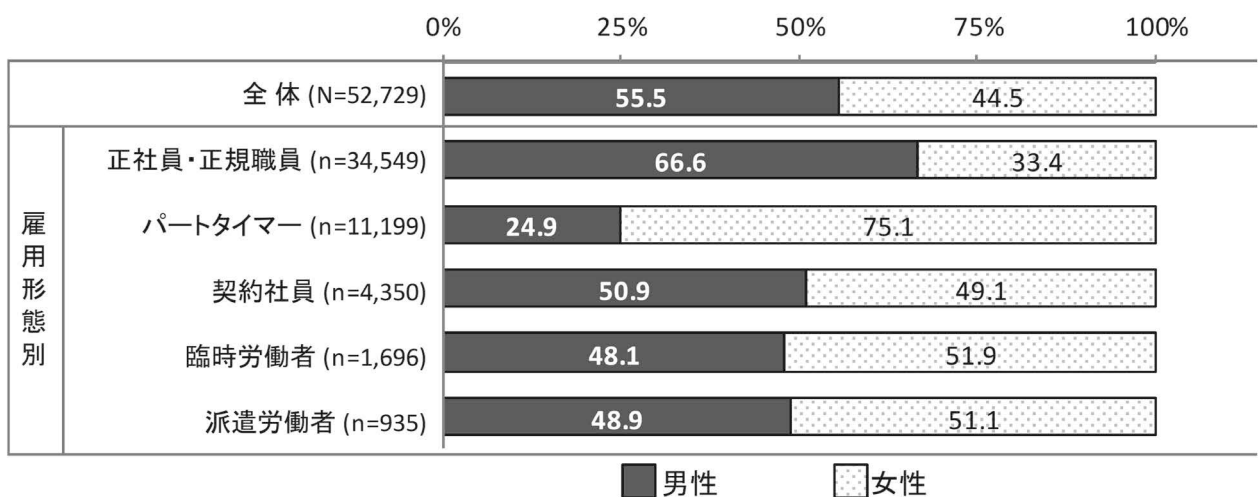
しかし、雇用形態別にみるとパートタイマーで女性が75.1%、男性が24.9%と女性の割合が高くなっている。契約社員、臨時労働者、派遣労働者では、男女の割合はほぼ同じである。

図Ⅱ－3 常用労働者の性別構成比



資料出所：「平成 29 年度 久留米市雇用実態調査」

図Ⅱ－4 労働者の性別構成比（雇用形態別）



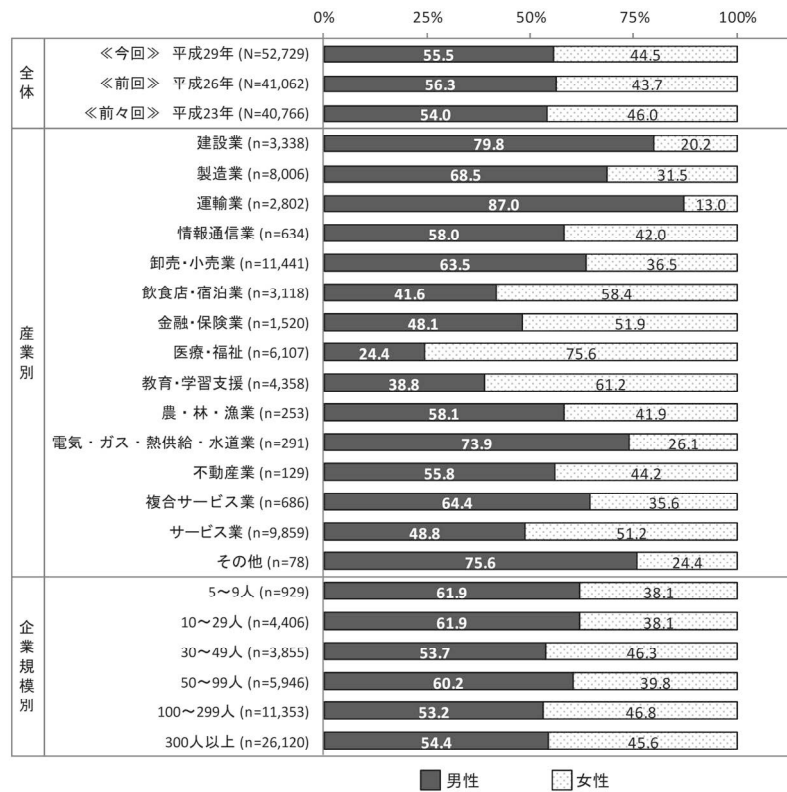
資料出所：「平成 29 年度 久留米市雇用実態調査」

・産業別、企業規模別の性別構成比

産業別の性別構成比をみると、女性は「医療・福祉」で75.6%、次に「教育・学習支援」の分野で61.2%と高くなっている。男性は「運輸業」で87.0%、「建設業」で79.8%と高くなっている。

企業規模別の性別構成比では、いずれの規模でも男性の割合が女性よりも高い。

図Ⅱ－5 労働者の性別構成比（全体、産業別、企業規模別）



資料出所：「平成29年度 久留米市雇用実態調査」

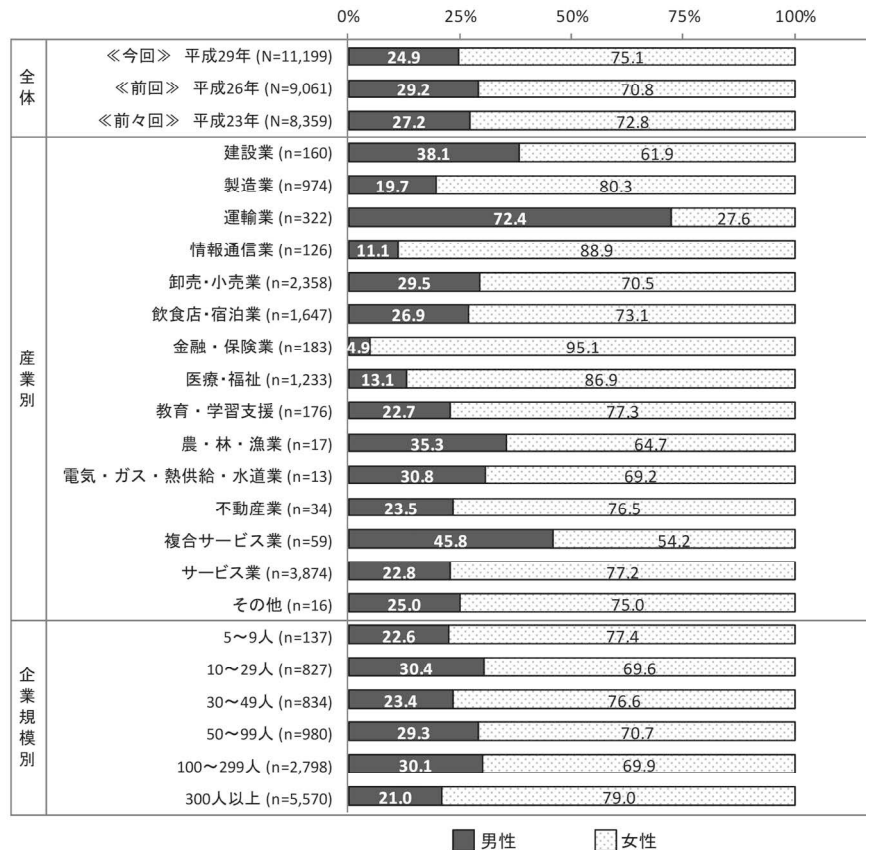
・パートタイマーの

産業別性別構成比

ほとんどの産業で女性の割合が男性の割合より高く、特に「金融・保険業」では95.1%と高くなっている。男性は「運輸業」で72.4%と高くなっている。

企業規模別にみると、いずれの規模でも女性の割合が男性より高く、300人以上の規模の企業で79.0%と最も高くなっている。

図Ⅱ－6 パートタイマーの性別構成比（全体、産業別、企業規模別）

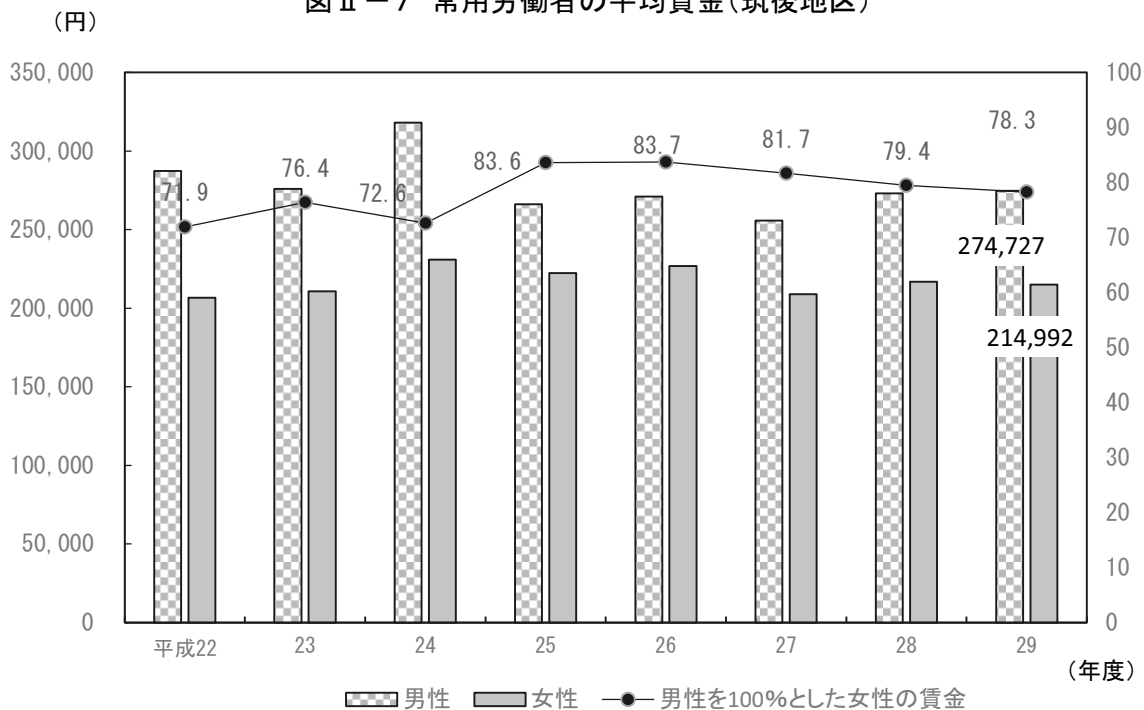


資料出所：「平成29年度 久留米市雇用実態調査」

3. 男女別の所定内給与(筑後地区)

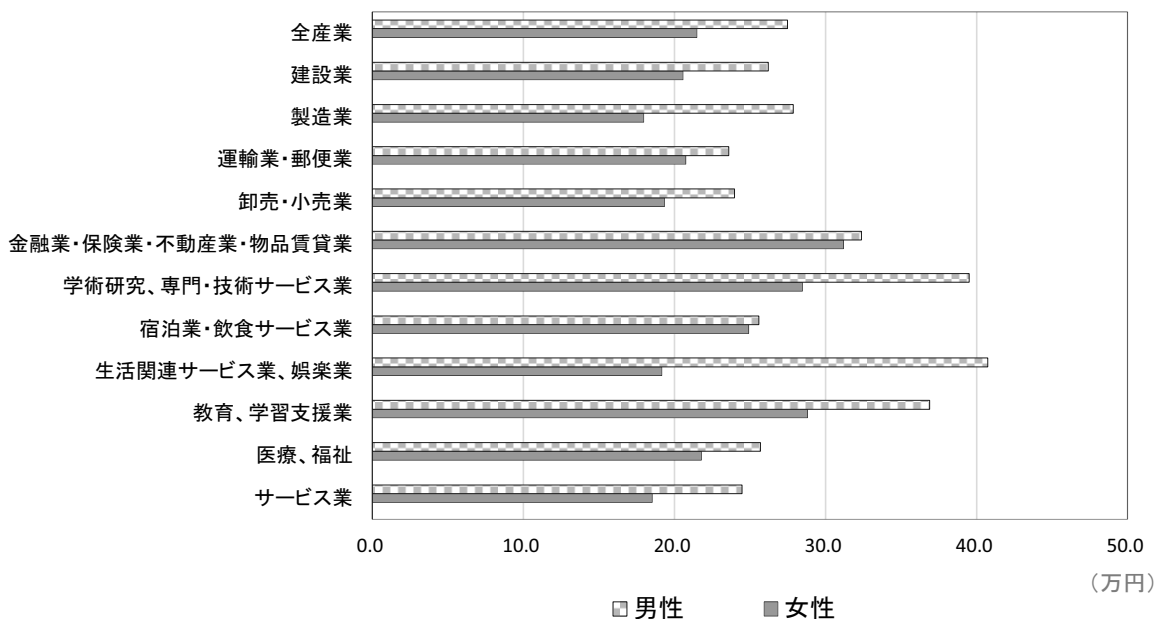
平成29年の筑後地区男性の平均賃金は274,727円であるのに対し、女性は214,992円であり、男性を100とした女性の指数は78.3である。所定給与の男女間格差が大きい業種は、生活関連サービス業、娯楽業で、男女別の格差が小さいのは、宿泊・飲食サービス業である。

図Ⅱ-7 常用労働者の平均賃金(筑後地区)



資料出所：「平成29年度福岡県の賃金事情」

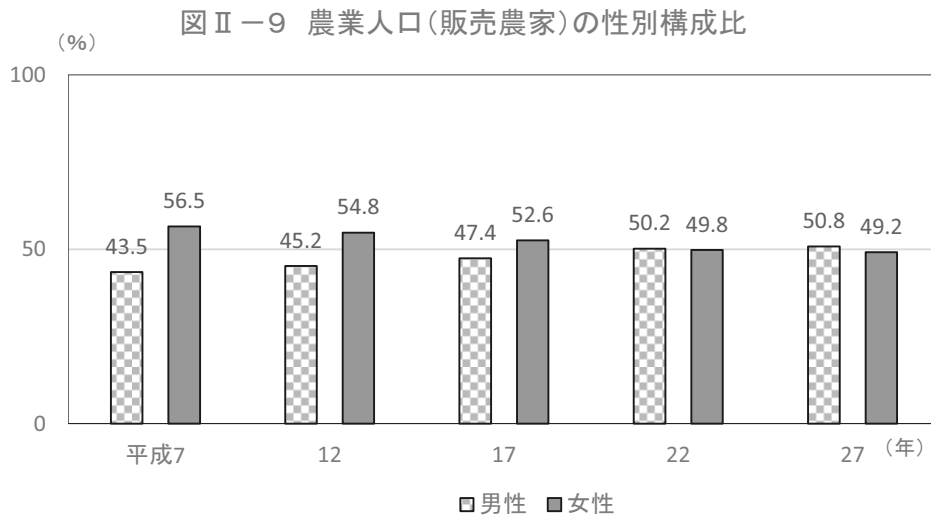
図Ⅱ-8 常用労働者の所定内給与(筑後地区、産業別)



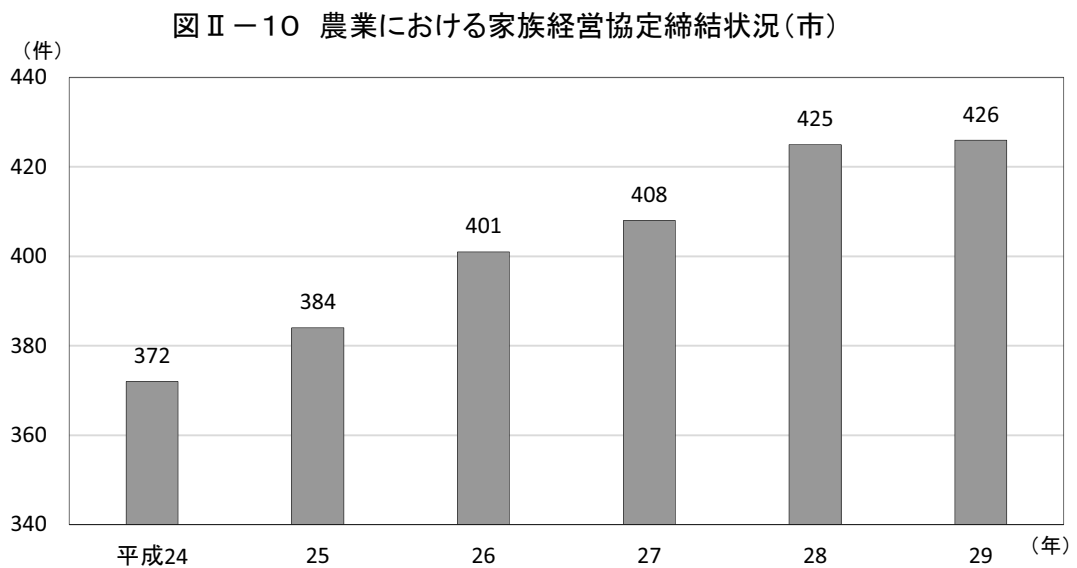
資料出所：「平成29年度福岡県の賃金事情」

4. 農業就業人口（販売農家）に占める女性の割合（市）

女性の農業就業者は、近年若干減少傾向にあるものの、おおよそ半数を占めており、農業経営において女性は大きな担い手となっていると言える。



資料出所：農林業センサス

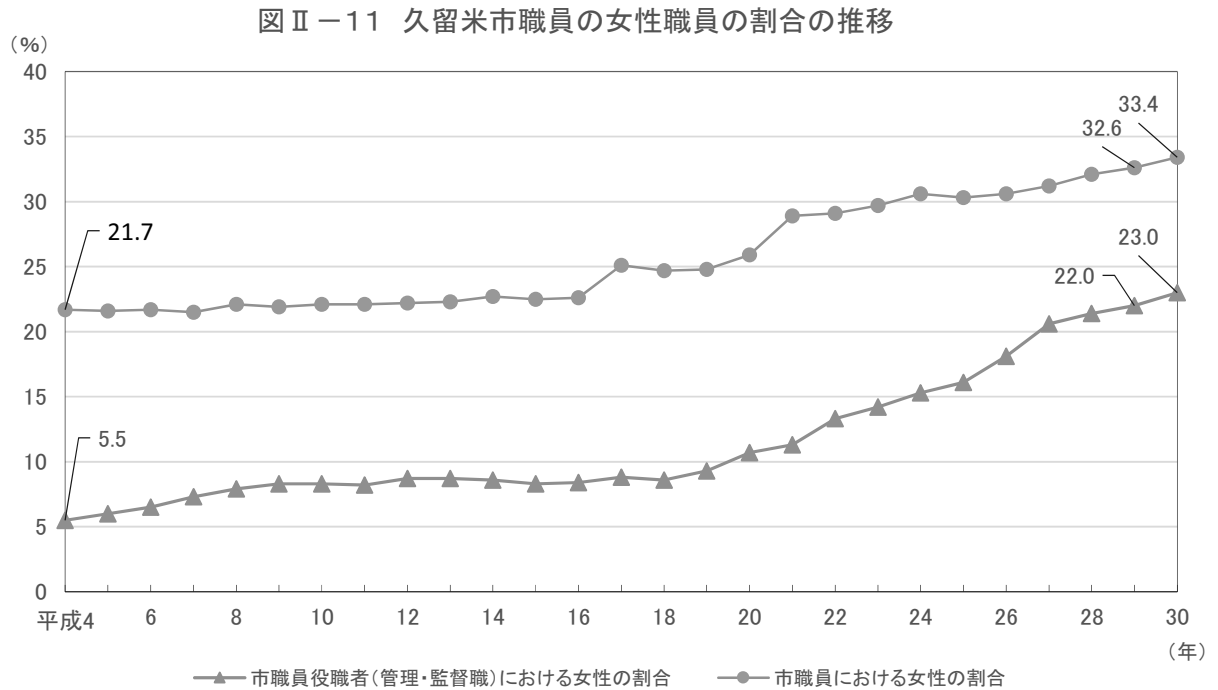


資料出所：市農政課

*家族経営協定は、農業経営を行う上での、労働報酬、休日、労働時間、家事や農事の役割分担について、家族内で取り決める取り組みであり、年々増加傾向にある。

5. 市職員における女性の割合

久留米市の職員の女性職員の割合は、平成4年時の21.7%から増加しており、平成30年には33.4%となっている。同様に市職員の役職者（管理・監督職）も平成4年の5.5%から平成30年には23.0%に増加している。



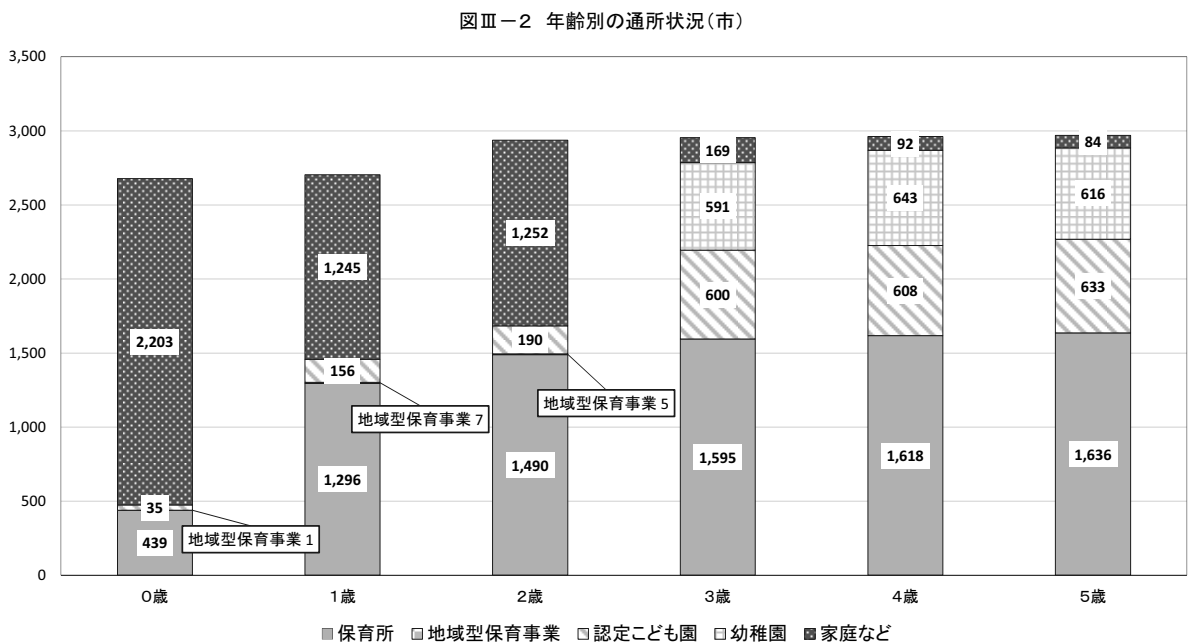
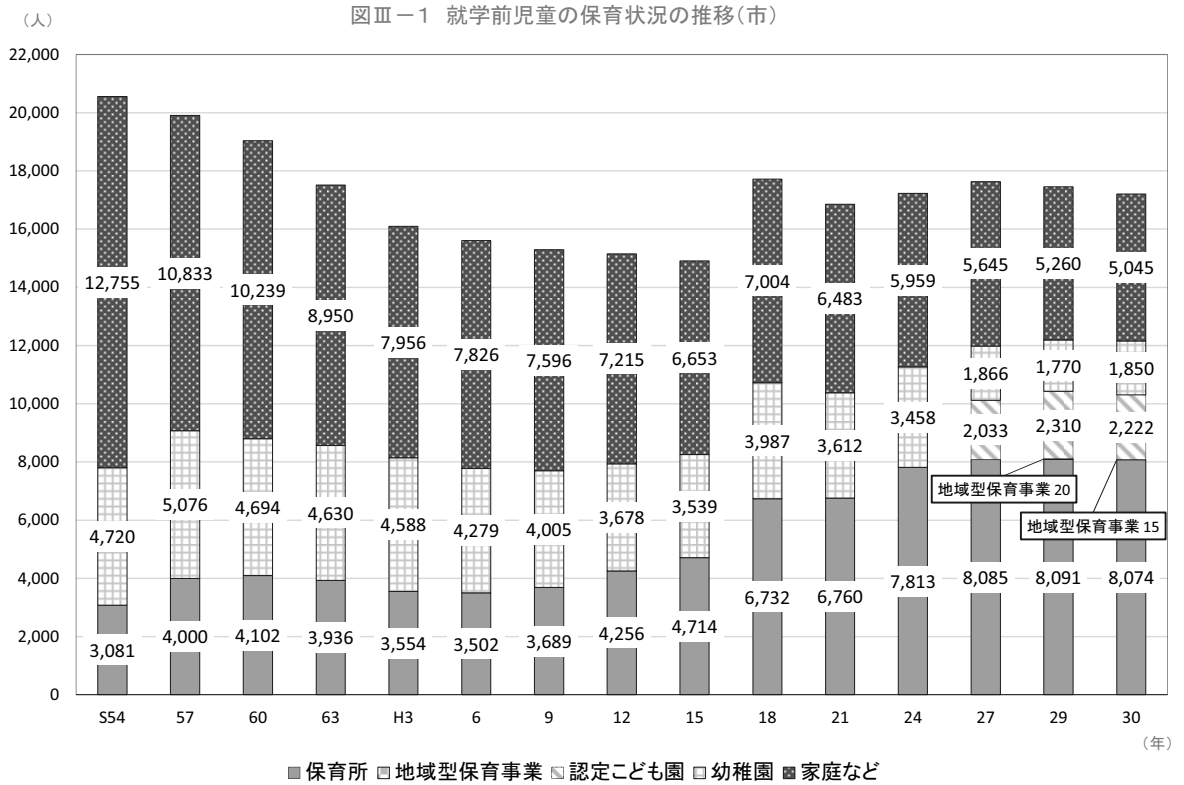
資料出所：市人事厚生課

Ⅲ 家庭・健康・福祉

1. 就学前児童の保育状況（市）

久留米市の就学前児童の保育の状況は、共働き世帯の増加等により、家庭での保育数は減少し、保育所等で保育されている児童数の増加が続いている。

年齢別にみると、0歳児においては8割が家庭等で保育されており、1・2歳児においては半数程度が保育所・認定こども園を利用している。また、3～5歳児では9割が保育所や認定こども園、幼稚園を利用して

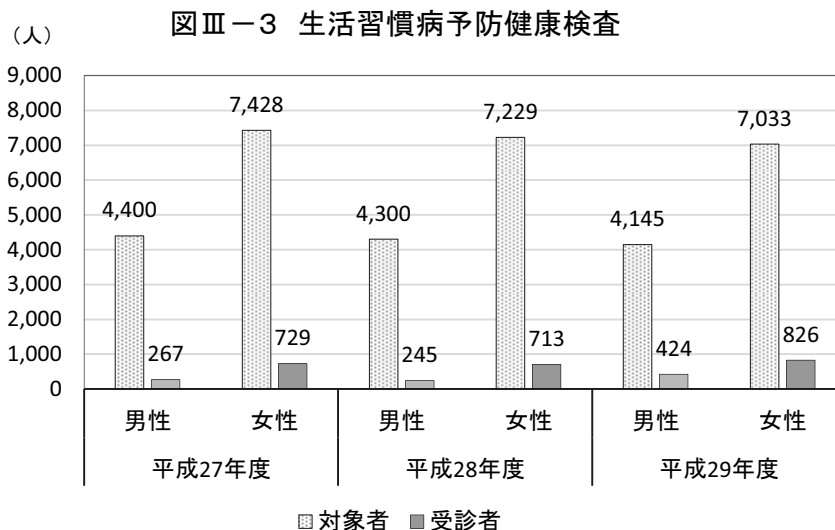


資料出所：「平成30年版 保健福祉事業概要」

2. 生活習慣病予防健康診査・各種検診の受診状況（市）

（1）生活習慣病予防健康診査

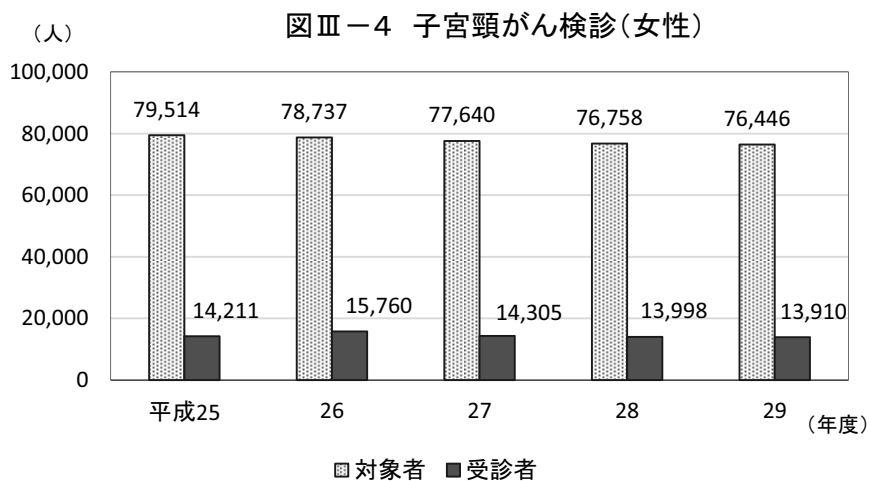
久留米市では、35歳から39歳及び40歳以上で各医療保険の被保険者・被扶養者に該当しない人を対象に、特定健康診査に準じた内容で、生活習慣病予防健康診査を実施している。平成29年度では、対象者は減少しているが、受診者は増加している。



資料出所：「平成30年版 保健福祉事業概要」

（2）子宮頸がん検診〔女性〕

20歳以上の女性を対象に実施している。久留米市では、平成21年度から、女性特有のがん検診受診促進、がんの早期発見及び健康意識の啓発のために、がん検診無料クーポン券事業を実施している。平成29年度の対象者は76,446人で受診者は13,910人となっている。



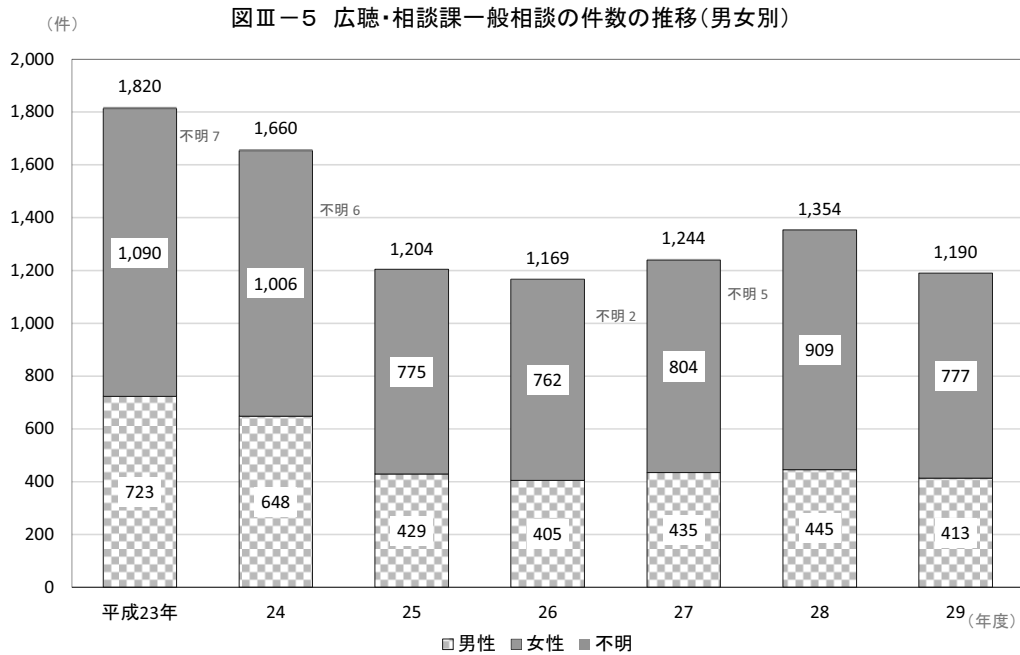
資料出所：「平成30年版 保健福祉事業概要」

3. 相談の状況（市）

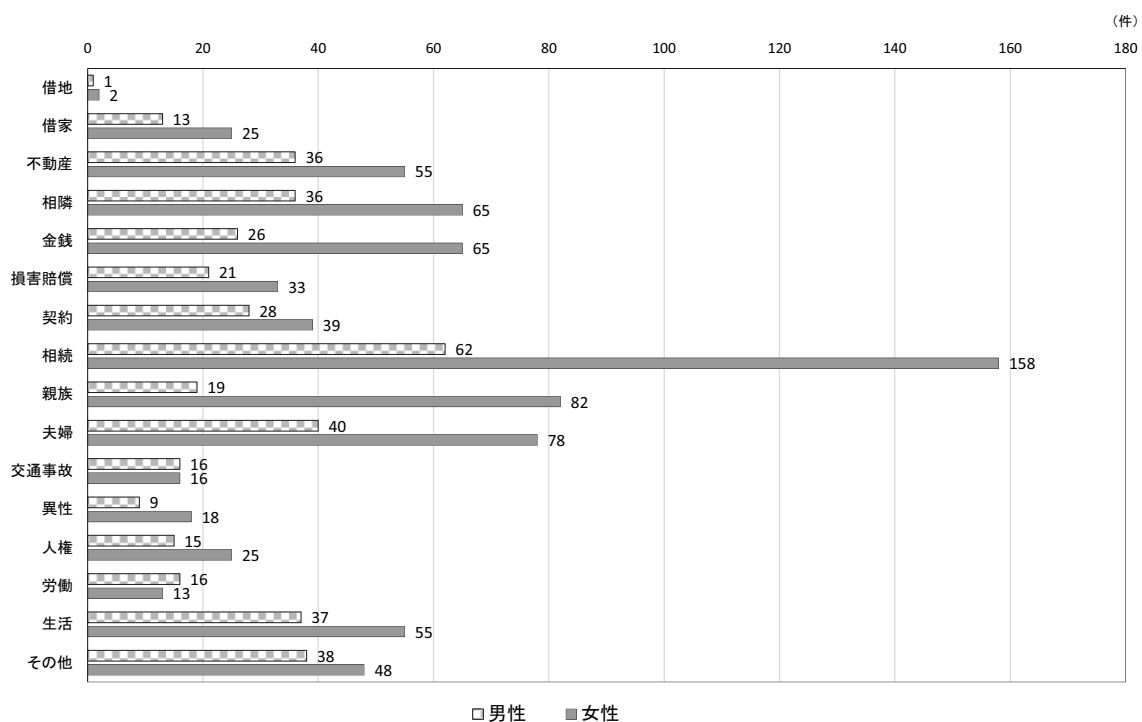
（1）広聴・相談課一般相談

広聴・相談課への一般相談は、全体として減少傾向にある。男女別では女性の方が相談件数は多く、男性の相談件数の1.89倍となっている。

女性からの相談の内訳を見ると、「相続問題」、「夫婦問題」、「親族問題」の上位3項目で女性からの相談全体の40.9%を占めている。次いで、相隣に関すること、金銭に関すること、不動産に関すること、生活に関することなどの相談が多い。



図Ⅲ-6 広聴・相談課一般相談の内訳(平成29年度)



資料出所：「平成30年度 市民相談概況」

(2) 男女平等推進センター相談

総合相談件数は、平成27年度から減少に転じているが、依然高い数値で推移している。

図Ⅲ-7 男女平等推進センター相談件数



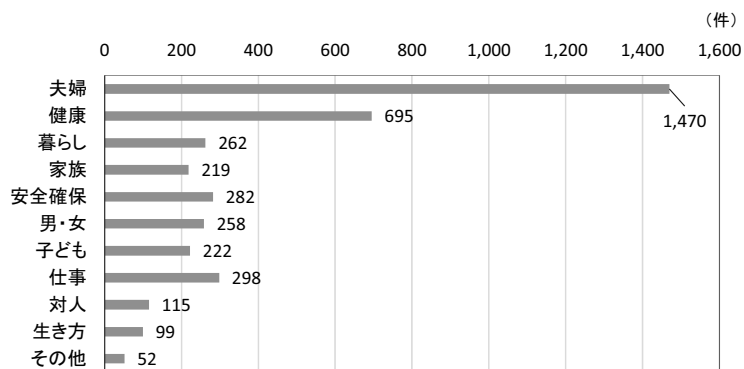
・総合相談と法律相談の内訳

総合相談では、夫婦に関連する相談が約5割を占めている。次いで、健康に関する相談が多い。

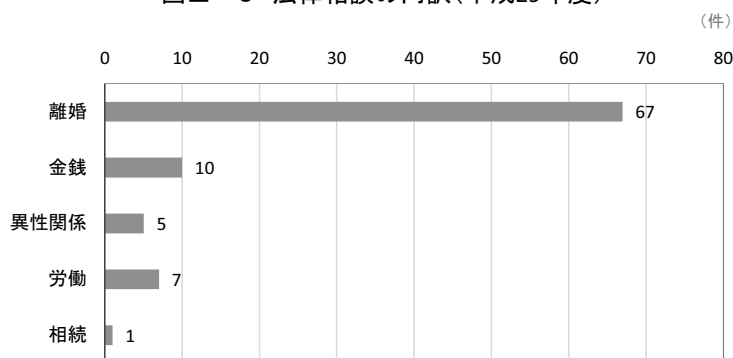
法律相談では、離婚に関する相談が最も多くなっている（図Ⅲ-9）。

また、総合相談の「夫婦」に関連する相談の中では、配偶者による暴力の相談が最も多い。配偶者による暴力の内容では、精神的暴力及び身体的暴力が多いが、これは他の暴力とも重なって起きている（図Ⅲ-10）。

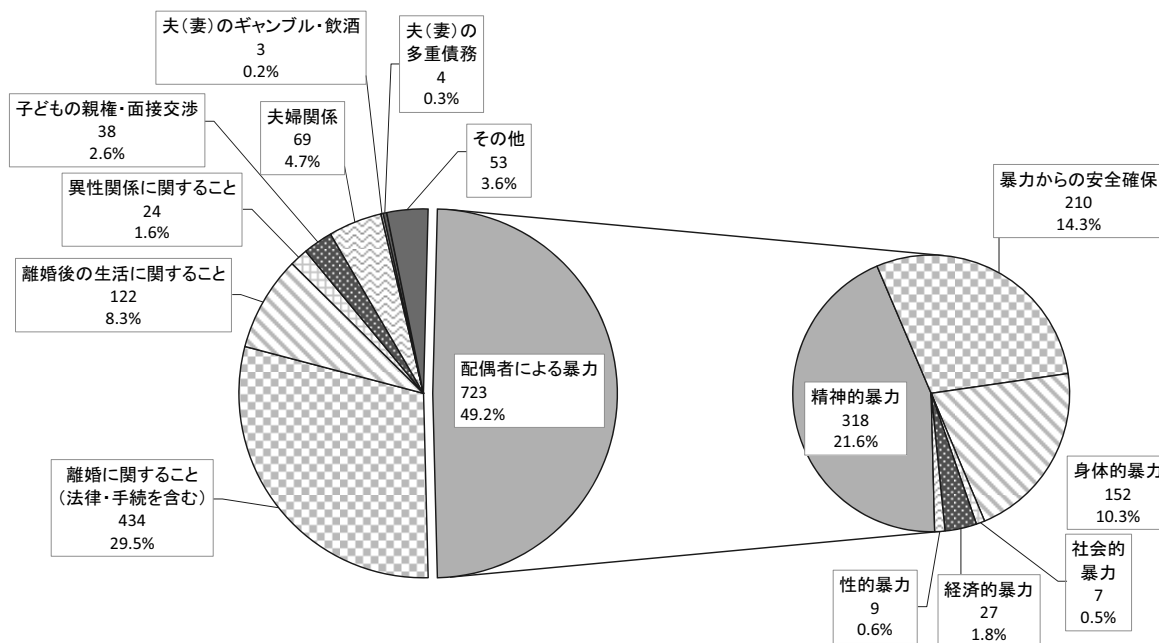
図Ⅲ-8 総合相談の内訳(平成29年度)



図Ⅲ-9 法律相談の内訳(平成29年度)



図Ⅲ-10 「夫婦」に関連する相談の内訳(平成29年度)



資料出所：市男女平等推進センター

(3) 婦人保護相談

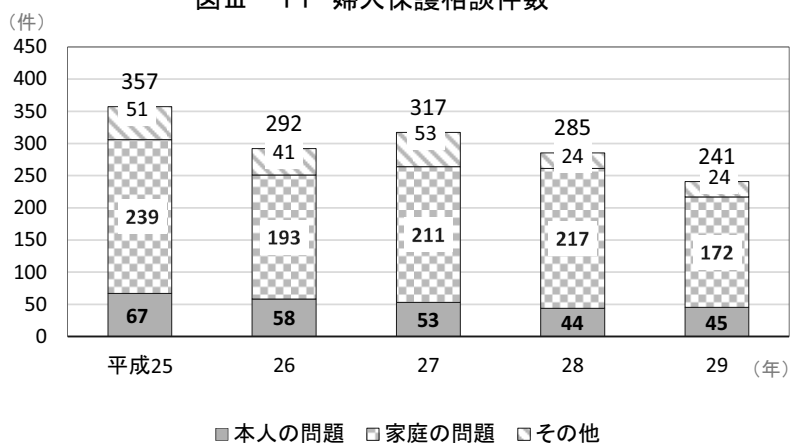
相談件数は近年減少傾向にある。

本人の問題よりも家庭の問題での相談が多く、平成29年は本人の問題の相談が45件、家庭の問題の相談が172件となっている。

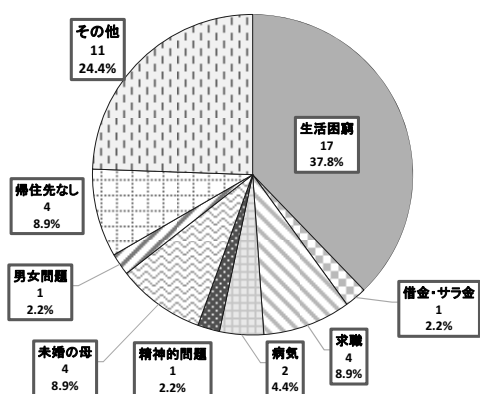
本人の問題の相談内容は「生活困窮」が最も多い。

家庭の問題の相談の中では、特に夫の暴力・酒乱や離婚問題の相談が多い。

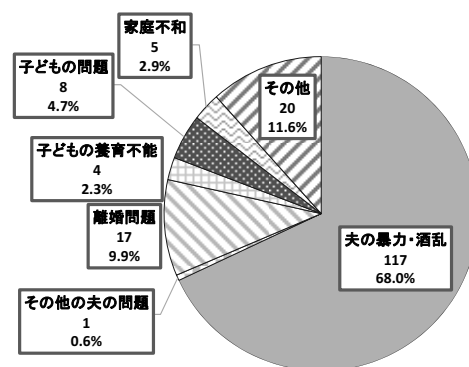
図Ⅲ-11 婦人保護相談件数



図Ⅲ-12 「本人の問題」内訳(平成29年)



図Ⅲ-13 「家庭の問題」内訳(平成29年)

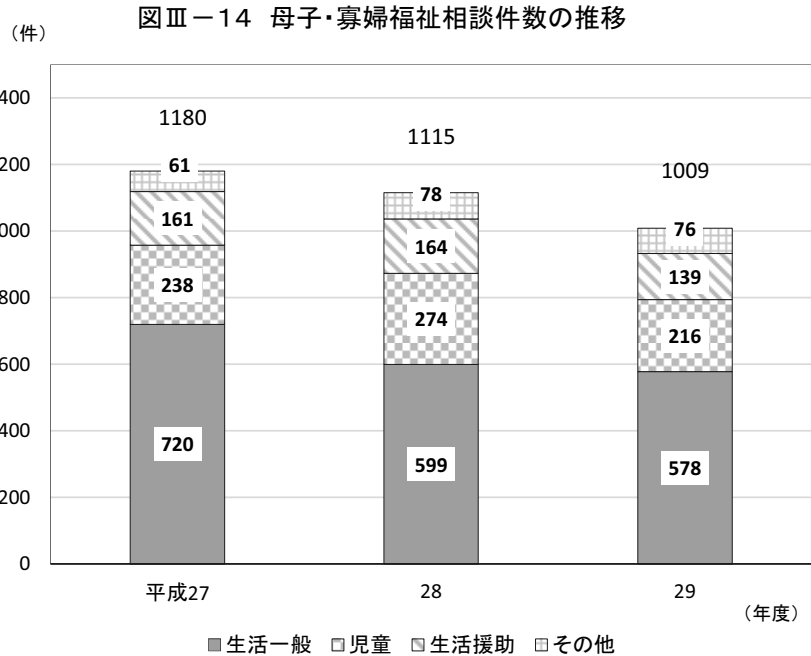


資料出所：市家庭子ども相談課

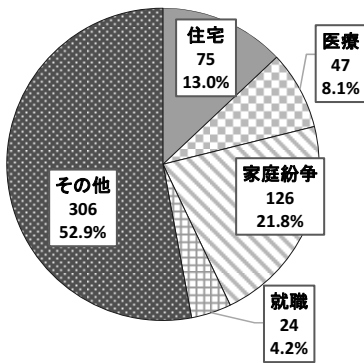
(4) 母子・寡婦福祉相談

相談件数は全体的に減少傾向にある。

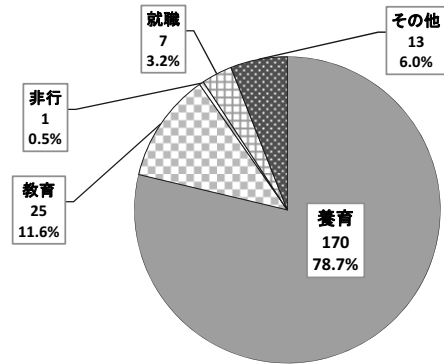
生活一般に関する相談が多く、全体の5割以上を占めている。内容としては、児童の養育相談が最も多く、次いで、「家庭紛争」、「母子福祉資金」の相談が多くなっている。



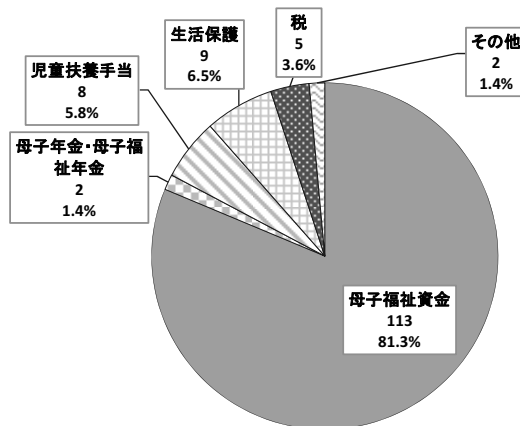
図Ⅲ-15 「生活一般」の内訳(平成29年度)



図Ⅲ-16 「児童」の内訳(平成29年度)



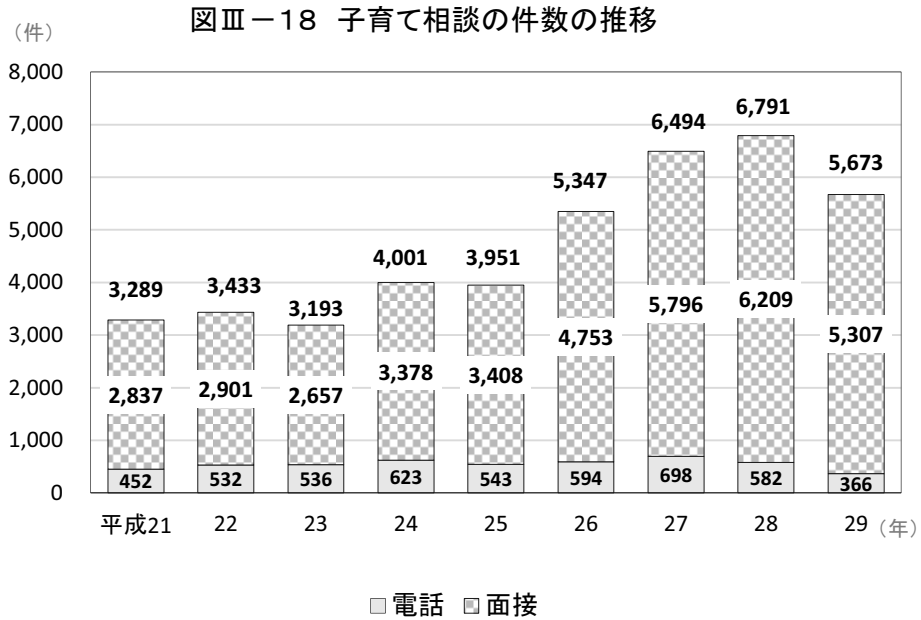
図Ⅲ-17 「生活援助」内訳(平成29年度)



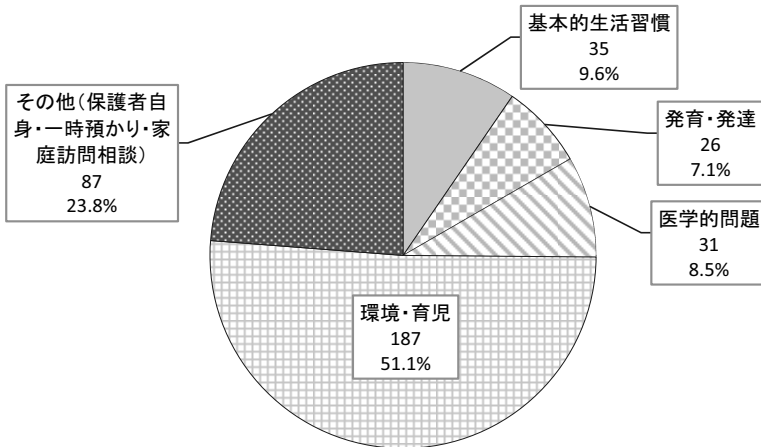
(5) 子育て相談

子育て相談の総合件数は、平成26年度以降増加傾向にあったが、平成29年度は減少している。相談方法としては、電話相談よりも面接による相談が多い。

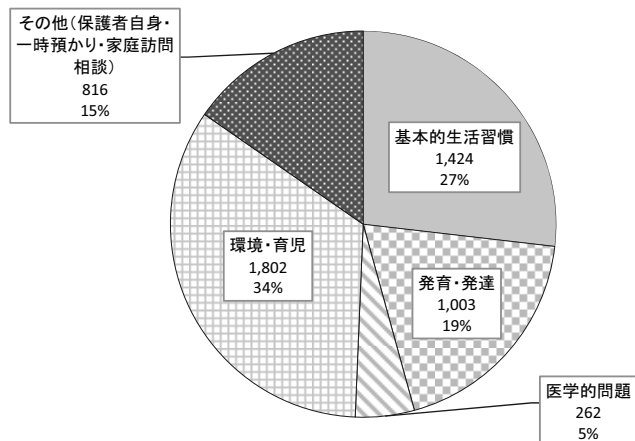
また、相談の内訳は、電話・面接相談ともに「環境・育児」が最も多く、次いで基本的な生活習慣に関する相談が多い。



図Ⅲ-19 電話相談の内訳(平成29年度)



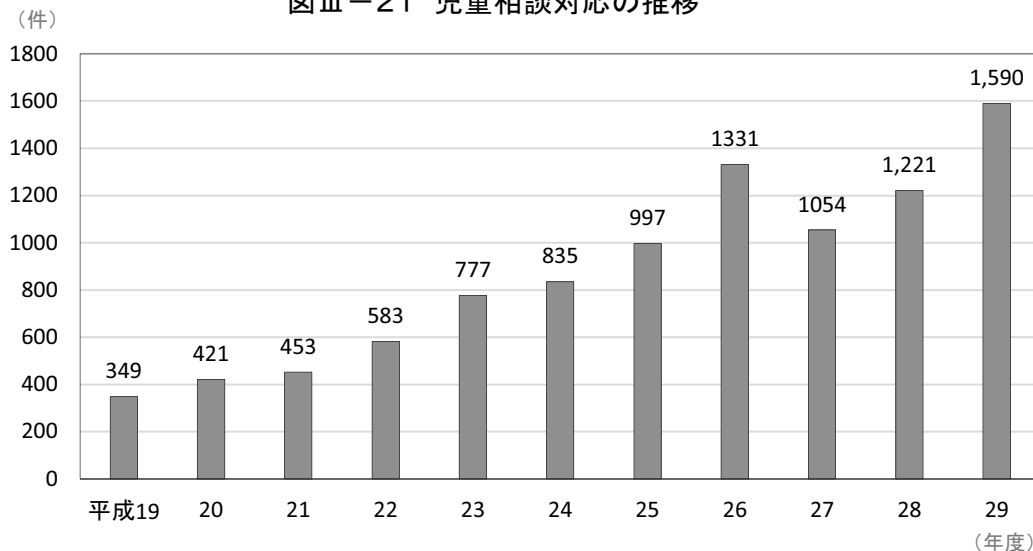
図Ⅲ-20 面接相談の内訳(平成29年度)



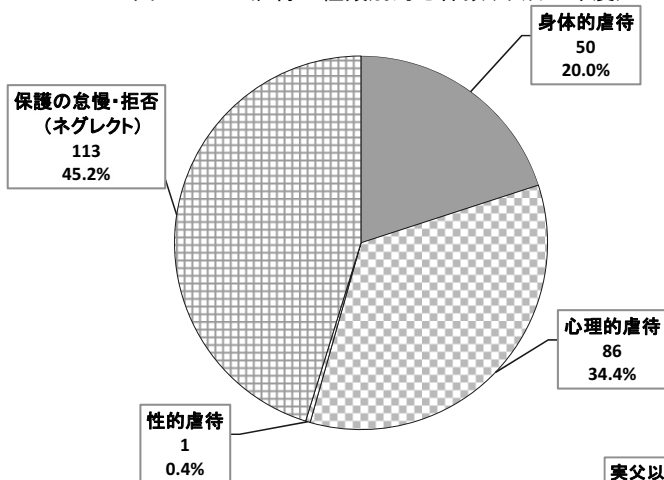
4. 児童虐待の状況（市）

久留米市における児童相談対応件数について、増加傾向の数値で推移している。虐待の種類別対応件数は、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）が最も多く、次いで「心理的虐待」、「身体的虐待」の順となっている。また、主たる虐待者は実母が最も多い。

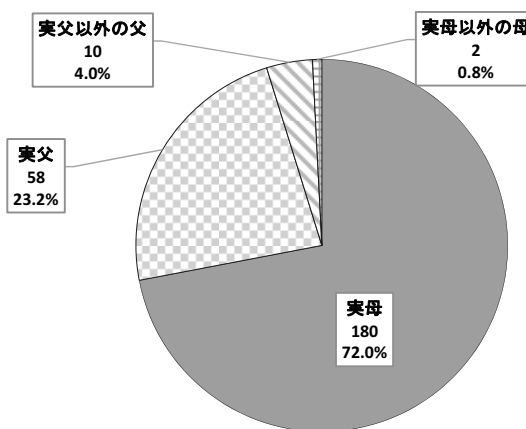
図Ⅲ－21 児童相談対応の推移



図Ⅲ－22 虐待の種類別対応件数(平成29年度)



図Ⅲ－23 虐待者別対応件数(平成29年度)



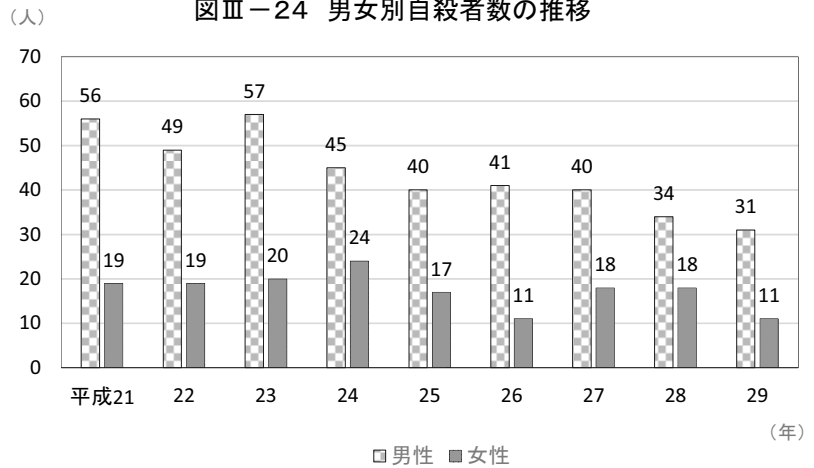
資料出所：市家庭子ども相談課

5. 自殺の概要

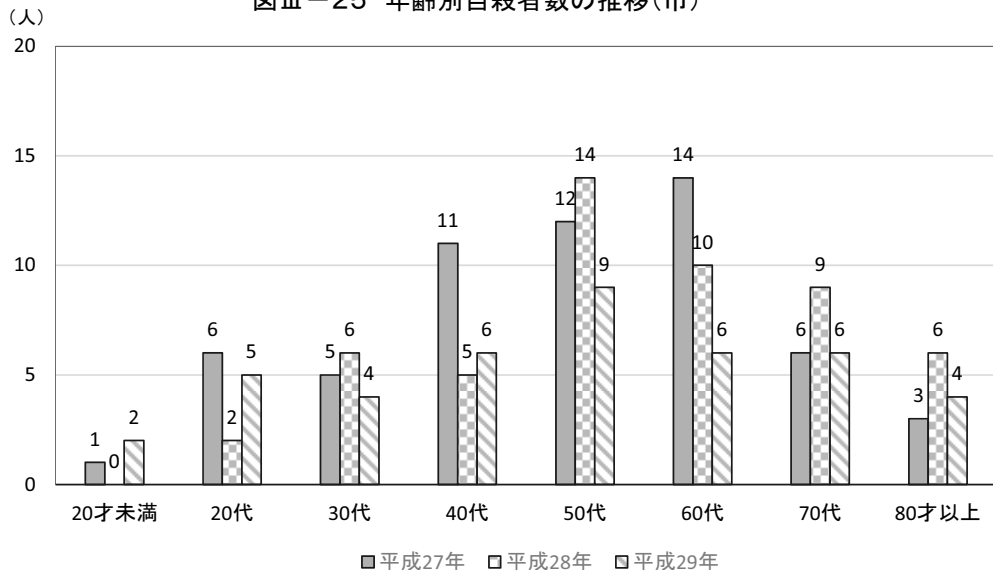
自殺は、性別では男性の比率が高く、女性の約2～3倍となっている。年齢別では50代が多く、次いで40～70代となっている。

原因別では、男女とも健康問題が最も多く、次いで女性は家庭問題と経済・生活問題、男性は経済・生活問題、勤務問題が多い。

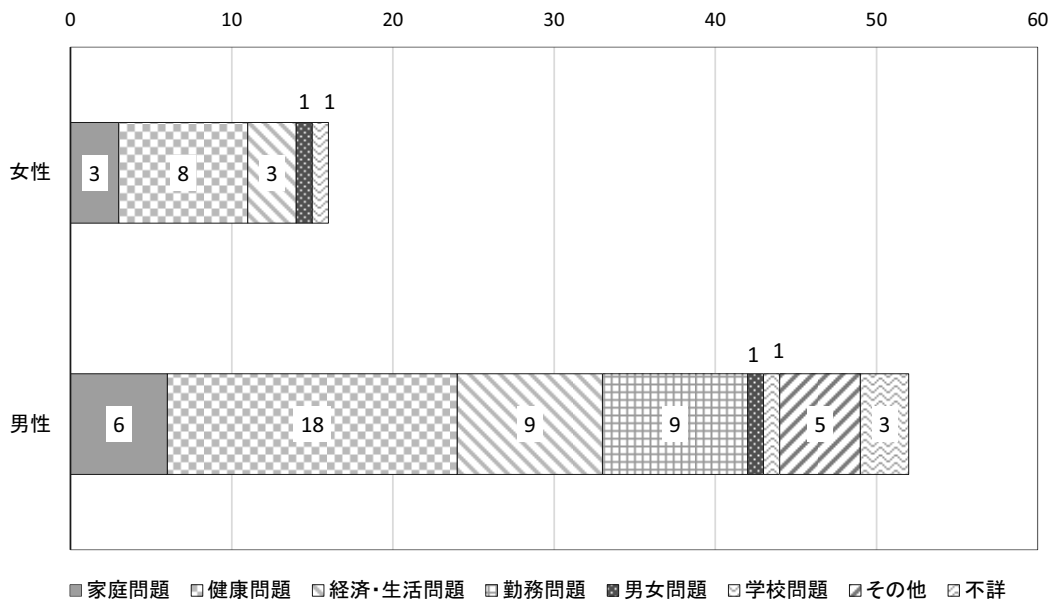
図Ⅲ-24 男女別自殺者数の推移



図Ⅲ-25 年齢別自殺者数の推移(市)



図Ⅲ-26 原因動機別自殺(平成29年度 市、男女別)



注 原因動機別は複数計上

資料出所：市保健所保健予防課

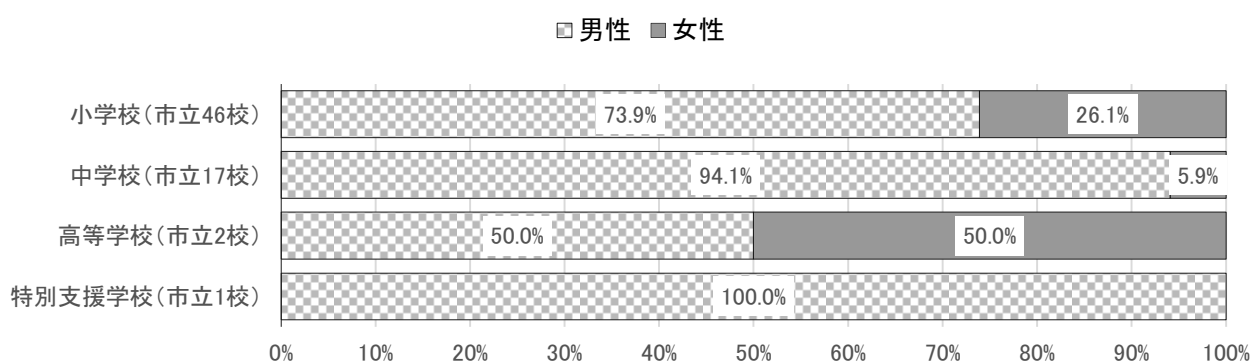
IV 教育

1. 教育機関における役職別教員の男女の割合

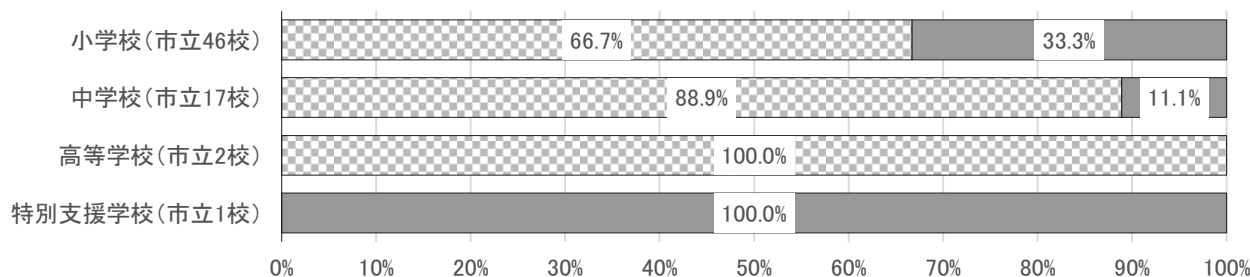
平成 29 年度における女性教員の割合を見ると、小学校では全教員に占める女性職員の割合が、中学校及び高等学校に比べて多く、6 割以上になっている。教頭以上に占める女性教員の割合は教諭に比べると低い。養護教諭については、いずれの学校においても 100% 女性となっている。講師等（助教諭含）では、いずれの学校でも女性の割合が多くなっている。

図IV－1 学校における役職別教員の男女の割合（平成 30 年 4 月 1 日現在）

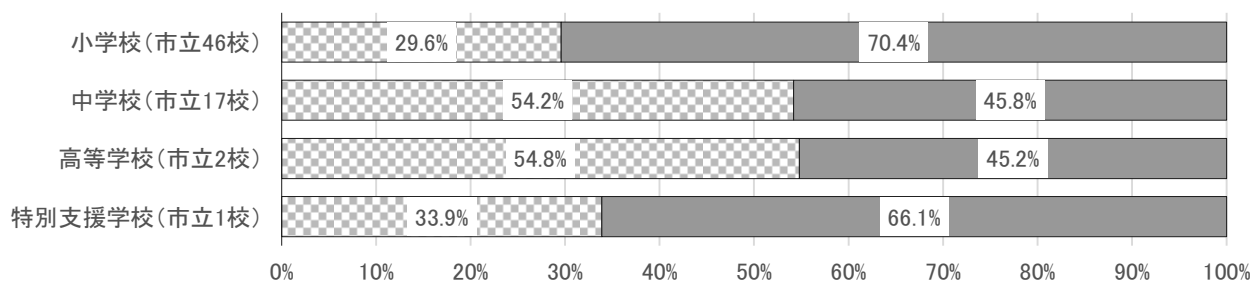
①校長



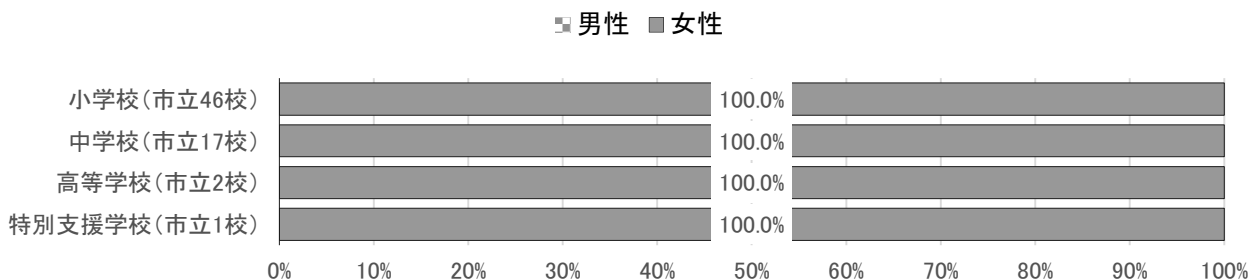
②副校長・教頭



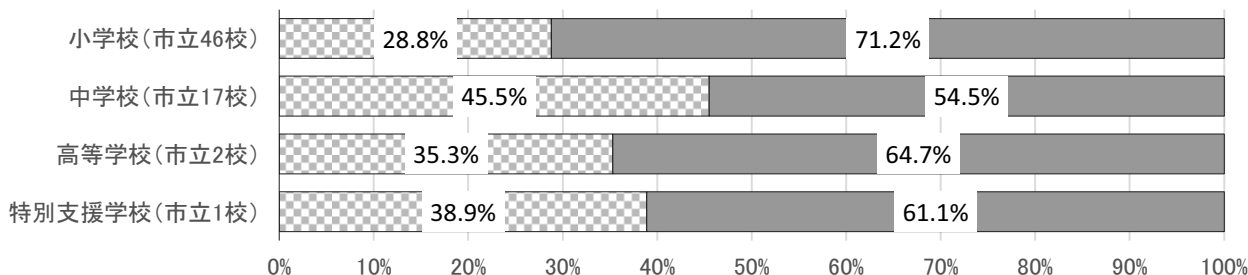
③主幹教諭・指導教諭・教諭



④養護教諭・養護助教諭



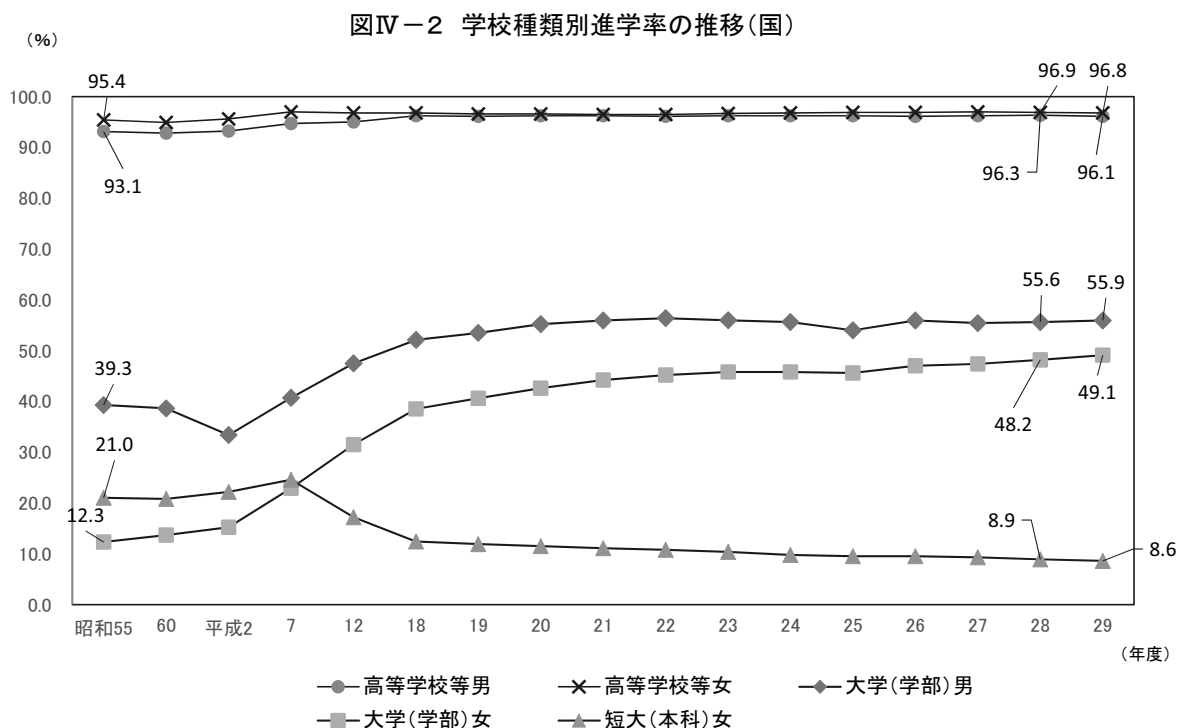
⑤講師等(助教諭含む)



資料出所：「学校基本調査」

2. 学校種類別進学率の推移 (国)

平成 29 年度の学校種類別の進学率を見ると、高等学校への進学率は、女子 96.8%、男子 96.1%と女子の方が若干高くなっている。大学(学部)への進学率は、女子 49.1%、男子 55.9%と男子の方が 6.8 ポイント高いが、女子は全体の 8.6%が短期大学(本科)へ進学しており、これを合わせると、女子の大学進学率は 57.7%となる。近年、大学(学部)の女子の進学率は上昇傾向にある一方、短期大学への進学率は低下傾向にある。



資料出所：内閣府「平成 30 年版 男女共同参画白書」より作成

V 社会参画

1. 委員会・審議会等における女性登用状況

(H30. 4. 1 現在)

表V-1 地方自治法（180条の5）に基づくもの

名称	定数	現委員数			女性の比率 (%)
		女	男	計	
教育委員会	6	2	4	6	33.3
選挙管理委員会	4	2	2	4	50.0
公平委員会	3	1	2	3	33.3
監査委員	4	0	4	4	0.0
農業 委員会	農業委員	5	19	24	20.8
	農地利用最適化推進委員	1	28	29	3.4
固定資産評価審査委員会	12	3	7	10	30.0

() 内の数字は審議会・委員会の数

資料出所：市男女平等政策課

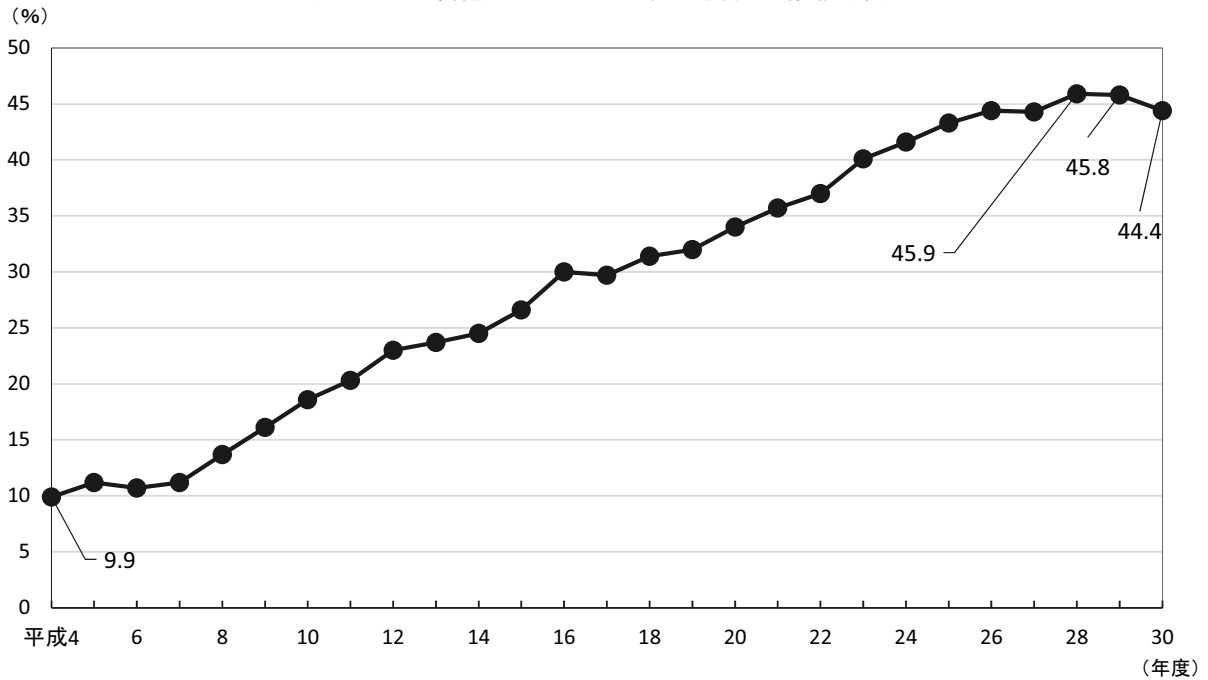
表V-2 その他の審議会・委員会等の女性登用状況

内訳	審議会等 数	委員数(人)			登用率 (%)
		総数	女性	男性	
A：法律・条例に基づくもの	76	1,100	489	611	44.5%
B：要綱等に基づくもの	16	294	130	164	44.2%
合計(A+B)	92	1,394	619	775	44.4%

※任期満了が3月31日であるものの委嘱が6月以降になる審議会等を除く。

資料出所：市男女平等政策課

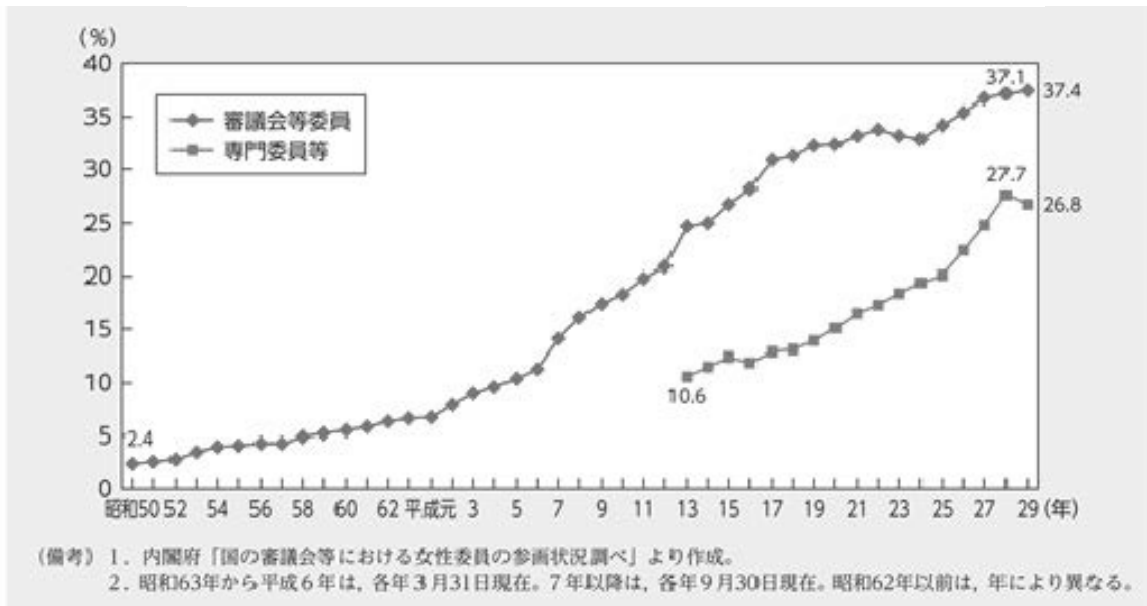
図V-3 審議会における女性の割合の推移(市)



資料出所：市男女平等政策課

*平成28年度に「久留米市における審議会等への女性の登用促進要綱」を見直し、「各審議会等の委員の割合は男女いずれも40パーセントを下回らないものとする」と、数値目標を設定した。

図V-4 審議会等における女性委員割合の推移(国)



資料出所：内閣府「平成30年版男女共同参画白書」

審議会・委員会等女性登用状況一覧(市)

A. 法律・条例に基づくもの

H30.4.1現在

	審議会・委員会等名称	総数	女性	男性	女性登用率
1	久留米市政倫理審査会	9	4	5	44.4%
2	久留米市情報公開・個人情報保護審査会	7	3	4	42.9%
3	久留米市情報公開・個人情報保護審議会	9	4	5	44.4%
4	久留米市表彰審査委員会	10	5	5	50.0%
5	久留米市行政不服審査会	6	3	3	50.0%
6	久留米市職員表彰懲戒諮問委員会	7	2	5	28.6%
7	久留米市非常勤職員等の公務災害補償等認定委員会	7	3	4	42.9%
8	久留米市非常勤職員公務災害補償等審査会	3	1	2	33.3%
9	久留米市職員公務災害補償等附加給付金審査会	8	2	6	25.0%
10	久留米市総合評価技術委員会	5	2	3	40.0%
11	久留米市防犯まちづくり推進協議会	19	7	12	36.8%
12	久留米市人権啓発センター運営委員会	17	10	7	58.8%
13	久留米市隣保館運営審議会	15	7	8	46.7%
14	久留米市男女平等政策審議会	15	8	7	53.3%
15	久留米市男女平等推進センター運営委員会	15	9	6	60.0%
16	久留米市芸術奨励賞選考委員会	15	6	9	40.0%
17	久留米市美術品収集委員会	5	2	3	40.0%
18	久留米市社会教育委員	10	5	5	50.0%
19	久留米市勤労青少年ホーム運営委員会	13	7	6	53.8%
20	久留米市生涯学習センター運営委員会	16	9	7	56.3%
21	久留米市文化財収蔵資料審議会	8	4	4	50.0%
22	久留米市文化財専門委員会	16	8	8	50.0%
23	久留米市スポーツ推進審議会	18	8	10	44.4%
24	久留米市立図書館協議会	17	9	8	52.9%
25	久留米市民生委員推薦会	14	6	8	42.9%
26	久留米市社会福祉審議会	37	21	16	56.8%
27	久留米市国民健康保険運営協議会	12	5	7	41.7%
28	久留米市障害支援区分認定審査会	34	15	19	44.1%
29	久留米市老人ホーム入所判定委員会	7	4	3	57.1%
30	久留米市介護認定審査会	72	30	42	41.7%
31	久留米市保健所運営協議会	20	10	10	50.0%
32	久留米市感染症診査協議会	9	5	4	55.6%
33	久留米市予防接種健康被害調査委員会	11	5	6	45.5%
34	久留米市小児慢性特定疾病審査会	5	2	3	40.0%
35	久留米市子ども・子育て会議	15	8	7	53.3%
36	久留米市養護児審査会	14	8	6	57.1%
37	久留米市要保護児童対策地域協議会	29	13	16	44.8%
38	久留米市環境審議会	17	8	9	47.1%
39	久留米市放置自動車廃物判定委員会	7	4	3	57.1%
40	久留米市産業廃棄物審議会	5	2	3	40.0%
41	久留米市地下水汚染対策委員会	5	2	3	40.0%
42	久留米市ごみ処理施設等監視委員会	15	7	8	46.7%
43	久留米市食料・農業・農村政策審議会	17	8	9	47.1%
44	久留米市中央卸売市場取引委員会 青果取引委員会	7	4	3	57.1%
45	久留米市中央卸売市場取引委員会 水産物取引委員会	8	4	4	50.0%
46	久留米市中央卸売市場運営協議会	23	8	15	34.8%
47	久留米市中小商工業融資委員会	15	6	9	40.0%
48	久留米市企業立地促進委員会	14	6	8	42.9%
49	久留米市立草野歴史資料館協議会	9	4	5	44.4%
50	久留米市伝統的町並み保存審議会	10	4	6	40.0%
51	久留米市公共事業再評価検討委員会	5	2	3	40.0%
52	久留米市防災会議	46	10	36	21.7%
53	久留米市水防協議会	21	5	16	23.8%
54	久留米市国民保護協議会	46	10	36	21.7%
55	久留米市消防団員懲戒諮問委員会	6	2	4	33.3%
56	久留米市都市計画審議会	20	8	12	40.0%
57	久留米市モーター類似施設審議会	7	3	4	42.9%
58	久留米市屋外広告物審議会	8	4	4	50.0%

	審議会・委員会等名称	総数	女性	男性	女性登用率
59	久留米市景観審議会	7	4	3	57.1%
60	久留米市地域公共交通会議	30	8	22	26.7%
61	久留米市建築審査会	7	3	4	42.9%
62	久留米市中高層建築物等建築紛争調停委員会	6	4	2	66.7%
63	久留米市開発審査会	7	3	4	42.9%
64	久留米市有線放送運営委員会	11	5	6	45.5%
65	久留米市地方卸売市場田主丸流通センター運営審議会	16	8	8	50.0%
66	久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会	10	6	4	60.0%
67	久留米市北野生涯学習センター運営委員会	14	6	8	42.9%
68	久留米市城島ふれあいセンター運営委員会	16	9	7	56.3%
69	久留米市城島生涯学習センター運営委員会	12	7	5	58.3%
70	久留米市三潁生涯学習センター運営委員会	15	8	7	53.3%
71	久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会	7	4	3	57.1%
72	久留米市教育支援委員会	35	20	15	57.1%
73	久留米市立小中学校通学区域審議会	15	7	8	46.7%
74	久留米市教科用図書選定委員会	8	4	4	50.0%
75	久留米市立学校結核対策委員会	9	4	5	44.4%
76	久留米市教育集会所運営審議会	15	8	7	53.3%
	計	1100	489	611	44.5%

B. 規則・要綱に基づくもの

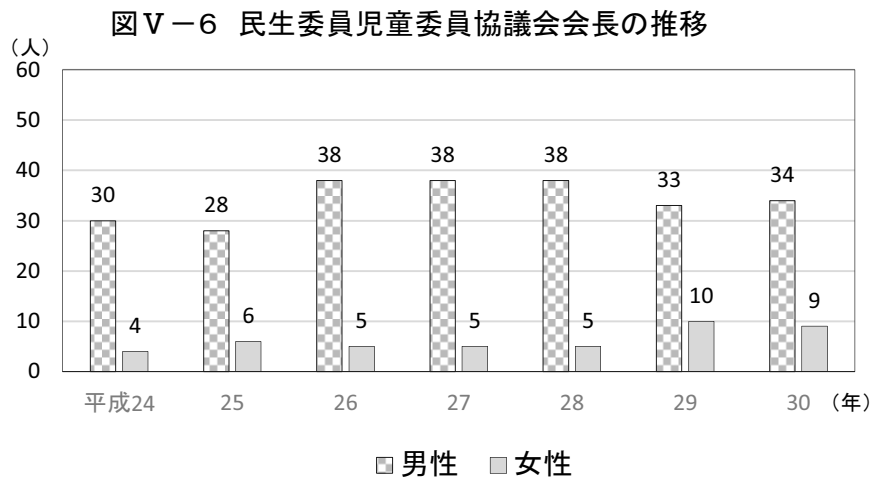
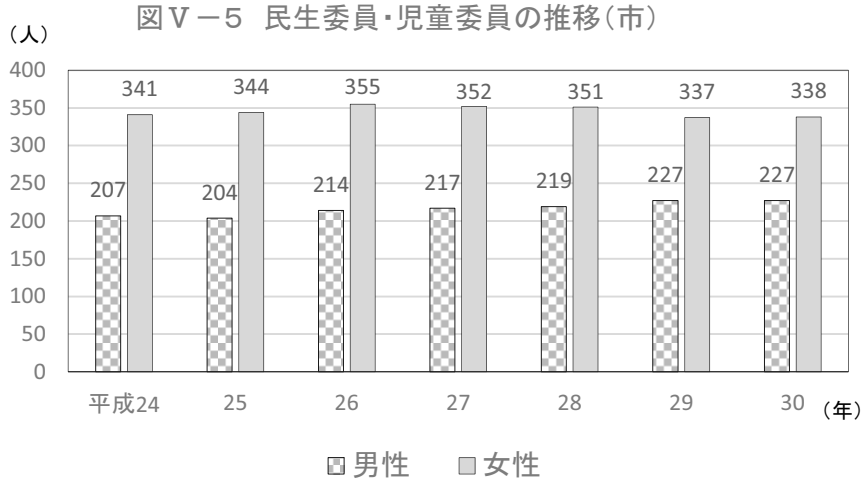
H30.4.1現在

	審議会・委員会等名称	総数	女性	男性	女性登用率
1	久留米市キラリ創生総合戦略検証会議	15	6	9	40.0%
2	久留米市入札監視委員会	4	2	2	50.0%
3	久留米市セーフコミュニティ推進協議会	63	23	40	36.5%
4	耳納市民センター多目的棟管理運営委員会	12	6	6	50.0%
5	筑邦市民センター多目的棟管理運営委員会	12	5	7	41.7%
6	久留米市地域福祉計画推進協議会	15	9	6	60.0%
7	久留米市救急医療協議会	12	4	8	33.3%
8	久留米市障害者地域生活支援協議会	17	8	9	47.1%
9	久留米市成年後見推進協議会	6	3	3	50.0%
10	久留米市自殺対策計画推進委員会	18	8	10	44.4%
11	「健康くるめ21」計画推進協議会	19	10	9	52.6%
12	久留米市青少年非行を生まない社会づくり推進対策本部	27	11	16	40.7%
13	久留米市環境美化促進協議会	14	6	8	42.9%
14	久留米市地球温暖化対策協議会	24	11	13	45.8%
15	久留米市循環型ごみ処理委員会	13	7	6	53.8%
16	久留米市食育推進会議	23	11	12	47.8%
	計	294	130	164	44.2%

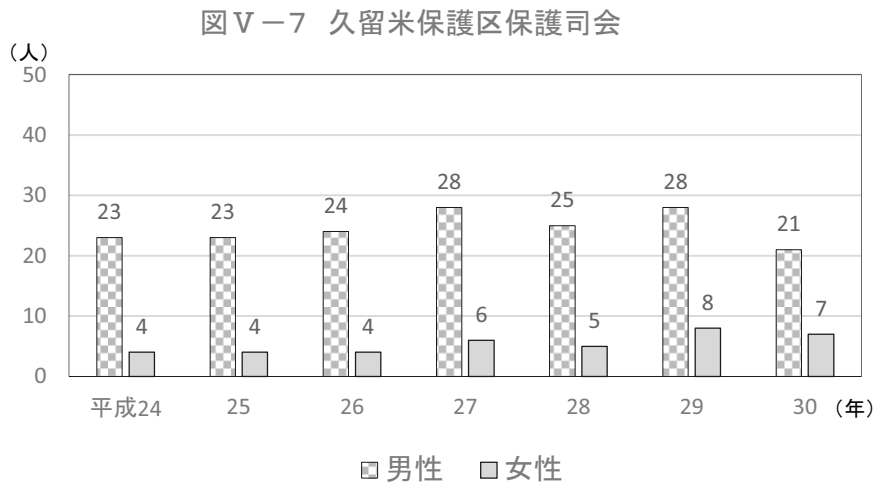
資料出所：市男女平等政策課

2. 民生委員・保護司における女性の割合（市）

民生委員は、女性の割合が多いが、会長に限れば男性が圧倒的に多い。



資料出所：久留米市民生委員児童委員協議会



資料出所：久留米保護区保護司会

3. 団体等における女性役職者等の割合（市）

(1) PTA

小・中学校 PTA 連合会役員及び各 P T A 会長は、以前から男性の割合が多い。

図 V-8 小学校PTA連合会役員の推移

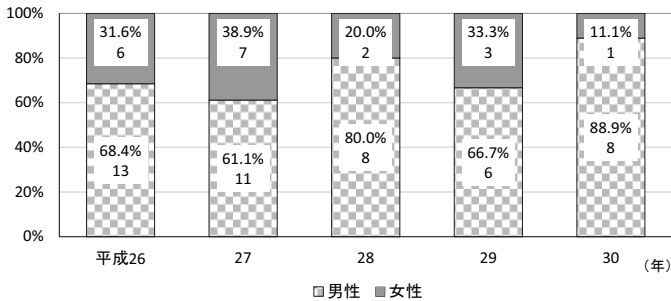


図 V-9 中学校PTA連合会役員の推移

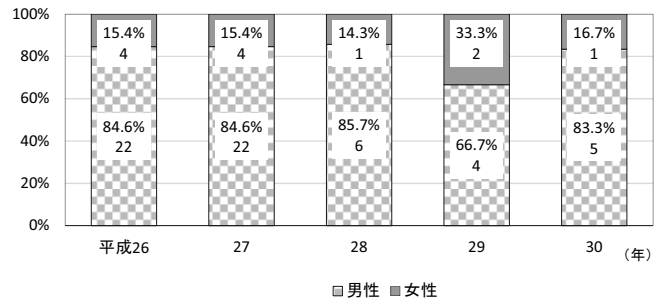


図 V-10 小学校PTA会長の推移

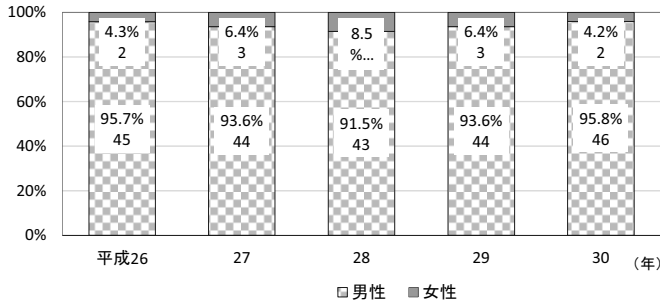
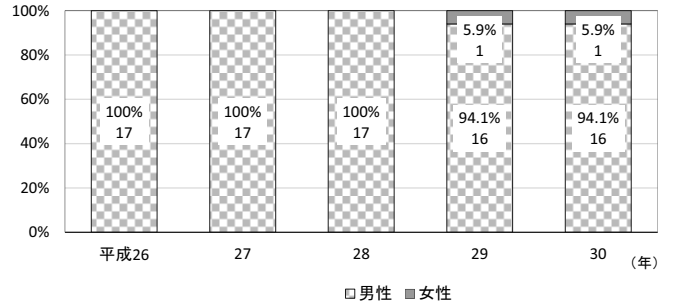


図 V-11 中学校PTA会長の推移

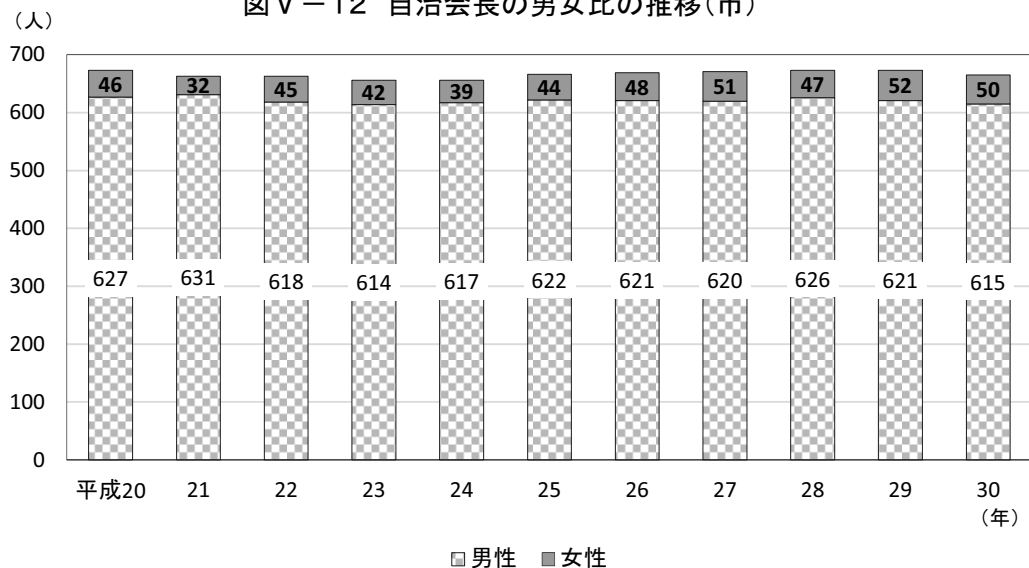


資料出所：市小・中学校 PTA 連合協議会

(2) 自治会長

自治会長は男性の数が圧倒的に多く、女性の割合は男性の1割未満で推移している。

図 V-12 自治会長の男女比の推移(市)



資料出所：市地域コミュニティ課

4. 議会における女性議員の割合

久留米市の市議会議員の女性の比率は 15.8%（当選時）で、これは福岡県議会議員の女性比率である 10.5%及び全国の市議会議員の女性議員の割合である 14.4%を上回っている。

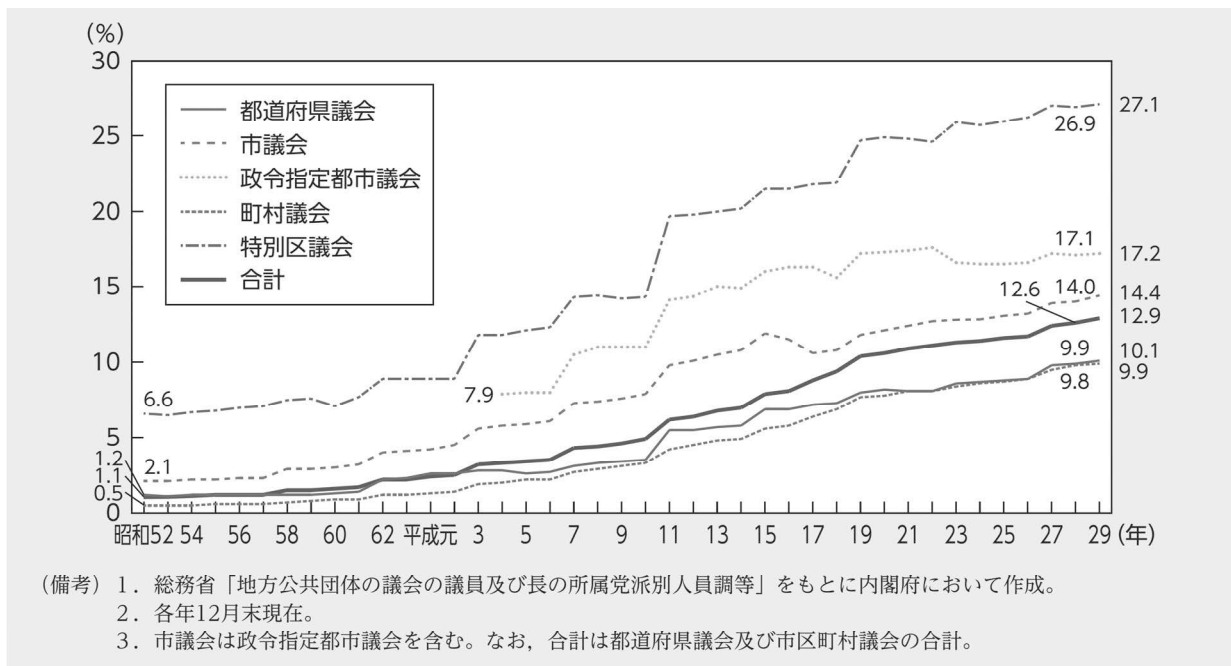
表 V-13 議会議員の女性の割合

	女	男	女性の比率 (%)
H19.5.2～H23.5.1	6	36	14.3%
H23.5.2～H27.5.1	5	33	13.2%
H27.5.2～H31.5.1	6	32	15.8%
*福岡県	9	77	10.5%

* 当選時の数値

資料出所：市議会事務局

図 V-14 地方議会における女性議員割合の推移



資料出所：内閣府「平成30年版 男女共同参画白書」

5. HDI、GII、GGI における日本の順位

① HDI 2015 (平成27) 年
(人間開発指数)

順位	国名	HDI値
1	ノルウェー	0.949
2	オーストラリア	0.939
2	スイス	0.939
4	ドイツ	0.926
5	デンマーク	0.925
5	シンガポール	0.925
7	オランダ	0.924
8	アイルランド	0.923
9	アイスランド	0.921
10	カナダ	0.920
10	米国	0.920
12	香港	0.917
13	ニュージーランド	0.915
14	スウェーデン	0.913
15	リヒテンシュタイン	0.912
16	英国	0.909
17	日本	0.903
18	韓国	0.901
19	イスラエル	0.899
20	ルクセンブルグ	0.898
21	フランス	0.897
22	ベルギー	0.896
23	フィンランド	0.895
24	オーストリア	0.893
25	スロベニア	0.890
26	イタリア	0.887
27	スペイン	0.884
28	チェコ	0.878
29	ギリシャ	0.866
30	ブルネイ	0.865
30	エストニア	0.865
36	ポーランド	0.855
38	チリ	0.847
40	スロバキア	0.845
41	ポルトガル	0.843
43	ハンガリー	0.836
44	ラトビア	0.830
71	トルコ	0.767
77	メキシコ	0.762

② GII 2015 (平成27) 年
(ジェンダー不平等指数)

順位	国名	GII値
1	スイス	0.040
2	デンマーク	0.041
3	オランダ	0.044
4	スウェーデン	0.048
5	アイスランド	0.051
6	ノルウェー	0.053
6	スロヴェニア	0.053
8	フィンランド	0.056
9	ドイツ	0.066
10	韓国	0.067
11	シンガポール	0.068
12	ベルギー	0.073
13	ルクセンブルグ	0.075
14	オーストリア	0.078
15	スペイン	0.081
16	イタリア	0.085
17	ポルトガル	0.091
18	カナダ	0.098
19	フランス	0.102
20	イスラエル	0.103
21	日本	0.116
23	ギリシャ	0.119
24	オーストラリア	0.120
26	アイルランド	0.127
27	チェコ	0.129
28	英国	0.131
28	エストニア	0.131
30	ポーランド	0.137
34	ニュージーランド	0.158
39	スロバキア	0.179
41	ラトビア	0.191
43	米国	0.203
49	ハンガリー	0.252
65	チリ	0.322
69	トルコ	0.328
73	メキシコ	0.345

③ GGI 2017 (平成29) 年
(ジェンダー・ギャップ指数)

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.878
2	ノルウェー	0.830
3	フィンランド	0.823
4	ルワンダ	0.822
5	スウェーデン	0.816
6	ニカラグア	0.814
7	スロベニア	0.805
8	アイルランド	0.794
9	ニュージーランド	0.791
10	フィリピン	0.790
11	フランス	0.778
12	ドイツ	0.778
13	ナミビア	0.777
14	デンマーク	0.776
15	英国	0.770
16	カナダ	0.769
17	ボリビア	0.758
18	ブルガリア	0.756
19	南アフリカ	0.756
20	ラトビア	0.756
21	スイス	0.755
24	スペイン	0.746
31	ベルギー	0.739
32	オランダ	0.737
33	ポルトガル	0.734
35	オーストラリア	0.731
37	エストニア	0.731
39	ポーランド	0.728
44	イスラエル	0.721
49	米国	0.718
57	オーストリア	0.709
59	ルクセンブルグ	0.706
63	チリ	0.704
74	スロバキア	0.694
78	ギリシャ	0.692
81	メキシコ	0.692
82	イタリア	0.692
88	チェコ	0.688
103	ハンガリー	0.670
114	日本	0.657
118	韓国	0.650
131	トルコ	0.625

- (備考) 1. HDI及びGIIは国連開発計画(UNDP)「人間開発報告書2016」、GGIは世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2017」より作成。
2. 測定可能な国数は、HDIは188の国と地域、GIIは159か国、GGIは144か国。そのうち、上位20か国及びOECD加盟国(35か国)を抽出。

*HDI…人間開発指数(Human Development Index)。国連開発計画(UNDP)による指標で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、出生時の平均寿命、知識(平均就学年数及び予想就学年数)、1人当たり国民総所得(GNI)を用いて算出している。

*GII…ジェンダー不平等指数(Gender Inequality Index)。国連開発計画(UNDP)による指標で、国家の人間開発の達成度が男女の不等等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。次の3側面5指標から構成されている。【保健分野】・妊産婦死亡率・15-19歳の女性の1,000人当たりの出生数【エンパワーメント】・国会議員女性割合・中等教育以上の教育を受けた人の割合(男女別)【労働市場】・労働力率(男女別)

*GGI…ジェンダーギャップ指数(Gender Gap Index)世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。具体的には、次のデータから算出される。【経済分野】・労働力率・同じ仕事の賃金の同索性・所得の推計値・管理職に占める比率・専門職に占める比率【教育分野】・識字率・初等、中等、高等教育の各在学率【保健分野】・新生児の男女比率・健康寿命【政治分野】・国会議員に占める比率・閣僚の比率・最近50年の国家元首の在任年数
資料出所:内閣府「平成30年版 男女共同参画白書」

VI 苦情処理機関

1. 男女平等に関する苦情・救済の申出処理件数(組織別)

所管部局	件数 (H15 ~27)	構成比 (%)	内容(年度)
総合政策部	2	5%	・広報くために掲載された性犯罪に関する記事の表現(H24)2件
総務部	3	7%	・女性のみを対象とする研修(H18) ・嘱託職員の介護休暇(H21) ・積極的是正措置の必要性(H20)
協働推進部	9	23%	・女性職員の配置(H15) ・女性だけに課せられる出不足金(H21,23,26) ・市補助団体発行紙の表現(H15,25(2件)) ・広報くために掲載された性犯罪に関する記事の表現(H24)2件
市民文化部	1	3%	・公民館主催の球技大会の参加資格(H18)
健康福祉部	0	0%	
子ども未来部	9	23%	・休日・夜間のDV被害者受け入れ(H15) ・研修内容(H19)3件 ・電話相談事業名称変更(H16)2件 ・市施設職員によるハラスメント(H20)3件
環境部	1	3%	・行政刊行物の表現(H18)
農政部	1	3%	・団体における定年年齢の男女差(H22)
商工観光労働部	0	0%	
都市建設部	2	5%	・単身DV被害者の市営住宅入居(H15) ・地域防火・防災組織(H18)※当時は消防本部
田主丸総合支所	0	0%	
北野総合支所	2	5%	・市補助団体発行紙の表現(H25)2件
城島総合支所	0	0%	
三瀨総合支所	0	0%	
上下水道部	0	0%	
教育部	5	13%	・高校の名簿(H15) ・小学校通信の表現(H19) ・高校の制服(H15) ・駅伝大会の出場者名簿(H19) ・小学校図書館のパソコンシステム(H19)
選挙管理委員会事務局	0	0%	
農業委員会事務局	0	0%	
民間	4	10%	・退職金の支払(H15) ・セクシュアル・ハラスメント(H18,23) ・職場における不利益取扱い(H16)
合計	39	100%	

第3部 相談窓口一覧

名称	内容	相談受付日時	連絡先
久留米市 男女平等推進センター	【総合相談、性暴力相談】 女性が抱える様々な悩みや生き方、配偶者等からの暴力や強かん、強制わいせつ、セクシュアル・ハラスメントなどの性暴力、夫婦問題など 女性相談員が対応	月～水、金、土 10:00～18:00 木 17:00～20:00 日 10:00～17:00	久留米市役所 男女平等推進センター 久留米市諏訪野町1830-6 (えーるピア久留米内) 電話 30-7802
	【法律相談】 離婚などをめぐる法律上の問題に女性弁護士が対応	第2・4木 14:00～15:30 第3木 17:30～19:00 (祝日、月末日、 年末年始を除く) * 面接相談は 要予約	
久留米市 家庭子ども相談課	児童虐待相談・通告や子どもの養育に関すること、女性の悩みや暴力に関する相談	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	久留米市役所 子ども未来部 家庭子ども相談課 久留米市城南町15-3 電話 30-9208
母子・父子・ 寡婦福祉相談	ひとり親家庭及び寡婦を対象に、自立に向けての生活基盤や諸問題に関する相談	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	久留米市役所 子ども未来部 家庭子ども相談課 久留米市城南町15-3 電話 30-9063
福岡県DV相談	配偶者やパートナーからの暴力についての相談電話		
	北筑後保健福祉環境事務所	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	電話 34-8111
	福岡県配偶者からの暴力相談電話 (夜間休日相談)	月～金 17:00～24:00 土日祝日 9:00～24:00 (年末年始を除く)	電話 092-663-8724
	男性DV被害者のための相談ホットライン	水・木 17:00～20:00 金 12:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)	電話 092-571-1462
	LGBTの方のDV被害者相談ホットライン	第2火 12:00～16:00 第4火 17:00～20:00 (祝日・年末年始を除く)	電話 080-2701-5461

市外局番を記載していない電話番号は「0942」を省略しています

名称	内容	相談受付日時	連絡先
福岡県あすばる 女性相談ホットライン	【総合相談】 夫やパートナーからの暴力や家庭に関係する相談 女性相談員が対応	9:00～17:00 金曜日(祝日を除く)は、18:00～20:30も対応 (8/13～8/15、年末年始は除く)	福岡県 男女共同参画センター あすばる 春日市原町3丁目1-7 クローバープラザ内 電話 092-584-1266
	【専門相談】 法律、こころの健康、女性に対する暴力、就業援助など 女性弁護士や女性カウンセラーなど専門家が対応 要予約	毎月1～2回、 13:00～16:00 (就業援助相談は10:00～12:00) * 相談内容によって相談日時が異なるので、ホームページで確認 http://www.asubaru.or.jp/	
性暴力被害者 支援センター・ ふくおか	性暴力被害に関する相談に対し、電話・面接相談、医療機関・警察等への付き添いなど、被害直後からの総合的な支援	24時間365日	電話 092-762-0799
福岡県警察本部 犯罪被害者相談	犯罪被害相談 【心のリリーフ・ライン】 犯罪被害者やその周囲の方々の心のケアに、女性の臨床心理士が対応	月～金 9:00～17:45 (祝日・年末年始を除く) 面接相談は要予約	福岡県警察本部 福岡市博多区東公園7-7 電話 092-632-7830
	【性犯罪被害相談電話全国共通番号】 性犯罪被害に遭われた方々の相談に、女性の臨床心理士や警察官が対応	24時間365日 (* 男性警察官が対応する場合があります)	#8103(ハートさん)

名称	内容	相談受付日時	連絡先
福岡県筑後労働者支援事務所	<p>【労働相談】</p> <p>職場における、労働者・使用者双方からの様々な労働問題についての相談 自主的な解決ができない場合は、当所職員又は福岡県労働委員会委員が労働者と使用者の間に入り、紛争解決を図る「あっせん」制度もあり、また、複雑、高度化する労働相談に対応するため、必要に応じて弁護士にアドバイスを受ける体制も執っている。</p>	<p>・通常相談 月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)</p> <p>・夜間電話相談 水 17:15～20:00 (祝日の場合は翌日に実施。年末年始を除く)</p>	<p>福岡県 筑後労働者支援事務所</p> <p>久留米市合川町1642-1 (福岡県 久留米総合庁舎1階)</p> <p>電話 30-1034 FAX 30-1025</p>
	<p>【子育て女性就職支援センター事業】</p> <p>子育て中の女性に対して「就業相談」、「就職関係情報・保育情報の提供」、「求人開拓」、「就職あっせん」までの支援をワンストップで行う。</p>	<p>月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)</p>	<p>福岡県子育て女性就職支援センター</p> <p>久留米市合川町1642-1 (福岡県筑後労働者支援事務所内)</p> <p>電話 38-7579 FAX 30-1025</p>
福岡労働局雇用環境・均等部指導課	<p>職場での男女差別、妊娠・出産・育休等による解雇・不利益取扱い、マタニティ・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、母性健康管理、育児・介護休業、パートタイム労働者の均衡待遇等に関する相談やパワー・ハラスメント、職場における労働条件に関する相談</p>	<p>月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)</p>	<p>福岡労働局雇用環境・均等部指導課</p> <p>福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4階</p> <p>電話 092-411-4894 FAX 092-411-4895</p>
市民相談	<p>市政に関する苦情、要望、意見のほか、生活不安や悩み、トラブルなど</p>	<p>市政相談・一般相談・高齢者相談は 原則月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)</p>	<p>久留米市役所 協働推進部 広聴・相談課</p> <p>久留米市城南町15-3</p> <p>電話 30-9017 FAX 30-9711</p>
苦情処理機関	<p>・苦情の申出 市の男女平等施策に対する苦情及び他の施策が男女平等を阻害していると思われるとき ・救済の申出 市内において、性別による差別的取扱い等の権利侵害を受けたとき</p>	<p>月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)</p>	<p>久留米市役所 協働推進部 男女平等政策課</p> <p>久留米市城南町15-3</p> <p>電話 30-9246</p>

市外局番を記載していない電話番号は「0942」を省略しています

第4部 参考資料

久留米市男女平等を進める条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）
- 第 2 章 男女平等推進のための基本的施策（第 8 条—第 1 6 条）
- 第 3 章 苦情等の申出の処理（第 1 7 条—第 2 9 条）
- 第 4 章 久留米市男女平等政策審議会（第 3 0 条—第 3 3 条）
- 第 5 章 雑則（第 3 4 条）
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における男女平等の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項及び苦情等の申出の処理に関する事項を定め、男女平等を進めるための施策を総合的かつ計画的に実施することにより男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内に通勤する者、市内に通学する者及び市内を活動の拠点とする個人をいう。
- (2) 事業者等 事業者及びその他の民間団体で、市内において活動するものをいう。
- (3) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (4) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等の男女間において、個人の尊厳を侵すような身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画社会の実現は、次の基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による直接的又は間接的な差別的取扱いを受けないこと、男女が個性と能力を生かす機会が確保されること、男女間におけるあらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること及び性別による差別と他の理由からなる差別とを重複して受けている男女が存在する状況に対して配慮されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女平等の推進を阻害する要因となっている場合は、その要因が取り除かれるよう配慮されること。
- (3) 教育の果たす重要性にかんがみ、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の場において、男女平等を推進する視点が採り入れられること。
- (4) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に参画する機会が、平等に確保されるよう配慮されること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されること。

(6) 男女が生涯にわたり安全な環境の下で健康な生活を営み、性と生殖に関する事項に関し自らの決定が尊重されること。

(7) 男女平等の推進は、その取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、平和を基盤とした国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女平等の推進を主要な政策として位置付け、男女共同参画社会を実現するための施策（積極的格差是正措置を含む。以下「男女平等推進施策」という。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者等と協力して男女平等推進施策を実施しなければならない。

3 市は、男女平等推進施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市は、男女平等推進施策以外の施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等の推進を阻害することのないよう配慮しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画社会について理解を深め、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女平等の推進を阻害する要因を取り除くよう努めるとともに、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、男女共同参画社会について理解を深め、その活動に関し、基本理念にのっとり、男女平等の推進を阻害する要因を取り除くよう努めるとともに、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第7条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において性別による差別的な取扱いをしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

第2章 男女平等推進のための基本的施策

(政策等の立案及び決定の過程への女性の参画促進)

第8条 市は、積極的格差是正措置の一つとして次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 市における政策の立案及び決定の過程への女性の参画を積極的に促進すること。

(2) 事業者等における方針の立案及び決定の過程への女性の参画を促進するため、当該事業者等に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うこと。

(情報収集及び調査研究)

第9条 市は、男女平等推進施策を総合的に策定し、及び実施するため、情報収集及び調査研究を行うものとする。

(啓発活動)

第10条 市は、市民及び事業者等が男女共同参画社会について理解を深めるため、啓発活動を行うものとする。

(男女平等推進教育の充実)

第11条 市は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において効果的な方策を講ずることにより、男女平等を推進するための教育の充実に努めるものとする。

(家庭、職域及び地域における活動への平等な参画に対する支援)

第12条 市は、男女が固定的な性別役割にとらわれない対等な関係により、家庭、職域及び地域のあらゆる分野における活動の機会に平等に参画できるよう、必要な支援を行うものとする。

(男女平等推進活動への支援)

第13条 市は、市民又は事業者等が行う男女共同参画社会の実現に向けた男女平等を推進するための活動に対し、必要な支援を行うものとする。

(男女平等推進体制の整備)

第14条 市は、男女共同参画社会の実現に向けて、男女平等推進施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(男女平等推進拠点)

第15条 市は、久留米市男女平等推進センター（久留米市生涯学習センター、久留米市男女平等推進センター、久留米市人権啓発センター及び久留米市消費生活センター複合施設条例（平成12年久留米市条例第35号）第3条第2号に規定する施設をいう。）を、市の男女平等推進施策を実施するための拠点として位置付け、男女共同参画社会の実現に取り組むものとする。

(行動計画)

第16条 市は、男女平等推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「基本法」という。）第14条第3項の規定に基づき、市の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画として久留米市男女共同参画行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市は、行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、行動計画の実施状況について、年次報告書を作成し、公表するものとする。

第3章 苦情等の申出の処理

(男女平等推進委員)

第17条 市は、次条に規定する苦情及び救済の申出について、必要な処理をするため、市長の附属機関として久留米市男女平等推進委員（以下「推進委員」という。）を置く。

2 推進委員の定数は3人以内とする。

3 推進委員の数が2以上である場合においては、そのすべてが男女いずれか一方の性によって占められてはならない。

4 推進委員は、男女平等の推進に関し優れた識見を有し、性別による差別の解決に熱意があり、社会的信望が厚い者のうちから、市長がこれを委嘱する。

5 推進委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 推進委員の任期は、通算して6年を超えることができない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(苦情及び救済の申出)

第18条 市民及び事業者等は、推進委員に対し、市が行う男女平等推進施策に関する苦情の申出及び市が行うその他の施策が男女平等の推進を阻害していること又は阻害するおそれがあることに関する苦情の申出をすることができる。

2 何人も、推進委員に対し、市内において生じた性別による差別的取扱いその他の男女平等の推進を阻害する要因に基づく権利侵害（以下「権利侵害」という。）により被害を被った者の救済の申出をすることができる。

(推進委員の処理の対象としない事項)

第19条 前条に規定する苦情及び救済の申出（以下「苦情等の申出」という。）が次に掲げる事項である場合には、前条の規定にかかわらず、推進委員の処理の対象としない。

(1) 判決、裁決等により確定した事案に関する事項

(2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

(3) 国会又は地方公共団体の議会に対し請願が行われている事項

(4) 推進委員が行った苦情等の申出の処理に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、調査することが適当でないと推進委員が認める事項

2 前条第2項の規定による救済の申出は、当該申出に係る権利侵害があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があると推進委員が認めるときは、この限りでない。

(市に係る苦情等の申出の処理)

第20条 推進委員は、市に係る苦情等の申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認める場合は、市長に対し、市の施策についての意見を表明し、又は施策の是正若しくは改善のために必要な措置若しくは権利侵害により被害を被った者の救済のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

- 2 前項の規定による意見の表明及び勧告についての決定は、推進委員の合議によらなければならない。
- 3 市長は、推進委員から第1項の規定により意見が表明され、又は勧告を受けたときは、当該意見又は勧告を尊重しなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による勧告を受けたときは、当該勧告に対する市の措置について推進委員に報告しなければならない。
- 5 推進委員は、市長から前項の規定による報告を受けたときは、当該勧告及び報告の内容を公表するものとする。

(救済の申出の処理)

第21条 推進委員は、第18条第2項に規定する救済の申出(前条の規定により処理するものを除く。以下「救済の申出」という。)があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認める場合は、権利侵害により被害を被った者を救済するためのあっせんその他調整(以下「あっせん等」という。)を行うことができる。

- 2 推進委員は、前項の規定によるあっせん等を行った場合において、救済の申出に係る状況が改善されていないと認めるときは、権利侵害を行い被害を与えたものに対し、改善を求めるための意見を表明することができる。
- 3 推進委員は、前項の規定による意見の表明を事業者等に対して行った場合において、なお救済の申出に係る状況が継続し、かつ、その態様が悪質であると認めるときは、当該事業者等に対し、救済の申出に係る状況を是正するために必要な措置をとるべき旨を要請することができる。
- 4 推進委員は、前項の規定により事業者等に是正を要請した場合において、当該事業者等が正当な理由なく当該要請に応じないときは、市長に対し、その経過を報告するとともに、その状況を公表するよう求めることができる。
- 5 第2項の規定による意見の表明、第3項の規定による要請並びに前項の規定による報告及び公表の求めについての決定は、推進委員の合議によらなければならない。
- 6 市長は、推進委員から第4項の規定による報告及び公表の求めが行われた場合には、その状況について必要な事項を公表するものとする。この場合において、市長は、あらかじめ当該公表に係る事業者等に意見を述べる機会を与えなければならない。
- 7 市長は、前項の規定による公表を行ったときは、推進委員に対し、その内容を通知しなければならない。

(自己の発意による苦情等の処理)

第22条 推進委員は、自己の発意に基づき、第20条第1項及び前条第1項から第4項までの規定による調査、意見の表明、勧告、あっせん等、要請並びに報告及び公表の求めを行うことができる。この場合において、第20条第2項から第5項まで及び前条第5項から第7項までの規定を準用する。

(処理の経過及び結果の通知)

第23条 推進委員は、第20条から前条までの規定により、意見を表明し、勧告し、あっせん等を行い、是正を要請し、若しくは市長に対して公表を求め、又は市長から報告を受け、若しくは市長からの通知があったときは、苦情等の申出を行った者(苦情等の申出を行った者が、権利侵害により被害を被った者と異なる場合にあっては、それぞれの者)に対して、その旨を通知するものとする。

- 2 前項の規定によるあっせん等を行った旨の通知は、当該通知を受けるべき者があっせん等の当事者である場合は、これを省略することができる。

(調査への協力)

第24条 市は、推進委員が第20条第1項の調査を行う場合において、その調査を拒んではならない。

2 市民及び事業者等は、推進委員が第21条第1項の調査を行う場合において、その調査の実施に協力するよう努めなければならない。

(職務の遂行)

第25条 推進委員は、公平適切かつ迅速にその職務を遂行しなければならない。

2 推進委員は、その職務の公平な遂行に支障を生ずるおそれのある苦情等の申出についての処理に関わることができない。

(兼職の禁止)

第26条 推進委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

(政治的行為の制限)

第27条 推進委員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はその職務上の地位をこれらの団体若しくは政治的目的のために利用してはならない。

(解職の制限)

第28条 市長は、推進委員が、心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められる場合又は推進委員としてふさわしくない行為があると明白に認められる場合でなければ、その職を解くことができない。

(守秘義務)

第29条 推進委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

第4章 久留米市男女平等政策審議会

(設置)

第30条 市は、行動計画その他の男女平等の推進に関する重要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として久留米市男女平等政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第31条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、学識経験を有する者及び男女平等の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、市長がこれを委嘱する。

3 審議会の委員の構成は、男女いずれか一方の委員の数が審議会の委員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の審議会の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会の委員の任期は、通算して6年を超えることができない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(所掌事務)

第32条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じて、行動計画の策定及び変更に関し、調査審議し、意見を述べること。

(2) 行動計画の実施状況に関する年次報告書の内容についての報告を受け、必要に応じて、これに対する意見を述べること。

(3) 前2号のほか、市長の諮問に応じて、男女平等の推進に関する重要な事項に関し、調査審議し、及び答申を行い、又は必要があると認める事項について、市長に意見を述べること。

(意見の聴取)

第33条 審議会は、その所掌事務の処理に必要があるときは、市の機関の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

第5章 雑則

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成14年9月30日 久留米市条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な推進委員及び審議会委員の委嘱その他の準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

(久留米市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

3 久留米市附属機関の設置に関する条例(昭和33年久留米市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表市長の項中

「

久留米市乳幼児保育教育施設 適正配置委員会	保育所及び幼稚園の適正な配置に関する事項を調査審議すること。
久留米市男女平等政策審議会	男女平等政策に関する事項について調査審議すること。

」

を

「

久留米市乳幼児保育教育施設 適正配置委員会	保育所及び幼稚園の適正な配置に関する事項を調査審議すること。
--------------------------	--------------------------------

」

に改める。

(田主丸町、北野町、城島町及び三潴町の編入に伴う委員の任期の特例)

4 田主丸町、北野町、城島町及び三潴町の編入に伴い、当該編入の日以後最初に委嘱される久留米市男女平等政策審議会の委員(当該編入の際現に久留米市男女平等政策審議会の委員であるもの(以下「現行の委員」という。)の任期中に新たに委員として委嘱されるものに限る。)の任期は、第31条第4項の規定にかかわらず、現行の委員の任期の満了する日までとする。

(平16条例52・追加)

附 則 (平成16年12月28日条例第52号)

この条例は、平成17年2月5日から施行する。

○久留米市における審議会等への女性の登用促進要綱

平成15年3月31日

14男女第73号

(目的)

第1条 この要綱は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の理念に基づき、男女の自立と男女共同参画社会の実現を目指して、女性の意見を政策・方針決定の場へ反映させるため、審議会等への女性の登用を積極的に促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で「審議会等」とは、附属機関並びに要綱及び規程により設置された審議会、委員会、協議会、その他の調査、研究、審議、審査、協議等のための機関をいう。

(目標)

第3条 久留米市男女共同参画行動計画の目標を達成するに当たり、各審議会等の委員の割合は男女いずれも40パーセントを下回らないものとする。ただし、委員総数が3人の場合は、男女いずれも1人以上で構成するものとする。

(登用の促進)

第4条 審議会等を所管する課等の長（以下「所管の長」という。）は、所管する審議会等の委員の任命又は委嘱については、次の各号に掲げる事項に留意し、女性の積極的な登用を図るものとする。

- (1) 市民及び学識経験者から選任される委員については、女性の登用に特別の枠を設ける等の配慮をすること。
- (2) 団体推薦の委員については、団体の長等の役職に限定せず、女性の適任者の推薦について協力を要請すること。

(登用推進員の設置)

第5条 女性委員の登用計画の達成を図るため、各部に登用推進員を設置する。

- 2 登用推進員は、男女平等政策会議幹事（久留米市男女平等政策会議設置規程（平成15年久留米市規程第9号）別表第2に規定する代表幹事及び幹事の職にある者をいう。）のうち各部次長（部次長が置かれていない部にあつては次長の職位にある者のうち1名）をもって充てるものとし、所管の長への助言及び女性委員登用に必要な部内の調整事務を行う。
- 3 登用推進員は、審議会等の新設に伴う委員の選任又は委員の改選若しくは補充（定数の増員又は任期途中の委員退任に伴う委員の選任をいう。以下同じ。）に当たっては、男女平等政策会議会長（以下「会長」という。）に意見を求めることができる。
- 4 会長は、前項において、女性委員の登用について必要に応じ、助言や女性の人材に関する情報を提供するものとする。

(協議書等の提出)

第6条 登用推進員は、審議会等の委員改選の2月前までに審議会等委員への女性の登用に関する協議について所管の長に通知する。

- 2 各所管の長は、審議会等の委員の候補者を選定するに当たり、審議会等の新設又は委員の改選が行われる場合は当該新設又は改選が行われる1月前までに、委員の補充が行われる場合は当該補充の必要が生じ次第速やかに候補者を選定し、審議会等委員への女性の登用に関する協議書（別記様式）、予定者名簿及び審議会等の設置の根拠となる規程（以下「協議書等」という。）を所属の部長等に提出しなければならない。
- 3 協議書等の提出を受けた部長等は、速やかに男女平等推進担当部長に提出するものとする。

(事後報告)

第6条の2 所管の長は、前条の規定によらない委員の交代などにより登用状況に変更が生じた場合には、速やかに所属の部長等に対し、第6条に規定する協議書等を提出するものとする。この場合において、提出された協議書等は、登用状況変更報告書とみなす。

2 登用状況変更報告書を受けた部長等は、速やかに男女平等推進担当部長に提出するものとする。

(改善に向けた検討)

第7条 協議書等の提出を受けた男女平等推進担当部長は、第3条に規定する目標が達成されていない場合は、会長及び男女平等政策会議副会長（以下「副会長」という。）に報告し、会長、副会長及び部長等で登用率向上のための改善策について協議するものとする。

(その他)

第8条 所管の長は、審議会等において男女の占める割合が一方に偏ることで発言の機会が阻まれることなく、多様な意見が施策に反映されるよう、新たに委員に就任する者に対して事前に審議会等の趣旨や内容を説明する等丁寧な対応に努めるものとする。

第9条 団体推薦の場合において、推薦を依頼する団体に対し、団体の役職を担う女性が育成されるよう、必要に応じて男女共同参画に関する啓発や情報の提供を行うものとする。

(公表)

第10条 審議会等の女性委員の登用状況は、毎年度公表するものとする。

(庶務)

第11条 この要綱等の庶務は、協働推進部男女平等政策課において行う。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年16男女第153号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年19男女第186号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年22男女第232号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年23男女第69号）

この要綱は、平成23年6月15日から施行する。

附 則（平成28年27男女第138号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年29男女第100号）

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

審議会等委員への女性の登用に関する協議書

担 当 課 : _____ 部 _____ 課 担当 _____ 連絡先(_____)

1 審議会等の概要

審議会等の名称			
設置根拠			
区分 (該当するものに○)	A : 法律・条例によるもの	B : 設置要綱等によるもの	
委員任期 (期間)	年 月 日 から	年 月 日 (年 か月)

2 提出理由

提出の理由	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 改選(任期満了に伴う) <input type="checkbox"/> 補充 <input type="checkbox"/> 異動報告(人事異動等による一部改選など)
-------	---

3 男女の割合及び目標達成について 【目標:男女いずれの割合も40%を下回らないこと。】

	女性(人)	男性(人)	合計(人)	女性の登用率 <small>(小数点以下第二位を四捨五入)</small>
今回				%
前回				%

4 登用率達成の見込み

- 目標値達成
目標値未達成

目標値未達成の理由

理由	
今後の対応策	

担当課長		登用推進委員(次長)		男女平等政策会議委員(部長)	
(氏名)	印	(氏名)	印	(氏名)	印

備考 この協議書の添付書類として審議会等の委員予定者名簿(女性委員に印をつけたもの)及び審議会等の設置根拠規程を提出すること。

<男女平等政策会議事務局確認欄>

男女平等 政策課長	代表幹事 <small>(協働推進部次長)</small>	男女平等推進 担当部長	<事務局コメント>

男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- （2） 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成11年7月16日法律第102号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 略

（2） 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

（職員の身分引継ぎ）

第3条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成11年12月22日法律第160号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

ドメスティック・バイオレンス(DV) のないまちづくり宣言

人はだれもが、かけがえのない個人として尊重され、安全に安心して暮らす権利をもっています。しかし、DVによる被害は後を絶ちません。

DVとは、配偶者間や恋人同士など親密な関係のなかでおきる、さまざまな暴力のことをいいます。DVは人を暴力で支配する行為であり、体や心を傷つけ、命を奪うことさえある重大な人権侵害です。

DVはいかなる理由があっても許されるものではありません。

久留米市は、市民と協働して、DVのないまちづくりを進めることを決意し、ここに宣言します。

(平成22年告示第494号)

平成30年度版久留米市男女共同参画白書
(久留米市男女共同参画行動計画平成29年度実施状況)

平成31年3月

編集 久留米市協働推進部男女平等政策課

発行 久留米市

久留米市城南町15-3

TEL 0942-30-9044

FAX 0942-30-9703

